



英國財政史

第四編 戰後の財政(二)

一九二二年度—一九二四年度

國政研究會

昭和十一年十月



6414

注意事項

- 資料は大切に扱きましょう。
- 資料は転貸借はお断りします。
- 15日間の期限に必ず返して下さい。
- 資料を汚損または紛失した時は同一の資料又は相当代価を弁償していただきます。

群馬県立図書館  
前橋市日吉町一丁目14-8  
電話 (0272) 3008番



英國財政史

第四編 戦後の財政 (二)

—一九三三年度—一九三四年度—

昭和十一年十月調

國政研究會



英國財政史

目錄

(第四編 戦後の財政 (二))

第五章 十九百二十二年年度の歳計

一 一九二二年度の豫算大綱

二 一九二二年度の決算

三 歳出

(イ) 本豫算額及總豫算額

英國政府の經費節減に関する調査要綱

(ロ) 一九二二年度決算額と前年度決算額の比較

(ハ) 國債費、軍事費其他の區分

四 歳入

頁

一

三

九

一三

一五

二五

三九

四五

四九



(1)	減税及減額計畫	五一
(4)	本豫算額及總豫算額	六一
(8)	一九二二年度決算額と前年度決算額の比較	七一
(2)	租税收入其他の區分	七七
五 國 債		
(1)	減債計畫	八一
(4)	其の實績	八二
(8)	國債の現在	八四
(2)	對米戰債處理協定の經過	八九
(1)	提案されたる諸解決案	八九
(2)	米國政府の戰債處理に関する方針	九〇
(3)	バルフォアの覺書	九四
(4)	英米の交渉	九六

(5)	第二次英米交渉	一〇〇
(6)	ボルドウイン及メロン協定の内容	一〇三
六 對外債權		
第六章 十九百二十三年度の歲計		
一	一九二三年度の豫算大綱	一二九
二	一九二三年度の決算	一二六
三	歲 出	一三九
(1)	本豫算額	一三一
(4)	總豫算額	一四四
(8)	一九二二年度決算額と前年度決算額の比較	一四七
(2)	國債費、軍事費其他の區分	一五三
四 歲 入		
(1)	減税及減額計畫	一五九



(四) 本豫算額及總豫算額 ..... 一七四

(八) 一九二三年度決算額と前年度決算額の比較 ..... 一八三

(二) 租税收入其他の區分 ..... 一九〇

五 國 債 ..... 一九四

(1) 減債計畫 ..... 一九五

(1) 一九二三年財政法 ..... 一九八

(2) 一八七五年減債基金法 ..... 二〇三

(四) 其の實績 ..... 二〇九

(ハ) 國債の現在 ..... 二一一

六 對外債權 ..... 二一八

第七章 一九二四年度の歳計 ..... 二二一

一 一九二四年度の豫算大綱 ..... 二二三

労働黨の具体的社會主義綱領 (經濟財政に關係の分) ..... 二二六

一 國民最低生活の保障 ..... 二二五

二 産業の民主的管理 ..... 二二七

三 國家財政の改革 ..... 二二八

四 餘剩價値の利用 ..... 二二九

五 帝國主義の排斥 ..... 二三九

二 一九二四年度の決算 ..... 二三五

三 歳 出 ..... 二三八

(1) 本豫算額 ..... 二四〇

(四) 總豫算額 ..... 二四五

(八) 一九二四年度決算額と前年度決算額の比較 ..... 二四七

(二) 國債費、軍事費其他の區分 ..... 二五九

四 歳 入 ..... 二六一

(イ) 廢減税及減額計畫 ..... 二六四



第五章 千九百二十二年年度の歳計

(四)	本豫算額及總豫算額	二七六
(八)	一九二四年度決算額と前年度決算額の比較	二八四
(三)	租稅收入其他の區分	二九一
五	國債	二九五
(イ)	減債計畫	二九六
(ロ)	其の實績	三〇二
(ハ)	國債の現在	三〇四
(ニ)	國債の種別現在	三〇七
(ホ)	普通公債の内譯	三一五
六	對外債權	三一八



一九二二年度の  
豫算大綱

一九二二年度豫算は一九二二年三月一日蔵相ホーンによつて下院に提出せられた。其の金額は五月

歳出	九一〇、〇〇〇
歳入	九一〇、七七五、〇〇〇

差引歳入過

七〇六、〇〇〇

にして、之を經常部及び臨時部に區分するときは

	經常部	臨時部	計
歳出	八二三、八四六、〇〇〇 磅	八六、三二三、〇〇〇 磅	九一〇、〇六九、〇〇〇 磅
歳入	八二〇、七七五、〇〇〇	九〇、〇〇〇、〇〇〇	九一〇、七七五、〇〇〇
差引歳入過△不足	△ 三、〇七一、〇〇〇	三、七七七、〇〇〇	七〇六、〇〇〇

である。



此の本豫算額を前年度本豫算額

歳出 一、〇三九、七二八、〇〇〇 磅  
歳入 一、二一六、六五〇、〇〇〇

差引歳入過 一七六、九二二、〇〇〇

に比較するとき

歳出の減少 △ 一二九、六五九、〇〇〇 磅

歳入の減少 △ 三〇五、八七五、〇〇〇

差引歳入過△不足 一七六、二一六、〇〇〇

の減少にして、更に之を前年度總豫算額

歳出 一、一六〇、五一一、〇〇〇 磅

歳入 一、二一六、六五〇、〇〇〇

差引歳入過 五六、一三九、〇〇〇

に比較するとき

歳出の減少 △ 二五〇、四五二、〇〇〇 磅

歳入の減少 △ 三〇五、八七五、〇〇〇

差引歳入過△不足 五五、四二三、〇〇〇

の減少である。

斯く歳入歳出に亘り減少を生ずるは、歳出の大節減を行ふと同時に減税を行ふたからである。

然かも歳出は各省概算要求における節減額及國費調査委員會(所謂ケイブス)の節減案に對比するとき、議定費において約二千萬磅の増

加となつてゐるのである。

又歳入にあつては豫算編成當初の見積によるときは、歳計剰餘金四千六百餘萬磅を生ずる計算であつて、之を國債銷却に充當し得べきも、政府は現下經濟界の情勢が未曾有の不振を呈し、失業の益々蔓延しつつあるに顧み、本年度においては歳入による國債償



還政策を抛棄して、國民の租税負擔を軽減するの急務なるを痛感  
したるため、歳出總額の補填に支障なき限度において、減税を断  
行するの舉に出でたのである。而して其の減税額は四千五百餘萬  
磅である。

然るに決算に至り、一億百餘萬磅の歳計剩餘金を生ずるに至つた。  
後継内閣の藏相ボルド・ウインは、一九二三年度豫算演説中におい  
て

戦前においては剩餘金は小額であつた。戦前の十箇年度間にお  
いては、最高額は六百五十萬磅であつた。而して斯る小額は之  
を市場より取り去つて、國庫勘定中に保つても何等の面倒も起  
りなかつたのである。  
然し今日の如く多額な剩餘額の生ずる際には、斯る方法は實行  
不可能である。國庫に一億磅——否五十萬磅ですらも——の剩

餘金を留め置くことは、金融市場に最も危険なる恐慌を生ぜし  
めずには置かぬであらうし、又事實、年度の最終四半期におけ  
る所得税収入の收納を不可能なりしめるであらう。此の故に一  
九二〇年の財政法において、國庫をして剩餘の生じた場合には  
之を國債の償還に當てることを得せしめる法規を設けた。其の  
結果國庫は此の剩餘受領額を、國庫内に徒りに遊ばして置く代  
りに、直ちに公債の償還に當て、斯くして啻に利子の損失を避  
けたのみならず、最も重大な國税納入期における金融市場の過  
大な逼迫を緩和するといふ一層緊要な役目を盡くすこととなつ  
つたのである。

更にも一つ、最も重要な忘るべからざる點がある。蓋し「國債  
償還」といふ言葉は、屢々無限に遠いところにある或物に關す  
るものの如く使用された。従つて此の目的に資金を備へること



は、吾人の孫達の境遇を樂にするために、現在の資源を傷ける  
 所以であると考へられ來た。これ位間違つたことはない。吾  
 人の孫達が處理せねばならぬ公債も澤山ありうが、然し今日に  
 おいても公債は等しく吾人に付き纏つて其の處理を求めてゐる。  
 大戦勃發後の各年、本年及今後の數年においては、莫大な公債  
 が満期に達し、吾人は之を借換へるか乃至現金にて支拂ふか  
 なければならぬ。これは我國財政上の一新狀勢である。  
 と述べ、結局此の剰餘金を全部國債銷却に充當したのである。

○  
 本年度豫算はロイド・ジョージ聯立内閣において編成したるものなる  
 も、政變により聯立内閣解体し、一九二二年十月二十三日ボナ

ロ―保守党内閣成立したるを以て、両内閣に跨つて實行されたの  
 である。

二

一九二二年度の  
 決算

一九二二年度の決算額は

歳出  
 歳入

八一二、四九六、六〇四 磅

九一四、〇一二、四五二

差引歳入過

一〇一、五一五、八四八







一九二二年度歳出歳入豫算額及決算額比較表

區分	歳出		歳入		差引 歳入過△不足
	額	増△減	額	増△減	
一九二二年度 決算額	八三、四六、六〇四 磅		九四、〇二、四五二		一〇、五五、八四八
一九二二年度 本豫算額	九〇、〇九、〇〇〇 磅		九〇、七七、五〇〇		七、〇六、〇〇〇
一九二二年度 總豫算額	九〇、〇九、〇〇〇 磅		九〇、七七、五〇〇		七、〇六、〇〇〇
一九二一年度 決算額	一〇七、九、一八、六六七 磅		一、二四、八、九、八七三		四五、六九三、五四八
對本豫算額	九七、五七、三九六 磅	△	三、二二七、四五三		一〇〇、八九、八四八
對總豫算額	九七、五七、三九六 磅	△	三、二二七、四五三		一〇〇、八九、八四八
對一九二二年度 決算額	二六、六九〇、〇三三 磅	△	二一〇、八七、四三二		五五、八二三、六〇二

歳出
----

一九二二年度歳出の決算額は

三

既定費

議定費

計

既定費	議定費	計
國債費		三五三、九八九、九三二 磅
道路基金		一一、七七二、〇四三
地方税勘定支拂		一〇、四七一、〇一六
土地定任費		一、二三五、八七四
北部アイラン 金庫支拂		三、三二二、九三九
其他		二、七〇四、八〇〇
		三五三、四九六、六〇四



である。

合計

陸軍費	四五、四〇〇、〇〇〇
海軍費	五六、二〇〇、〇〇〇
空軍費	九、四〇〇、〇〇〇
民政費	二八六、八二六、〇〇〇
内閣、消費税及 内國税徴收費	一、三一七、〇〇〇
郵便事業費	四九、八五七、〇〇〇
計	四五九、〇〇〇、〇〇〇
合計	八一二、四九六、六〇四

1) 本豫算額  
及總豫算額

一九二二年五月一日下院に提出せられたる一九二二年  
度本豫算額は

經常部	三六三、四三八、〇〇〇	既定費	四六〇、四〇八、〇〇〇	議定費	八三三、八四六、〇〇〇	計	一、二九三、二五四、〇〇〇
臨時部	〇		八六、三三三、〇〇〇		八六、三三三、〇〇〇		八六、三三三、〇〇〇
合計	三六三、四三八、〇〇〇		五四六、六三一、〇〇〇		九一〇、〇六九、〇〇〇		九一〇、〇六九、〇〇〇

にして、其の合計額につき本豫算額を示せば

既定費	三三五、〇〇〇、〇〇〇
國債費	一〇、〇〇〇、〇〇〇
道路基金	九、七八八、〇〇〇
地方税勘定支拂	三、五〇〇、〇〇〇
土地定住費	一五



北部アイランド  
金庫支拂  
其他

計

二五〇、〇〇〇  
二、六五〇、〇〇〇  
三六三、四三八、〇〇〇

議定費

陸軍費

六二、三〇〇、〇〇〇

海軍費

六四、八八四、〇〇〇

空軍費

一〇、八九五、〇〇〇

民政費

三一七、四五五、〇〇〇

内閣税消費税及  
國稅徵收費

一一、二七五、〇〇〇

郵便事業費

五三、八二二、〇〇〇

追加豫算(豫備費)

二五、〇〇〇、〇〇〇

合計

九一〇、〇六九、〇〇〇

一六

磅

にして、之を前年度本豫算額

に比較するときは

一、〇三九、七二八、〇〇〇 磅  
一二九、六五九、〇〇〇 磅

の減少である。而して其の費目別は、

既定費

國債費の減少

一〇、〇〇〇、〇〇〇 磅

其他の増加

二、一六六、〇〇〇

計 (減少)

七、八三四、〇〇〇

議定費

軍事費の減少

六九、四七六、〇〇〇

民政費の減少

六一、五八〇、〇〇〇

追加豫算(豫備費)の増加

二五、〇〇〇、〇〇〇

一七



其他の減少

一八 磅

計 (減少)

△ 一二一、八二五、〇〇〇

合計 (減少)

△ 一二九、六五九、〇〇〇

にして、既定費中の國債費は、本年度においては經濟界の不況に鑑み、國民の租税負擔額を輕減するため、すべての減債基金(新減債基金)、四分利及五分利軍事公債減債基金、整理公債戰勝債券三分半利借換公債の減債基金及相續税、超過利得税の納付に代用される公債の銷却資金の繰入を停止したる結果、國債費の全部は若干の定期年金支拂費を除けば、何等の國債償還費を含まず利子支拂のみより成るのである。右減債基金繰入の停止によつて生ずる節減額は

約三〇、〇〇〇、〇〇〇磅乃至三五、〇〇〇、〇〇〇磅

と概算される。然し本年度の國債費中には、一九二二年十月より支拂ふべき對米國政府債務利子

二五、〇〇〇、〇〇〇 磅

を計上したることを注意するの要がある。



又議定費については國費調査委員會において、一九二一年十二月以來三回に亘り別紙要綱の如く、經費節減に関する報告を發表し、議定費審査金額

五一〇、五〇〇、〇〇〇 磅

に對し、

八六、八四四、一七五 磅

の節約案を樹てたのである。而して此の外において、大藏省回章に對し一九二一年七月末、各省より提出せる概算要求書における節減額



あるを以て、前者と合計するときには、經常議定費における節減豫  
定額は

七五、〇〇〇、〇〇〇<sub>二〇</sub> 磅

となる。而して一九二一年度本豫算における經常議定費は

一六一、八四四、一七五<sub>磅</sub>

議定費總額は

六六八、四五六、〇〇〇<sub>磅</sub>

内

臨時部 六五、七〇五、〇〇〇

差引

經常部 六〇二、七五七、〇〇〇

なるを以て、前記節減豫定額を差引くときは、一九二二年度經常  
議定費標準額は

四四〇、九〇六、八二五<sub>磅</sub>

となるのである。然るに一九二二年度本豫算における經常議定費、  
は

議定費總額は 五四六、六三一、〇〇〇<sub>磅</sub>

内

臨時部 八六、二二三、〇〇〇

差引

經常部 四六〇、四〇八、〇〇〇

である。故に標準額に比し

一九、五〇一、一七五<sub>磅</sub>

の増加となるのである。





軍事費の減額が巨額に上れるは、前年ワシントン海軍軍縮制限條約締結の結果によることを注意する必要がある。

又追加豫算（豫備費）は、當初藏相は經費の膨脹を防止するがため、極力豫備費金額の削減を企圖したるも、アイルランド問題の解決、北部アイルランドの失業手當、海外移住費、新失業保險法の施行等を要するを以て之を計上したるものである。



更に本豫算額を決算額

に比較するとき

八一二、四九六、六〇四 磅  
 △ 九七、五七二、三九六 磅

の減少である。而して其の費目別は

既定費

國債費の減少

△ 一一、〇一〇、〇六八 磅

道路基金の増加

一、七七二、〇四三

其他の減少

△ 七〇三、三七一

計（減少）

△ 九、九四一、三九六

議定費

軍事費の減少

△ 二七、〇七九、〇〇〇

民政費の減少

△ 三〇、六二九、〇〇〇



其他の減少

△ 二九、九三三、〇〇〇<sup>二四</sup> 磅

計 (減少)

△ 八七、六三一、〇〇〇

合計 (減少)

△ 九七、五七二、三九六

である。而して總豫算額は追加豫算額なきを以て本豫算額と同額である。

かくて經常議定費決算額は既述の標準額より減少したこととなるのである。

次に決算における國債費中には、一九二二年七月財政法により、新減債基金の拂渡が中止されたのである。



### 英國政府の經費節減に関する調査要綱

英國政府の經費節減問題については、戦時中より世論喧しく、夙に戦時經費の節減及び濫費の防止に関する調査建議をなすことを目的として次のニ委員會の設置を見たのである。

#### 一 政費節約委員會

本委員會は一九一五年七月に設置せられ、同年九月に第一回の報告を提出してより以來、一九一六年二月までに四回の報告書を提出し、主として一般行政官廳の經費節約の方策を建議した。

#### 二 國費調査特別委員會

英國政府の戦費累積の傾向殊に臨時事件費の増大に對する世人の憂慮隨て國費監督を必要とするの世論は、一九一七年に至り遂に下院においてメヨール・ゴッドフリー等の主唱となり、政府も賛成の餘儀なきに至り、ここに國費調査特別委員會を設置し、



同年七月下旬二十六名の委員を下院議員より任命し、ハーバートサムエルを其の委員長としたが、其の第一回報告書は同年十月二十四日付にて「白書」を以て公表せられ、最も時宜に適したるものとして世人の歓迎を受けた。而して當時の大蔵大臣ボナーロ氏は十月三十日一九一七年度臨時事件費第四回要求をなすに當り、之に言及し、最も之を有効に利用する意味を以て極力之が調査をなしたるのみならず、當日出席の數名の議員は右報告書中の建議を政府において速かに採用すべき旨の希望を表明した。其の後本委員會は數回に亘り報告書を提出して、主に軍事費軍需品に関する經費の節約を圖り、濫費を防止することににつき献策をなし、何れも相當の効果を擧げたのである。戦争終了後における英國政費の節約問題は、戦時中より一層緊切重要となり、朝野共に本問題の熱心なる考究を續けたが、此の點

に關し一九二一年以來英國政府の採用したる主要なる手段を要約すれば次の如くである。

- 一 大蔵省より各省に對し回章を發し、特に經費要求の削減を圖りたること。

戦後における英國政府の歳出は、逐年自然的減少の傾向を示したことは明かであるが、一九二一年度豫算の減少額の少きに鑑み、一九二二年度豫算の編成に際しては、各省の要求に對して一大斧鉞を加ふるの必要を生じたるがため、一九二一年五月十三日大蔵省は「同省官房長ヒルトン・マンダグの名を以て、各省に對して一九二二年度の概算要求を制限すべき旨の回章を發して各省の自發的節約を促すところがあつた。即ち大蔵省は一九二二年度豫算の編成に際し、歳入歳出の見積をなすに、經常歳入九億五十萬磅であり、此の内國債利拂額を差引くときは、一般



經常費に充當し得る金額は四億八千五百萬磅である。然かも、  
同年度の一般經常費見積は約六億三百萬磅であるから、收支の  
均衡を得る能はず、従つて各省をして經常費の二〇%を削減せ  
しめ、以て一般經常費を四億九千萬磅（即ち一億千三百萬磅の節減）  
に止むることを力説したのである。大藏省は該回章中において  
各省が右の趣旨に則り、七月三十一日までに其の概算要求書を  
作成提出すべき旨を希望した。尚ほ大藏省は後に至り、上記一  
億千三百萬磅の削減の外、更に六千二百萬磅の節約を圖る方針  
を採つたと傳へられる。  
然るに七月末各省より提出したる概算要求において、實際節減  
されたる金額は七千五百萬磅に過ぎず。當初の計畫は到底充分  
なる實現を見るに至りなかつたのである。

## 二 豫算特別委員會の設置

### イ 成立。

一九二一年六月二十二日英國政府は下院に左の決議案を提出  
した。

特別委員會を任命し、議會に提出せられたる經費概算中、  
其の委員會の職能たるべきものを審査せしめ、又斯る概算  
中に包含せる政策に適應するため、如何なる節約が效果あ  
るかを報告せしむ。

下院は右決議案につき討論をなしたる結果、六月二十八日修  
正可決せられ、ここに豫算特別委員會なるものの設置を見た  
のである。本委員會は既存の決算委員會に對應するものであ  
つて、單に事前と事後の差異あるのみ。共に全然技術的のも  
のである。即ち歳出豫算の計數、其の事項の要否等を詳細綿  
密に調査し、節約の餘地あるものを指摘せんとするものであ



リ、政策の問題を取扱ふことはない。而して政府は該委員會の決議を其の儘實行すべきものとした。

ロ、委員

數二十四名、一九二一年七月四日任命せられ、下院議員サ、フレデリック・バンブリーが委員長に任命された。

ハ、經過

一九二一年七月十二日に第一回委員會開催、爾後同年八月三日までに開會すること五回、次の二問題につき審議を重ねた。

A、官吏増俸の理由及戰時手當の内容

B、海軍省經費中新設漂白所建設費（十萬六千磅）の内容  
委員會は調査の結果、政府に對し左の如き決議をなした。

A、目下財政逼迫の時に際し、多額の増俸をなすことは最も時期を誤れるものである。

B、漂白所新設に関する海軍省の意向は、現存せる無煙火藥

所に隣接せしめ、硝化作用を迅速にし、不潔物の侵入を豫防せんとするものであつて、此の政策の可なる以上は、十萬六千磅の費用は決して不當なるものではない。

C、大藏省官房は前年度の報告に其の項目を附したる回章を發すること。

D、次期議會においては此の委員會の委員を出來得る限り早き時期において任命すること。

爾後毎會計年度初頭において本委員會は開會せられ、純技術的見地より、經費節約に関する方策を建議するところがあつた。

三、國費調査委員會の設置

イ、組織

大藏省の回章による經費節減の實效が擧りざりしに鑑み、一



九二一年八月三日、時の大藏大臣サー、ロバート・ホーソンは、下院において経費節減に関し内閣を補助する機関として、政黨に關係なく實業家より成る特種の委員會を設置する旨を發表したが、八月十六日初めて其の任命を見るに至つた。

委員長

エリック・ゲデイス卿

委員

イン・チ・ケープ

委員

フアーリングトン

委員

マクレール

委員

グラネット

幹事

ステイール

本委員會の正式の名稱は國費調査委員會であるが、委員長がゲデイスなるため、通常ゲデイス委員會と稱せられ、又實業家の委員より成る故を以て往々實業家委員會と呼ばれた。

### 口 權 能。

國費調査委員會は現在及び將來の歳入を考慮し、議定費に属する歳出を成るべく緊縮するため大藏大臣に建議するを以て目的とし、問題となる經費中に包含せられる政策の如何は、内閣の獨り審議し得べきところとなした。

但し委員會は經費を審議し、特定の政策の採用廢棄若くは修正により遂行せらるる經費節約の方法を指示するの權限を有する。

尚ほ委員會は其の審議調査に際し、大藏省及び其の他の官廳の補佐を受け、且つ其の職務執行上必要な報告を蒐集することを得る。

而して大藏省の國費調査委員會に對する要求は、一九二二年度經常議定費總額五億二千八百萬磅（一般豫算）に對し、約



一億磅の節約の提案をなすに在つたのである。  
 八 経過。

國費調査委員會は一九二一年七月に各省概算要求書に基き、  
 作製したる一九二二年度假豫算を基礎として、數箇月に亘り  
 慎重なる審議を重ね、前後三回の報告書を提出した。今其の  
 要項を示せば左表の如くである。

第一回報告	提出時期	審査經費金額	節約費目及金額
一九二一年 十二月十四日		三九〇、〇〇〇、〇〇〇 磅	海軍 二一、〇〇〇、〇〇〇 磅 陸軍 二〇、〇〇〇、〇〇〇 空軍 五、五〇〇、〇〇〇 教育 一八、〇〇〇、〇〇〇

第二回報告	(一九二二年) 一月十日發表	一八、〇〇〇、〇〇〇 磅	保 健 費 二、五〇〇、〇〇〇 戰 争 恩 給 費 三、三〇〇、〇〇〇 對大學文附金恩給費に 對する追加削減 一、一七一、八七五 計 七、四七一、八七五
	一九二二年 一月二十七日 (二月十日發表)		商 工 業 関 係 五三八、〇〇〇 輸 出 信 用 計 畫 費 五〇〇、〇〇〇 農 漁 業 関 係 費 八五五、〇〇〇 警 察 刑 務 所 費 一、五九五、〇〇〇 一 般 經 費 一〇二、〇〇〇 計 三、五九〇、〇〇〇
			植 民 地 及 中 東 関 係 二、二八五、五〇〇 計 三五



提出時期	一九二二年 二月二十一日 (二月二十四日發表)
審査經費金額	一〇二、五〇〇、〇〇〇 磅
節約費目及金額	司法關係 九四、五〇〇 磅 收入廳關係 二、五〇九、二〇〇 議院及若干の行政官廳 九三五、〇〇〇 工事建築關係 八九五、八〇〇 藝術及科學關係 四二、九〇〇 外務省其他 三〇四、三〇〇 印刷及中央登錄局 五八四、三〇〇 雜 一、一三〇、八〇〇 計 八、七八二、三〇〇 外に第一回以後に再審査せるもの 戰爭恩給 三、〇〇〇、〇〇〇

合計	五二〇、五〇〇、〇〇〇	八六、八四四、一七五
----	-------------	------------

備考

外に愛蘭關係の經費にして議定費に属するも審査の目的とな  
りざりしもの(一七、五〇〇、〇〇〇磅)がある。

右表三回の報告による節約總額は八千六百八十四萬四千七百七十  
五磅であつて、大藏省の要求したる一億磅に足りないが、委員  
會は華府會議の結果に基く海軍費の節減並に海軍石油貯藏費及  
海軍駐屯費の節約により、千三百萬磅以上の節約をなし得るが  
故に、一九二二年度豫算において、一億磅の節減をなすことは  
可能であると結論した。

要之、五億二十萬磅の豫算に對し、約一億磅の節減案を立てた



ものであつて、所謂「遠慮會釋なき削減」を加へたものといふ  
ことが出来る。世評亦大に之を歓迎し、「タイムス」紙の如き  
は之を以て納税者の大憲章と稱し、租税の輕減亦之に實現せら  
るべしと賞揚した。

二 效果

一九二二年度豫算を議會に提出するに先立ち、政府は大藏大  
臣ホトン及びチャトル等をして特殊の委員會を組織し、國  
費調査委員の提案中採用し得るものと然らざるものにつ  
き對策を考究するところがあつたが、一九二二年四月一日下院  
において、大藏大臣は該提案の全部を容るる能はざるも、華  
盛頓會議の決定に基く節約見込額、海軍石油貯藏費の節約額  
等を含めて、總額六千四百萬餘磅を節減すべき旨を聲明した。  
而して一九二二年度成立豫算を見るに、前述の如く到底豫期

程の成果を見ることは出来なかつたが、之がため相當の節減  
を断行し得たることは明かである。一九二三年度豫算の經常  
議定費を數字のみについて見れば、國費調査委員會の建議に  
略々近接するに至りたることを看取し得るのである。



四) 一九三三年度決算額  
と前年度決算額  
の比較

一九二二年度歳出決算額は

八一二、四九六、六〇四<sup>磅</sup>

一、〇七九、一八六、六二七<sup>磅</sup>

にして、之を一九二一年度歳出決算額  
に比較するときは



の減少である。而して其の費目別は

既定費	△	二六六、六九〇、〇二三	磅
國債費の減少	△	八、三〇四、四一五	磅
其他の増加	△	一、九二一、三九二	
計 (減少)	△	六、三八三、〇二三	
議定費			
軍事費の減少	△	七八、四四〇、〇〇〇	
民政費の減少	△	一六二、八七四、〇〇〇	
其他の減少	△	一八、九九三、〇〇〇	
計 (減少)	△	二六〇、三〇七、〇〇〇	
合計 (減少)	△	二六六、六九〇、〇二三	

にして、其の内譯は別表の如くである。

(一) 一九二二年度歳出決算額及豫算額比較表

費目	一九二二年度		對本豫算額、對總豫算額	對一九二二年度決算額
	決算額	豫算額		
既定費	磅	磅	磅	磅
國債費				
長期公債利子	七、八六、九三五	七、八七五、八七二	△	八九七
定期年金	三、四八、七三三	二、五九三、〇〇八	△	八五五、五六五
短期公債利子	一、九三、三三九	四、一〇、四九一	△	二、一七、一六二
國債取扱費	九七〇、五八四	八二六、三八四		一四四、二〇〇



費目	一九二二年度		一九二一年度		一九二二年度決算額の増△減	
	決算額	本豫算額	決算額	對本豫算額	對總豫算額	對一九二一年度決算額
新減債基金	。磅		九、〇九四、三四五	磅		九、〇九四、三四五
戰時國債費	三〇九、七八〇、五二一		三〇七、七九四、三四七			一九八、一六四
小計	三三三、九八九、九三三	三三五、〇〇〇、〇〇〇	三三三、二九四、三四七	一、〇一〇、〇六八	一、〇一〇、〇六八	八、三〇四、四三五
道路基金	一、一七二、二〇三	一〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、七九五、〇〇〇	一、七三三、〇四三	一、七三三、〇四三	九七七、〇四三
地方稅勘定支拂	一〇、四七一、〇二六	九、七八八、〇〇〇	一一、一七一、七六六	六八三、〇二六	六八三、〇二六	七〇〇、七〇〇
土地定住費	一、三三五、八四四	三、五〇〇、〇〇〇	二、六四七、〇九九	二、三四四、一三六	二、三四四、一三六	一、四一一、一九五
北部アイランド金庫支拂	三、三三二、九三九	二、五〇〇、〇〇〇	一、一〇三、三九九	八三三、九三九	八三三、九三九	二、三九九、五四六
其他	二、七〇四、八〇〇	二、六五〇、〇〇〇	一、八六八、一〇二	五四、八〇〇	五四、八〇〇	八三六、六九八
計	三五三、四九六、六四四	三六三、四三八、〇〇〇	三五九、八七九、六七七	九、九四一、三九六	九、九四一、三九六	六、三三三、三三三
議定費						
陸軍費	四五四、〇〇〇、〇〇〇	六三、三〇〇、〇〇〇	九五、一一〇、〇〇〇	一六、九〇〇、〇〇〇	一六、九〇〇、〇〇〇	四九、七一〇、〇〇〇

費目	一九二二年度		一九二一年度		一九二二年度決算額の増△減	
	決算額	本豫算額	決算額	對本豫算額	對總豫算額	對一九二一年度決算額
海軍費	五、三〇〇、〇〇〇	六四、八八四、〇〇〇	八〇、七七〇、〇〇〇	八、六八四、〇〇〇	八、六八四、〇〇〇	三四、五七〇、〇〇〇
空軍費	九、四〇〇、〇〇〇	一〇、八九五、〇〇〇	一三、五六〇、〇〇〇	一、四九五、〇〇〇	一、四九五、〇〇〇	四、六〇〇、〇〇〇
小計	一、一、〇〇〇、〇〇〇	一三八、〇七九、〇〇〇	一八、四四〇、〇〇〇	三、七〇、七九〇、〇〇〇	三、七〇、七九〇、〇〇〇	七、八、四四〇、〇〇〇
民政費	三六、八三六、〇〇〇	三七、四五五、〇〇〇	四九、七〇〇、〇〇〇	三〇、六三九、〇〇〇	三〇、六三九、〇〇〇	一、六二二、八七四、〇〇〇
關稅、消費稅及內國稅徵收費	一一、三三七、〇〇〇	一一、三七五、〇〇〇	一四、一九〇、〇〇〇	九五八、〇〇〇	九五八、〇〇〇	二、八七三、〇〇〇
郵便事業費	四九、八五七、〇〇〇	五三、八三三、〇〇〇	六五、九七七、〇〇〇	三、九六五、〇〇〇	三、九六五、〇〇〇	一、六一〇、〇〇〇
小計	三、四八、〇〇〇、〇〇〇	三、八三、五五二、〇〇〇	五二九、八六七、〇〇〇	三、五、五五二、〇〇〇	三、五、五五二、〇〇〇	一、八一、八六七、〇〇〇
追加豫算(豫備費)		二五、〇〇〇、〇〇〇		二五、〇〇〇、〇〇〇	二五、〇〇〇、〇〇〇	
計	四、五九、〇〇〇、〇〇〇	五、四六、六三一、〇〇〇	七一九、三三七、〇〇〇	八、七、六三一、〇〇〇	八、七、六三一、〇〇〇	三、六〇、三三七、〇〇〇
合計	八、一三、四九六、六四四	九、一〇、〇六九、〇〇〇	九、一〇、〇六九、〇〇〇	一、〇七九、一八六、六三七	一、〇七九、一八六、六三七	二、六六、六九〇、〇三三



(二) 一九二二年度民政費決算費目別内譯表

費目	決算額
公共土木及建築費	六、〇七六、五二二 磅
普通諸官廳俸給及經費	一〇、八三三、三七〇
司法及警察費	一四、四四三、九五〇
教育科學及技藝	四九、七九二、三一二
外國及植民地經費	一二、二六四、五三六
恩給及各種年金其他	一〇七、一二八、六八三
職業紹介保險等	三四、九四一、四六六
其他	五一、三四五、一六一
計	二八六、八二六、〇〇〇

(ハ) 國債費、軍事費其他の區分

一九二二年度歳出決算額を國債費、軍事費及び其他の經費に區分するときは

國債費	三二三、九八九、九三二 磅
軍事費	一一一、〇〇〇、〇〇〇
其他の經費	三七七、五〇六、六七二
計	八一三、四九六、六〇四

にして、之を一九二一年度歳出決算額の之れと比較するときは

國債費の減少	△ 八、三〇四、四一五 磅
軍事費の減少	△ 七八、四四〇、〇〇〇
其他の經費の減少	△ 一七九、九四五、六〇八



計 (減少)

△ 二六六、六九〇、〇二三 磅

である。

次に各年度における費途別割合を見るに

	一九二二年度 決算	一九二一年度 決算	一九二〇年度 決算	一九一九年度 決算	一九一八年度 決算	一九一七年度 決算
計	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
國債費	四〇	三一	二九	二〇	一一	一二
軍事費	一四	一七	二五	四一	八五	三九
其他の經費	四六	五二	四六	三九	四	四九

にして、國債費の累増と軍事費の遞減を示してゐるのである。而して其の内譯は別表の如くである。

一九二二年度歳出決算額 國債費 軍事費 其他區分表

費途	一九二二年度決算額		一九二一年度決算額		一九二二年度決算額の増△減
	金額	割合	金額	割合	
國債費	三三三、九八九、九三二 磅	四〇	三三二、二九四、三四七 磅	三一△	八、三〇四、四一五 磅
軍事費	一一一、〇〇〇、〇〇〇	一四	一八九、四四〇、〇〇〇	一七△	七八、四四〇、〇〇〇
其他の經費	三七七、五〇六、六七二	四六	五五七、四五二、二八〇	五二△	一七九、九四五、六〇八
計	八一二、四九六、六〇四	一〇〇	一、〇七九、一八六、六七七	一〇〇△	二六六、六九〇、〇二三



歳入

一九二二年度歳入の決算額は

租税收入

(直接税)

相續税	五六、八七一、〇〇〇
地租	六五〇、〇〇〇
家屋税	一一〇、〇〇〇
鑛業權税	二二〇、〇〇〇
所得税	三一四、八三六、〇〇〇
同附加税	六四、二〇九、〇〇〇
超過利得税	二、〇〇四、〇〇〇

磅

自働車税

一二、三二一、〇〇〇

法人利得税

一八、九七七、〇〇〇

小計

四七二、一九八、〇〇〇

(間接税)

関税

一二三、〇四三、〇〇〇

消費税

一五七、二七五、〇〇〇

印紙税

二二、二二二、〇〇〇

小計

三〇二、五四〇、〇〇〇

計

七七四、七三八、〇〇〇

税外收入

郵便收入

三四、一五〇、〇〇〇

電信收入

五、五〇〇、〇〇〇



電話収入	一三、五五〇、〇〇〇
小計	五三、二〇〇、〇〇〇
王領地収入	九〇〇、〇〇〇
各種貸付金収入	一〇、〇一六、二五五
雑収入	七五、一五八、一九七
計	一三九、二七四、四五二
合計	九一四、〇一二、四五二

である。

(1) 減税及減額  
計 畫

一九二二年度豫算編成當初において、現行課税率による歳入過即ち歳計剰餘金は

歳出	九一〇、〇六九、〇〇〇 磅
歳入	九五六、六二五、〇〇〇
差引歳入過	四六、五五六、〇〇〇

にして、之を國債銷却に充當し得べきも、經濟界の大不況に際し納税者を苦しめてまでも國債償還政策を持続すべきや否やの問題に逢着したのである。而して藏相ホーンは國債償還政策を放棄して、減税をなすべく決意したのである。彼は一九二二年度豫算演説中において

次に余は、も一つの問題について述べる。失業は今や蔓延してゐる。數百萬の労働者は之がために其の心傷き、其の生命を脅



かされてゐる。専門及中流階級は今や曾て面接したことの無い窮迫に苦んでゐる。昨年度全体を通じて吾人を見舞つたところの前古無比の大不況は、今尚ほ吾人を離れない。幸ひにも回復の徴候は見え始めた。吾人は之を導いて其の堅實なる進歩を遂げしめなければならぬ。戦時中及戦後英國民が負擔して、全國を驚倒せしめたところの素晴らしい租税は、今や企業を衰微せしめ、失望を深からしめるほど苛酷なものと感ぜられてゐる。吾人は此の租税を維持することが必要であるか。之を軽減して貿易に最も必要な刺戟を與へ、而して本年においては不可能であるとしても、慙くとも明年度において産業回復の結果、歳入の増加を豫想することは不可能のことであらうか。國債銷却政策は吾人が全力を盡して來たところのものである。吾人は過去二箇年間に於いて、三億二千二百萬磅の國債を現金にて償還

した。之が正しいことであることは余は疑はない。之によつて吾人が利益したことは余は疑はない。それは吾人の信用を昂めた。而して國家の手にあつて何等の利益を齎さなかつた莫大な金額を産業界へ戻すことが出來たのである。

同様に又余は、吾人が現下の状態の下において行ふべき策について、も疑念を抱いてゐない。吾人は本年度においては對米債務利子といふ新負擔を負はされた。之は言ふまでもなく果さねばならぬ。納税者に過重な負擔を負はせることによつて、吾人の目指す目的を達することは勿論不可能ではない。それが如何に響むべきものであるか否かは別として、が余自身の見るところを以てすれば、吾人は本年度は國債償還のために納税者を苦しむべきではない。斯く言ふたとしても、余は何も歳入が歳出を償ふに足りなくとも可いといふのではない。歳入は是非共歳出を



償はねばならぬ。唯余の言はんと欲するところは、過去數箇年以降の超人間的な努力の後及現下のやうな極めて異常な時期において、吾人は我歳出を償ふに足るだけの歳入を得ることが出来さへすれば、財政の道に外れたものと稱することは出来ないといふことである。然ればそれは何を招致するか。第一に減債基金の停止を招致し、第二に公債の借換を招致するのである。と述べたのである。而して右減税に関する計畫の要綱は次の如くである。

減税及減額計畫要綱

一、相税率の變更

(イ) 所得税

所得一磅につき六志の普通税率を五志に引下ぐ。之による減收見込

三二、五〇〇、〇〇〇 磅

尚ほ従業者の納税額算出に關し、三箇年平均を基礎とせるを廢し、現年度所得に課税することにする。之による減收見込

七〇〇、〇〇〇 磅

減收見込計 三三、二〇〇、〇〇〇

(ロ) 超過利得税

一九二二年三月三十一日現在滞納額

二九六、〇〇〇、〇〇〇 磅

に對し、五箇年の延納を許可し、且つ延納額に對し年五%の利子を徴す。之による減收見込

二、〇〇〇、〇〇〇 磅



(ハ) 関税

茶税を一封度につき一志より八片に引下ぐ。減收見込

四、四〇〇、〇〇〇 磅

ココア及珈琲輸入税を一ハンドレットウエイトにつき二磅二志より一磅八志に引下ぐ。減收見込

五八〇、〇〇〇 磅

チコリ輸入税を一ハンドレットウエイトにつき一磅一九志八片より一磅六志六片に引下ぐ。減收見込

二〇、〇〇〇 磅

減收見込計

五、〇〇〇、〇〇〇

三、諸料金の變更

(イ) 郵便料金

内國封書(現在三オンスまで)を一オンスまで一片半、三オンスまで二片とし、一オンスを加ふる毎に半片を割増す。

英帝國屬領及米國宛の葉書(現在二オンスまで)を一オンスまで一片半とし、更に一オンスを加ふる毎に一片半を割増す。

内國葉書を一片半より一片に引下ぐ。又印刷物(現在二オンスまで)を一オンスまで半片、二オンスまで一片とし、一オンスを加ふる毎に半片を加ふ。日曜集配を再開す。

四、八五〇、〇〇〇 磅

(ロ) 電話料金

營業用に非ざる私設電話料金を年一磅十志方引下ぐ。Extra

Mileage Charge を年八磅より六磅とし、Local Call を一通話一片半より一片二四に引下ぐ。Trunk Call(Local Callより長距離なるもの)







(四) 本豫算額  
及總豫算額

一九二二年度本豫算額は

租税收入

(直接税)

相續税  
地租  
家屋税  
礦業權税  
所得税及同附加税  
超過利得税  
自動車税

四八、〇〇〇、〇〇〇 磅

三、〇〇〇、〇〇〇

三三九、〇〇〇、〇〇〇

二七、八〇〇、〇〇〇

一〇、六〇〇、〇〇〇

差引 歳入過△不足	計	其 他	電話 收入	電信 收入	郵便 收入	税 外 收入	區
							分
四六、五五六、〇〇〇	一八七、〇二五、〇〇〇	一二六、七五〇、〇〇〇	六〇、二七五、〇〇〇	一四、五二八、〇〇〇	五、二三〇、〇〇〇	四〇、五一七、〇〇〇	歳現 入行 過課 △税 による 不足
△	△	△	△	△	△	△	減 税 及 減 額
四五、八五〇、〇〇〇	五、六五〇、〇〇〇	〇	五、六五〇、〇〇〇	八〇〇、〇〇〇	〇	四、八五〇、〇〇〇	磅
七〇六、〇〇〇	一八一、三七五、〇〇〇	一二六、七五〇、〇〇〇	五四、六二五、〇〇〇	一三、七二八、〇〇〇	五、二三〇、〇〇〇	三五、六六七、〇〇〇	差 引 本 豫 算 額
							磅



法人利得税	一九、七五〇、〇〇〇
小計	四三八、一五〇、〇〇〇
(間接税)	
関税	一一二、二五〇、〇〇〇
消費税	一六〇、七五〇、〇〇〇
印紙税	一八、二五〇、〇〇〇
小計	二九一、二五〇、〇〇〇
計	七二九、四〇〇、〇〇〇
税外収入	
郵便、電信及電話収入	五四、六二五、〇〇〇
王領地収入	七五〇、〇〇〇
各種貸付金収入	一四、〇〇〇、〇〇〇
雑収入	一一二、〇〇〇、〇〇〇

六二 磅

合計 一八一、三七五、〇〇〇  
 合計 九一〇、七七五、〇〇〇  
 にして、總豫算額は本豫算額と同額である。而して之を前年度本  
 豫算額

に比較するとき

の減少である。而して其の種目別は

租税収入	三〇五、八七五、〇〇〇
(直接税)	
所得税及附加税の減少	八一、〇〇〇、〇〇〇
超過利得税の減少	九二、二〇〇、〇〇〇

磅



法人利得税の減少	△	一〇、二五〇、〇〇〇	六四
自動車税の増加		一、六〇〇、〇〇〇	
小計 (減少)	△	一八一、八五〇、〇〇〇	
(間接税)			
関税の減少	△	一四、五五〇、〇〇〇	
消費税の減少	△	三五、四五〇、〇〇〇	
印紙税の減少	△	二、七五〇、〇〇〇	
小計 (減少)	△	五二、七五〇、〇〇〇	
計 (減少)	△	二三四、六〇〇、〇〇〇	
税外収入			
郵便電信及電話収入の減少	△	五、三七五、〇〇〇	
雑収入の減少	△	六八、〇〇〇、〇〇〇	
王領地収入の増加		一〇〇、〇〇〇	

各種貸付金収入の増加		二、〇〇〇、〇〇〇	
計 (減少)	△	七一、二七五、〇〇〇	
合計 (減少)	△	三〇五、八七五、〇〇〇	
にして、減税等による減少額は			
	△	四五、八五〇、〇〇〇	磅

あるを以て、之を控除するときは、自然減少額は  
 △ 二六〇、〇二五、〇〇〇 磅  
 である。而して其の大部分は租税の減少によるものである。

更に本豫算額を決算額

九一四、〇一二、四五二 磅  
 六五



に比較するときは、決算額において

の増加である。而して其の種目別は

租税収入

(直接税)

相續税の増加	八、八七一、〇〇〇
地租、家屋税及 礦業權税の減少	二〇、〇〇〇
所得税及同附加税の増加	五〇、〇四五、〇〇〇
超過利得税の減少	二五、七九六、〇〇〇
自動車税の増加	一、七二一、〇〇〇
法人利得税の減少	七七三、〇〇〇
小計 (増加)	三四、〇四八、〇〇〇

三、二三七、四五二 磅

関税の増加	一〇、七九三、〇〇〇
消費税の減少	三、四七五、〇〇〇
印紙税の増加	三、九七二、〇〇〇
小計 (増加)	一、二九〇、〇〇〇
計 (増加)	四五、三三八、〇〇〇

税外収入

郵便、電信及電話収入の減少	△ 一、四二五、〇〇〇
王領地収入の増加	△ 一五〇、〇〇〇
各種貸付金収入の減少	△ 三、九八三、七四五
雑収入の減少	△ 三六、八四一、八〇三
普通収入の増加	△ 二、一四〇、〇〇〇
特別収入の減少	△ 三八、九八一、八〇三
計 (減少)	△ 四二、一〇〇、五四八



合計

(増加)

三、二三七、四五二 六八 磅

にして、豫算と決算の開きは僅少であるが、税別には相當の差異を生じてゐる。其の大要を説明すれば左の如くである。

(1) 租税収入

(イ) 関税及消費税

兩税通じて七百萬磅以上の増収であるが、之は主として麥酒税、砂糖税、葡萄酒税、燐寸税及び娛樂税等の増収に起因するものである。例外としては茶税は若干の減収を見たが、之は、茶の消費高が本年度豫算において行はれたる税率の引下に對應して増加せざりしたためである。

(ロ) 所得税及附加税

本税の増収は五千萬磅以上の増収にして、これは明かに英國の産業界及び貿易界が數年來の不況より脱却し、擔税力を増

加したることの證據である。即ち一九二一年度末においては未だ所得税の滞納額

九九、〇〇〇、〇〇〇 磅

附加税の滞納額

二三、五〇〇、〇〇〇 磅

を存してゐたが、一九二二年度中において所得税の徴収状況は改善に次ぐに改善を以てし、收納額の加速度的増加を促したのである。

(ハ) 超過利得税及法人利得税

本税はいづれも減収にして、超過利得税は徴収總額は七千五百萬磅の見込に比し、僅かに五千七百萬磅を算したるに過ぎず。然かも之に對し拂戻額約五千五百萬磅に上り結局實收額は二百萬磅餘となつたのである。又超過利得税に利子を課し



て割賦拂を許可する制度は、一九二二年末より實施されることになつたのであるが、未だ大なる好成绩を収むるに至らず、本年度に課せられたる利子三百五十萬磅の内百二十五萬磅が支拂はれたるに過ぎないのである。

(二) 相續税及印紙税

兩税共增收である。而して相續税の增收は本年度において、大財産の相續が例年より遙かに多かりしこと、印紙税の増加は株式取引所が本年度を通じて一様に活況を呈したることに起因するところが多いのである。

(2) 税外收入

税外收入は全体として減少であるが、其の主因は雑收入殊に特別收入の減少に在る。而して右特別收入實收額五千百萬磅中の主要項目は左の如くである。

拂下收入	二六、七八〇、〇〇〇 磅
船舶賣拂代	四、五〇〇、〇〇〇
賠償金回收法に基く收入及其他のドイツ關係收入	六、八〇〇、〇〇〇
予形に對する貸付の拂戻額	六、一〇〇、〇〇〇
計	四四、一八〇、〇〇〇

(ハ) 一九二二年度決算額と前年度決算額の比較

にして、之を一九二一年度歳入決算額

一九二二年度歳入決算額は	九一四、〇一二、四五二 磅
一九二一年度歳入決算額は	一一二四、八七九、八七三 磅



に比較するときは

の減少である。而して其の種目別は

租税収入

(直接税)

相續税の増加	四、六八〇、〇〇〇
地租の増加	二〇、〇〇〇
家屋税の増加	一五〇、〇〇〇
鑛業權税の増加	九〇、〇〇〇
所得税の減少	二二、一九一、〇〇〇
同附加税の増加	二、四七九、〇〇〇
超過利得税の減少	二八、四四八、〇〇〇
自動車税の増加	一、二二五、〇〇〇
小計 (減少)	二一〇、八六七、四二一

法人利得税の増加

小計 (減少)

(間接税)

関税の減少	七、〇〇九、〇〇〇
消費税の減少	三七、〇一六、〇〇〇
印紙税の増加	二、五八四、〇〇〇
小計 (減少)	四一、四四一、〇〇〇
計 (減少)	八一、九七五、〇〇〇

税外収入

郵便電信及電話収入の減少	三、二〇〇、〇〇〇
王領地収入の増加	八〇、〇〇〇
各種貸付金収入の減少	三、七九一、〇八二
雑収入の減少	一一一、九八一、三三九



計 (減少) 一二八、八九二、四二一 磅  
 合 計 (減少) 二一〇、八六七、四二一  
 である。而して其の内譯は別表の如くである。

一九二二年度歳入決算額及豫算額比較表

項目	一九二二年度		一九二一年度		一九二二年度決算額の増減	
	決算額	本豫算額	決算額	对本豫算額	对本豫算額	対九二年度決算額
租税收入 (直接税)	五、八七一、〇〇〇 磅	四、八〇〇、〇〇〇 磅	五、三一九、〇〇〇 磅	八、八七一、〇〇〇 磅	八、八七一、〇〇〇 磅	四、六八〇、〇〇〇 磅
相續税	五、八七一、〇〇〇 磅	四、八〇〇、〇〇〇 磅	五、三一九、〇〇〇 磅	八、八七一、〇〇〇 磅	八、八七一、〇〇〇 磅	四、六八〇、〇〇〇 磅
地租	六五〇、〇〇〇 磅		六三〇、〇〇〇 磅			二〇、〇〇〇 磅
家屋税	二、一〇〇、〇〇〇 磅	三、〇〇〇、〇〇〇 磅	一九六、〇〇〇 磅	二、一〇〇、〇〇〇 磅	二、一〇〇、〇〇〇 磅	一五〇、〇〇〇 磅

項目	一九二二年度		一九二一年度		一九二二年度決算額の増減	
	決算額	本豫算額	決算額	对本豫算額	对本豫算額	対九二年度決算額
鑛業權税	二二〇、〇〇〇 磅		一三〇、〇〇〇 磅			九〇、〇〇〇 磅
所得税	三、四八六、〇〇〇 磅	三、九〇〇、〇〇〇 磅	三、三七一、〇〇〇 磅	五、〇四五、〇〇〇 磅	五、〇四五、〇〇〇 磅	一、六八四、〇〇〇 磅
同附加税	六、三九九、〇〇〇 磅		六、七三三、〇〇〇 磅			一、三四四、〇〇〇 磅
超過利得税	二、〇〇四、〇〇〇 磅	三、七八〇、〇〇〇 磅	三、〇四二、〇〇〇 磅	三、五七六、〇〇〇 磅	三、五七六、〇〇〇 磅	一、四九四、〇〇〇 磅
自動車税	一、三三二、〇〇〇 磅	一、〇六〇、〇〇〇 磅	一、〇九六、〇〇〇 磅	一、七二二、〇〇〇 磅	一、七二二、〇〇〇 磅	六三〇、〇〇〇 磅
法人利得税	一、八九七、〇〇〇 磅	一九七五、〇〇〇 磅	一、七五六、〇〇〇 磅	七、七三三、〇〇〇 磅	七、七三三、〇〇〇 磅	五、八三六、〇〇〇 磅
小計	四三、一九八、〇〇〇 磅	四三、八、一五〇、〇〇〇 磅	五二、七三三、〇〇〇 磅	三、四、〇四八、〇〇〇 磅	三、四、〇四八、〇〇〇 磅	四、〇、五五〇、〇〇〇 磅
(間接税)						
関税	一、三三、〇四三、〇〇〇 磅	一、一三、二五〇、〇〇〇 磅	一、三〇、〇五二、〇〇〇 磅	一、〇、七九三、〇〇〇 磅	一、〇、七九三、〇〇〇 磅	二、五五〇、〇〇〇 磅
消費税	一、五七、三五〇、〇〇〇 磅	一、六〇、七五〇、〇〇〇 磅	一、九四、三九一、〇〇〇 磅	三、四、五〇〇、〇〇〇 磅	三、四、五〇〇、〇〇〇 磅	一、八七〇、〇〇〇 磅
印紙税	二、二二二、〇〇〇 磅	一、八、三五〇、〇〇〇 磅	一、九、六三八、〇〇〇 磅	三、九七三、〇〇〇 磅	三、九七三、〇〇〇 磅	一、七四一、〇〇〇 磅
小計	三、〇、三五〇、〇〇〇 磅	二、九、三五〇、〇〇〇 磅	三、四、三、九八一、〇〇〇 磅	一、一、三九〇、〇〇〇 磅	一、一、三九〇、〇〇〇 磅	二、〇、四四一、〇〇〇 磅
計	七、七、四、七三八、〇〇〇 磅	七、三、九、四〇〇、〇〇〇 磅	八、五、六、七三三、〇〇〇 磅	四、五、三、三八八、〇〇〇 磅	四、五、三、三八八、〇〇〇 磅	一、二、〇、九五〇、〇〇〇 磅



項目	一九二二年度		一九二一年度		對本豫算額	對總豫算額	對一九二一年度 決算額
	決算額	本豫算額	決算額	總豫算額			
稅外收入	三、四一五、〇〇〇	三、五、六、七、〇〇〇	三、四一五、〇〇〇	三、五、六、七、〇〇〇	△一、五七、〇〇〇	△一、五七、〇〇〇	△五、八五、〇〇〇
郵便收入	三、四一五、〇〇〇	三、五、六、七、〇〇〇	三、四一五、〇〇〇	三、五、六、七、〇〇〇	△一、五七、〇〇〇	△一、五七、〇〇〇	△五、八五、〇〇〇
電信收入	五、五〇〇、〇〇〇	五、三三〇、〇〇〇	五、五〇〇、〇〇〇	五、三三〇、〇〇〇	△二七〇、〇〇〇	△二七〇、〇〇〇	△四〇〇、〇〇〇
電話收入	一、三五〇、〇〇〇	一、三七八、〇〇〇	一、三五〇、〇〇〇	一、三七八、〇〇〇	△一七八、〇〇〇	△一七八、〇〇〇	△三、〇五〇、〇〇〇
小計	五、二〇〇、〇〇〇	五、四、六、五、〇〇〇	五、二〇〇、〇〇〇	五、四、六、五、〇〇〇	△一、四四五、〇〇〇	△一、四三五、〇〇〇	△三、三〇〇、〇〇〇
王領地收入	九〇、〇〇〇	七五〇、〇〇〇	九〇、〇〇〇	七五〇、〇〇〇	△一五〇、〇〇〇	△一五〇、〇〇〇	△八〇、〇〇〇
各種貸付金收入	一〇、〇六、三五五	一四、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇六、三五五	一四、〇〇〇、〇〇〇	△三、九八三、七四五	△三、九八三、七四五	△三、七九一、〇八二
雜收入	五、三五八、一九七	一、二〇〇、〇〇〇	五、三五八、一九七	一、二〇〇、〇〇〇	△三、六八四、八〇三	△三、六八四、八〇三	△一、三、九八、三三九
普通收入	三、四一〇、〇〇〇	三、三〇〇、〇〇〇	三、四一〇、〇〇〇	三、三〇〇、〇〇〇	△二、四〇、〇〇〇	△二、四〇、〇〇〇	△二、一九四、〇〇〇
手數料及特許印紙稅	一、五三三、八七		一、五三三、八七				△三、九三、八七
民政各廳收入	三、四六、七三		三、四六、七三				△三、四六、八三七

合計	特別收入		合計
	民政各廳收入	其他	
九四、〇二、四三三	五、〇一八、一九七	九〇、〇〇〇、〇〇〇	九四、〇二、四三三
一三九、七、四四三	九〇、〇〇〇、〇〇〇	一八一、三、七五、〇〇〇	一三九、七、四四三
九四、〇二、四三三	九〇、〇〇〇、〇〇〇	一八一、三、七五、〇〇〇	九四、〇二、四三三
一、二二四、八七、八七三	一七〇、八〇五、五三六	一、〇五四、〇七、三三六	一、二二四、八七、八七三
三、三三七、四五二	△三、八九八、八〇三	△四、二一〇、五四八	三、三三七、四五二
三、三三七、四五二	△三、八九八、八〇三	△四、二一〇、五四八	三、三三七、四五二
二、一〇、八、七、四三一	△二、九、七、七、三三九	△二、三八、八、九、二、四二一	二、一〇、八、七、四三一

(一) 租稅收入其他の區分

一九二二年度歳入決算額を租稅收入其他に區分すると

租稅收入  
直接稅

四七二、一九八、〇〇〇 磅



間接税

小計

税外収入

計

にして、之を一九二一年度歳入決算額のそれと比較するとき

租税収入

直接税の減少

間接税の減少

小計 (減少)

税外収入の減少

計 (減少)

の減少である。今各年度における區別割合を見るに

△	△	△	△	△	△	△	△
三〇三、五四〇、〇〇〇	七七四、七三八、〇〇〇	一三九、二七四、四五二	九一四、〇一二、四五二	四〇、五三四、〇〇〇	四一、四四一、〇〇〇	八一、九七五、〇〇〇	一一八、八九二、四二一
七七八							
二一〇、八六七、四二一							

租税収入

直接税

間接税

計

税外収入

合計

にして、租税収入中における直接税及び間接税の割合は

一九二三年度 決算	一九二二年度 決算	一九二一年度 決算	一九二〇年度 決算	一九一九年度 決算	一九一八年度 決算	一九一七年度 決算	一九一六年度 決算
五二	四六	四七	五二	六九	三九	八二	四三
三三	三〇	二五	二二	一九	一八	八二	四三
八五	七六	七二	七五	八八	八二	八二	四三
一五	二四	二八	二五	一二	一八	一八	一八
一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
六一	六〇	六五	六九	七八	七八	七八	七八
三九	四〇	三五	三一	二二	二二	二二	二二
一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇

である。而して其の内譯は別表の如くである。



一九二二年度歳入決算額相税其他區分表

區分	一九二二年度決算額		一九二一年度決算額		差引 増△減	相税の割合					
	金額	割合	金額	割合		一九二二年度	一九二一年度	一九二〇年度	一九一九年度	一九一八年度	一九一七年度
相税	四七三、一九八、〇〇〇	五二	五二二、七三三、〇〇〇	四六	四〇、五五四、〇〇〇	六一	六〇	六五	六九	七八	四八
直接税	三〇二、五〇〇、〇〇〇	三三	三三三、九八〇、〇〇〇	三〇	三〇、四四一、〇〇〇	三九	四〇	三五	三一	二二	五二
間接税	七七四、七三八、〇〇〇	八五	八五七、七三三、〇〇〇	七六	八二、九五五、〇〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
小計	一、三九一、〇〇〇、〇〇〇	一〇〇	一、三九一、〇〇〇、〇〇〇	一〇〇	—	—	—	—	—	—	—
税外収入	一、三九一、〇〇〇、〇〇〇	一〇〇	一、三九一、〇〇〇、〇〇〇	一〇〇	—	—	—	—	—	—	—
計	九四〇、〇二二、四五三	—	一、一四一、八九七、七三三	—	二〇〇、八七四、四三三	—	—	—	—	—	—

五

國債

一九二二年度の豫算においては、減税のため減債基金の繰入を停止する計畫であつたが、決算上剩餘金を生じたので國債償還を行つたのである。而して内國債において流動公債は減少せるも、其他の公債において増加せるは借換のためである。

又外國公債においては對米政府戦債處理に基く長期債務に変更したるため、債額を増加したのである。

〇



(1) 減債計畫

一九二二年度豫算の編成に際し、政府は租税負擔額を  
輕減することの急なるに鑑み、減債基金の繰入を停止  
すると共に、断乎たる減税計畫を實行したるため、歳計剩餘金は  
僅かに七十萬六千磅に過ぎざるに至つたのである。従つて本年度  
における法律上及び契約上の國債償還義務を履行するについては、  
全然普通歳入を以てする償還政策を抛擲し、大部分借換による整  
理方法を講ずることと決定したのである。

八二

(2) 其の實績

然るに決算においては豫算編成の際と全く事情を異に  
したるがため、歳出中の減債基金として  
一〇一、五二五、八四八磅  
二一、七五三、〇〇〇磅  
の支出を見たるのみならず

の歳計剩餘金全額を國債の銷却に充つることを得たる結果、本年  
度において普通歳入を以て國債償還に充て得たる金額は總計  
一三六、二二六、八四八磅

に達したのである。(定期年金元金  
三九五八、〇〇〇磅を含む)

然るに普通公債總額において

八七、九三二、一一〇磅

の増加を示せば、左の原因に基くものである。

- (1) 五分利軍事公債、五分利國庫債券及五分半利大藏省證券を三  
分半利借換公債に借換へたること及び其の他諸種の借換計畫  
が實行されたること。

- (2) 對米政府戦債が處理協定の趣旨に従ひ、同債務利子の未拵額  
を元金に加算したること。之によりて増加したる金額は

八三



である。

一〇一、六四六、九一三 磅

八四

（イ）國債現在

一九二二年度末國債の現在高は

普通公債

内 國 債

六、五八六、五七九、七八二 磅

外 國 債

一、一五五、六五三、五〇四

計

七、七四二、二三三、二八六

其他の資本公債

七〇、三二九、二三八

合 計

七、八一三、五六二、五二四

にして、之を一九二二年度末現在高

七、七二〇、五三二、二一四 磅

に比較するときば

九二、〇三〇、三一〇 磅

の増加である。其の内譯は

普通公債

内國債の増加

二〇、九四八、五二一 磅

外國債の増加

六六、九八三、五八九

計（増加）

八七、九三二、一一〇

其他の資本公債の増加

四、〇九八、二〇〇

合 計（増加）

九二、〇三〇、三一〇

にして、其の内譯は別表の如くである。



一九二二年度末國債現在高表

種別	各年度末現在高		差列増△減
	一九二二年度末	一九二一年度末	
普通公債	六、五六五、六三一、二六一 磅	六、五六五、六三一、二六一 磅	二〇、九四八、五三二 磅
内國債	六、五六五、六三一、二六一 磅	六、五六五、六三一、二六一 磅	二〇、九四八、五三二 磅
長期公債	九七、八四〇、三三五	五八〇、六〇六、七九九	四七、二三三、四三六
定期年金	一三、六八一、〇六五	一六、一九一、一六六	二、五一〇、一〇一
短期公債	五、五七五、〇五八、四九二	五、九六八、八三三、二九六	三九三、七七四、八〇四
外國債	一、一五五、六五三、五〇四	一、〇八八、六六九、九一五	六六、九八三、五八九
短期公債	七、七四二、二三三、二六六	七、五五四、三〇一、一七六	八七、九三二、一〇〇
計			

種別	各年度末現在高	差列増△減
其他の資本公債	七〇、三三九、三三八	四、〇九八、二〇〇
合計	七、八二二、五六二、五三四	九二、〇三〇、三一〇

次に一九二二年度末の普通公債現在高内譯は別表の如くである。

一九二二年度末普通公債現在高區分表

種別	各年度末現在高	一九二二年度末	一九二一年度末	差列増△減
普通公債		六、五六五、六三一、二六一 磅	六、五六五、六三一、二六一 磅	二〇、九四八、五三二 磅
内國債		六、五六五、六三一、二六一 磅	六、五六五、六三一、二六一 磅	二〇、九四八、五三二 磅
流動公債		八〇九、九〇七、三〇六	一、〇一九、五一五、五〇〇	二〇九、六〇八、一九四
大藏省證券		六、六、四一〇、〇〇〇	八七二、二一四、〇〇〇	二五六、二〇四、〇〇〇



種別	各年度示現在高		差引増△減
	一九二二年度末	一九二一年度末	
一時借入金	一九三、八九七、三〇六 磅	一四七、三〇一、五〇〇 磅	四六、五九五、八〇六
其他の公債	五、七七六、六七二、四七六	五、五四六、一五、七六一	三〇、五五六、七五
外國債	一、一五五、六五三、五四	一、〇八八、六六九、九五	六六、九八三、五八九
米國の分	一、〇〇五、六七一、〇八七	九三三、五五、七四八	八二、一五五、三三九
米國借入金	九五七、七三九、七二六	八五六、〇九二、八三	一〇一、六四六、九三
英佛共同公債	二、八四六	二、八四六	〇
其他	四七、九三八、五二五	六七、四二〇、八九	一九、四九一、五七四
其他の分	一四九、九八二、四七	一六五、一五四、二六七	一五、一七一、七五〇
其他の聯合國より借入	一、二八〇、〇〇〇、〇〇〇	一、二八〇、〇〇〇、〇〇〇	〇
其他	二、一九八二、四二七	三三七、一五四、二六七	一、五、一七一、七五〇
合計	七、七四二、二三三、二八六	七、六五四、三〇一、二二六	八七、九三二、一〇〇

(二) 對米戰債處理協定の經過

經過並に其の内容は左の如くである。

(1) 提案されたる諸解決案

英米西國政府間に英國の對米戰債の協定が成立するまでには、廣く聯合國間の戰債問題に關していろいろの解決案即ち

- 一、債權債務帳消案
- 二、債權肩替案
- 三、長期公債書換案
- 四、歐洲救済資金化案

從來元利共殆んど支拂未済なりし要、永拂の對米政府戰債が、六十二年期限の債務に書き換へられぬに至りし



五、代物辨済案

が出て、各方面において論議されたが、英國は平時財政に復歸する努力の一端として、對米戰債の難問題を解決し、帳消案は最早や問題とならなくなった。此の英米協定は彼のフィンランド、ハンガリー、リスアニア、ポーランド及ベルギー等の對米政府債務の處理計畫にとつて範となし、若くは比較の標準となつた。如き觀のあるものであるから、當時も獨り英米間のみに止まらず、諸外國の注目を惹いたのである。

(2) 米國政府の戰債處理に關する方針

米國政府の對聯合國政府債權（所謂戰債）に關する償還問題は、一九二二年二月九日付合衆國聯邦議會の法律中に規定された。同法は對外戰時債權整理委員會なるものを設置したが、該委員會は戰債處理協定によりて處理される戰債は、満期は一九四七年を

超ゆることを得ず、利率は四%を下ることを得ざる條件の下に、處理協定に對して米國政府は措置をとるべしとの勸告をなした。

米國政府の有する債權額は別表の如くである。

米國政府の債權表

一九二一年六月二十九日現在  
(單位百萬円)

英 國	自由公債法による債權	過剩軍需品賣却による債權	救 援 債	合衆國穀物會社の有する債權	延滞利子	債權總額	既收利子
二九五〇八	四二六六三	四〇〇〇	一	一	四〇七・三	四、五七三・六	二四五・六
日 本							
二八四・二						三、六五〇・〇	一三九・六



伊國	白國	ロシア	オーストリア	ポーランド	チツコ、スロヴァキア	ユーゴスラヴィア	ハンガリア	ルーマニア	ギリシヤ	フィンランド
自由公債法による債権	一、六四八・〇	二、四七七	一、八七七	一	六、二二三	二、六二二	一	二、三三二	一、五〇〇	一
過剰軍需品賣却による債権	一	二、七六六	〇、四	一	二、〇六六	二、五〇〇	一	一、三〇〇	一	一
救済債	一	一	四、五	一	六、四	一	一	一	一	八、三
合衆国穀物會社の有する債権	一	一	一	一	二、九	一	一、七	一	一	一
延滞利子	一、六一一	三、四〇〇	二、六一	〇、七	九、八	八、一	四、八	三、五	〇、一	〇、六
債権總額	一、八〇九・一	四、〇九三	三、八二七	二、四一八	二、四五五	九、九三三	五、六〇〇	三、九三七	一、五〇〇	八、八九
既收利子	五、七六	一、三〇〇	四、八	一、三	〇、三	〇、六	一	〇、三	〇、八	一

エストニア	ラトヴィア	アルメニア	リビア	ギリシヤ	キウバ	合計
自由公債法による債権	一	一	一	一	九、〇	九、四五二
過剰軍需品賣却による債権	一、二二	二、五	一	四、二	一	五、六五一
救済債	一、八	二、六	八、〇	〇、八	一	八、四二
合衆国穀物會社の有する債権	一	一	三、九	一	一	五、六九
延滞利子	一、四	〇、四	一、〇	〇、五	一	九、四三五
債権總額	一、五四	五、五	一、二九	五、五	九、〇	二、〇八八
既收利子	一	〇、一	一	一	一、三	四、六五三

備考

J. M. Keynes, A. Revision of the Treaty, 1922, p. 219

銀行、調査報告、第六五號 九一〇頁

(一) \*印 (ハリベリアの債権は十萬邦に満たざりつきのとせり)

及横濱正金



(三) 百萬円以下は四捨五入したるにつき、端数の合計必ずしも一致せず。

(3) バルフオアの覚書

主要債権國の請求に對する履行の必要に直面したる英國政府は、主要債権國及債務國に對して、英國と其の債務國との間に、英國對外債権の處理協定をなす意あることを聲明した。此の英國の大方針は一九二二年八月一日、バルフオア（外相）覚書中に示されたのである。バルフオア覚書は英國政府は將來のドイツ賠償債権を總て拋棄し、且つ對聯合國債券を拋棄する準備がある。但し此の拋棄は英國の一般的懸案の單なる一部分を構成するのみであると宣言したのである。

然し此の正義を拒否した米國政府は、英國の債務國より英國政府に支拂はるべき示償還債務の處理協定は、正に遂行せらるべきであることを要求した。其の結果英國政府は、其の債務國により英國政府に支拂はるべき金額の處理協定のための交渉を開始すべきことを強要せられた。然るに拘はらず英國政府は

事情においては英國政府は債権國に支拂ふ以上の金額を債務國に對して請求するものでない。

このことを明かに指摘したのである。此の覚書の原則は、ドイツ賠償受取及對聯合國債権に對する受取の金額は、英國政府から米國政府に支拂ふ金額に等しかるべきであり、それだけの金額を英國はドイツ及聯合債務國に對して請求するものであるといふにある。



此のバルフォア覚書は、戦債問題解決の鍵を握れる米國政府に交付せられた。同時に英國政府は單に歐洲から米國へ航する戦債支拂の航路たるに過ぎぬとの見地にて、英國政府は此のバルフォア覚書を交付したものである。而して英國政府は對米戦債處理協定の如何なる改正からも損もせず得もせぬといふ立場をとつた。從來とられた改正は全くドイツ賠償給付に對し、壓制的に働く様になされたものであり、問題は對獨賠償債權の減額された額に、聯合債務國よりの受取額を加へた總額は、英國の對米戦債支拂をなすに十分であるべしとのことを確保することであつたのである。

(4) 英米の交渉  
然るに其の後英國政府（保守党内閣）は、對米戦債問題を解決する

目的にて、藏相ホルドウィン、英蘭銀行總裁ノルマンの両氏を派遣し一九二三年一月八日米國側の對外戦時債權整理委員會の委員と第一回の會見を行つた。其の席上において藏相ホルドウィンの演説は、從來の英國の態度と更に具体化して米國に訴へたものであつた。

○

英國委員は英國戦債償還の意思を以て、米國委員と協議のため來たのである。此の債務は歐洲で消費されたのではなく、其のすべては棉花、小麥、食糧品及軍需品購入のため、米國において支拂はれたものである。即ち其の結果、米國勞働者は賃銀を、米國資本家は利潤を獲得し、米國大藏省はこれ等



の利潤に課税した。

これ等の物品は戦時に戦時価格を以て供給された。然るに物價は其の後大いに下落したから、四十億円の債務償還のため、英國は最初米國より購入したよりも遙かに多量の物品を米國に送付しなければならず、又関税の障壁を設けずして、來カベキ數箇年間、米國民の職業に少からぬ影響を及ぼす様なる石炭、銑鐵、鋼鐵、綿製品其他を、債務償還として受領することと米國は承認することは出来ないであらう。

英國は債務償還の意思を有してゐるが、債權國が物品の直接引渡による債務償還方法を喜ばず、自國品の債務諸國における賤路の狭められることを欲せず、又債務國が債權國の生産物を購入し得ざるが如き状態にあることを喜ばぬ現在において、國際信用問題は如何にすれば最も善く解決せらるるであらうか。

此の錯雜せる大問題に関して世界の二大民主國の信實にして迅速なる協定は、各國に對する一の先例となり、やがては歐洲の経済的紛擾を解決するに至るであらう。

かくて、同十日、十一日、十四日、十七日、十八日の數日に亘りて協議を試みたが、從來強硬の態度を維持してゐた米國も、此の英國委員との交渉においては、それが戦債帳消や減額の要求でない限りは、可成りに妥協的な態度に緩和されてゐた。然し英國委員の要求する條件が、償還期限を六十六年、利率年三分といふにあつたに反して、米國委員の要求は、償還期限五十年以内、利率年四分乃至四分二厘五毛であつたために、交渉を一時中止するの止むなきに至つて、一月二十日に英國委員は打合のため歸國し、其の後の交渉は當時の駐米英國大使ゲデイス卿に依頼した。



(5) 第二次英米交渉

ホルドウィンの歸英後、戦債整理案について、英國政府内部の意見の一致を見ず、閣議は紛糾したが、同年一月三十一日に至つて、償還期限を六十二年、利率を初めの十年間三分、其の後三分五厘の條件にて承認することに決定した。かく二月一日に駐米ゲデイス大使は、英國政府が米國委員の提議の大綱を容認すべき旨を傳達した。ここにおいて二月三日、米國の委員會は英國政府と一致したる條件を大統領に報告し、ハーディング大統領は二月七日の下院において、一九二二年二月九日裁可の對外戦債處理法（利率は四厘を降るべからず、償還は）を英國政府の債務處理のために改正する案の可決を慫慂し、遂に九日を以て下院の承認を得、更に十六日には米國上院を通過し、二月二十八日を以て大統領の裁可となつた。其の後英國政府代表と米國の委

員會との間に協定の形式に関して、非公式の協議を重ねた結果六月十八日にゲデイス大使の署名せる正式の書面を提出するところあり、翌十九日、メロン大藏卿は外國債務委員長の資格を以て、署名したる正式の承認書を交付し、ここに多年の問題は解決を告げたのである。

英國政府は一九二三年六月十八日付の提議書の内容を発表した。今尤に其の要綱を抄録しやう。



英國政府は米國政府に對して、一九二二年十二月十五日現在に達する元本を要求拂において負ふてゐる。之には一九一八

四、〇七四、八一八、三五八、四四



年四月二十三日裁可の米國議會法律による銀買入に當てられ  
たる

六一、〇〇〇、〇〇〇 弗

の元本債務は含まれて居らぬ。此の分の内

三〇、五〇〇、〇〇〇 弗

は一九二三年四月及五月に償還し、残額は両者の間に取結んだ協定に従ひ、一九二四年に償還する筈である。英國政府は尚ほ前記要求額の債務元本四、〇七四、八一八、三五八弗四四に對する一九一九年四月十五日及一九一九年五月十五日より生ぜる利子のために、一九二二年十二月十五日において負ふてゐる。而して英國政府は一九一九年戰時公債法により、一九一四年乃至一九一八年戰時公債法により發行せる證券にして、満期となるものを引換へる證券を發行する権限を有するが故、又今

米國大藏省の所有する要求拵債務は右により發行せるものであつて、米國大藏省の償還要求に支拂はるべきものであるから、英國政府は右の権限を行使して、次の如き條件に従ひ米國政府所有の證券と引換へんことを提議す。

(6) ホルドウイン及メロン協定の内容

前記に所謂條件即ちホルドウイン及びメロン協定の内容は左の如くである。

一、債務の金額

處理すべき債務の金額全体を

四、六〇〇、〇〇〇、〇〇〇 弗  
(九四五、二四〇、七四四磅)

とし、此の計算左の如し。

處理すべき要求拵債務の元本額

四、〇七四、八一八、三五八 弗  
四四



一九一九年四月十五日及同五月十五日  
より夫々九二二年十二月十五日  
までに四/四%にて生ぜる利子

六二九、八三六、一〇六・九九

右より控除し石経過利子に對し  
一九二二年十月十六日及十二月十  
五日に

英國政府の仕拂へる額

一〇〇、五二六、三七九・六九  
五二九、三〇九、七二七・三〇

一九二二年十二月十五日現在の  
元本並経過未拂利子

四、六〇四、一二八、〇八五・七四

一九二三年三月十五日に英國  
政府の現金仕拂

四、一二八、〇八五・七四

英國政府債券に整理すべき債務總額

四、六〇〇、〇〇〇、〇〇〇・〇〇

### 二、長期債務の發行

額面にて發行せんと提議する證券は、元本金額四十六億弗の  
債務で、一九二二年十二月十五日付、一九八四年十二月十五  
日期限、一九二二年十二月十五日より一九三二年十二月十五  
日までは年利三%、其の後より元金償還完了までは年利三  
%にて、毎年六月十五日及十二月十五日に利子を拂ふところ  
の債券の形式を以てすること。

### 三、仕拂の方法

元本共に現在標準量目及品位の合衆國金貨又は同價量の地金  
若くは英國政府の選擇により、一九一七年四月七日以後發行  
せられ乃至發行せらるべき合衆國公債證券額面金額及仕拂日  
までに生じたる利子額を以て仕拂ふ。但し合衆國公債證券を  
以て仕拂をなす場合には、英國政府は少くとも三十日前に豫



告すべし。英國は又其の選擇により、少くとも九十日前の豫告を以て、一九二二年十二月十五日乃至一九二七年十二月十五日間に生ずる利子の半額を英國政府公債券を以て代用仕拂ふことを得べし。右代用仕拂に充つる公債券は當該利拂期日と發行日とし、且つ同日より利子を生ずるものとなし、其の他の点においては元本の公債と同一の條件とす。

本公債に関する元本又は利子の仕拂は、米國政府又は同大藏省の選擇により、紐育聯邦準備銀行においてなされ、且つ現金を以てなす場合には、英國政府の選擇により、米國金貨地金若くは即時使用し得べき資金を用ゆるものとす。

四、は元利共現在及び將來の租税を免除すべきこと。

五、は債券の形式を誌し、すべて額面四十六億弗たること。

六、は元本の年賦償還額。

- 七、は期限前の仕拂。
- 八、は利子の計算。
- 九、は公衆に賣却し得る形式の債券を引換する規定。
- 一〇、は要求仕債務の銷却及引渡。
- 一一、は備考より成る。

右の第六にて示されたる元本勘定の年賦償還定額と、第二の規定する利拂年額とを併せて左に表示する。

○



英國政府對米國政府戰債年賦仕拏額表

日 (各年正月十五日付)	債務元本	利子仕拏額	元本年賦償還額	年賦仕拏總額	年次
一九二三年	四、六〇〇、〇〇〇	三厘	二三、〇〇〇	一六一、〇〇〇	一
一九二四年	四、五七七、〇〇〇	"	二三、〇〇〇	一六〇、三一〇	二
一九二五年	四、五五四、〇〇〇	"	二四、〇〇〇	一六〇、六二〇	三
一九二六年	四、五三〇、〇〇〇	"	二五、〇〇〇	一六〇、九〇〇	四
一九二七年	四、五〇五、〇〇〇	"	二五、〇〇〇	一六〇、一五〇	五
一九二八年	四、四八〇、〇〇〇	"	二七、〇〇〇	一六一、四〇〇	六
一九二九年	四、四五三、〇〇〇	"	二七、〇〇〇	一六〇、五九〇	七
一九三〇年	四、四二六、〇〇〇	"	二八、〇〇〇	一六〇、七八〇	八
一九三一年	四、三九八、〇〇〇	"	二八、〇〇〇	一五九、九四〇	九
一九三二年	四、三七〇、〇〇〇	"	三〇、〇〇〇	一六一、一〇〇	一〇

一九三三年	四、三四〇、〇〇〇	三厘五	三一、〇〇〇	一八三、九〇〇	一一
一九三四年	四、三〇八、〇〇〇	"	三一、〇〇〇	一八二、七八〇	一二
一九三五年	四、二七六、〇〇〇	"	三一、〇〇〇	一八一、六六〇	一三
一九三六年	四、二四四、〇〇〇	"	三一、〇〇〇	一八〇、五四〇	一四
一九三七年	四、二一二、〇〇〇	"	三七、〇〇〇	一八四、四二〇	一五
一九三八年	四、一七五、〇〇〇	"	三七、〇〇〇	一八三、一二五	一六
一九三九年	四、一三八、〇〇〇	"	三七、〇〇〇	一八一、八三〇	一七
一九四〇年	四、一〇一、〇〇〇	"	四二、〇〇〇	一八五、五三五	一八
一九四一年	四、〇五九、〇〇〇	"	四二、〇〇〇	一八四、〇六五	一九
一九四二年	四、〇一七、〇〇〇	"	四二、〇〇〇	一八二、五九五	二〇
一九四三年	三、九七五、〇〇〇	"	四二、〇〇〇	一八一、一二五	二一
一九四四年	三、九三三、〇〇〇	"	四六、〇〇〇	一八三、六五五	二二



一九五六年	三、二八九、〇〇〇	"	一一五、一一五	六四、〇〇〇	一七九、一一五	三四
一九五七年	三、二二五、〇〇〇	"	一一二、八七五	六七、〇〇〇	一七九、八七五	三五
一九五八年	三、一五八、〇〇〇	"	一一〇、五三〇	七〇、〇〇〇	一八〇、五三〇	三六
一九五九年	三、〇八八、〇〇〇	"	一〇八、〇八〇	七二、〇〇〇	一八〇、〇八〇	三七
一九六〇年	三、〇一六、〇〇〇	"	一〇五、五六〇	七四、〇〇〇	一七九、五六〇	三八
一九六一年	二、九四二、〇〇〇	"	一〇二、九七〇	七八、〇〇〇	一八〇、九七〇	三九
一九六二年	二、八六四、〇〇〇	"	一〇〇、二四〇	七八、〇〇〇	一七八、二四〇	四〇
一九六三年	二、七八六、〇〇〇	"	九七、五一〇	八三、〇〇〇	一八〇、五一〇	四一
一九六四年	二、七〇三、〇〇〇	"	九四、六〇五	八五、〇〇〇	一七九、六〇五	四二
一九六五年	二、六一八、〇〇〇	"	九一、六三〇	八九、〇〇〇	一八〇、六三〇	四三
一九六六年	二、五三九、〇〇〇	"	八八、五一五	九四、〇〇〇	一八二、五一五	四四
一九六七年	二、四三五、〇〇〇	"	八五、二二五	九六、〇〇〇	一八一、二二五	四五

一九四五年	三、八八七、〇〇〇	三、五〇	一三六、〇四五	四六、〇〇〇	一八二、〇四五	二三
一九四六年	三、八四一、〇〇〇	"	一三四、四三五	四六、〇〇〇	一八〇、四三五	二四
一九四七年	三、七九五、〇〇〇	"	一三二、八二五	五一、〇〇〇	一八三、八二五	二五
一九四八年	三、七四四、〇〇〇	"	一三一、〇四〇	五一、〇〇〇	一八二、〇四〇	二六
一九四九年	三、六九三、〇〇〇	"	一二九、二五五	五一、〇〇〇	一八〇、二五五	二七
一九五〇年	三、六四二、〇〇〇	"	一二七、四七〇	五三、〇〇〇	一八〇、四七〇	二八
一九五一年	三、五八九、〇〇〇	"	一二五、六一五	五五、〇〇〇	一八〇、六一五	二九
一九五二年	三、五三四、〇〇〇	"	一二三、六九〇	五七、〇〇〇	一八〇、六九〇	三〇
一九五三年	三、四七七、〇〇〇	"	一二一、六九五	六〇、〇〇〇	一八一、六九五	三一
一九五四年	三、四一七、〇〇〇	"	一一九、五九五	六四、〇〇〇	一八三、五九五	三二
一九五五年	三、三五三、〇〇〇	"	一一七、三五五	六四、〇〇〇	一八一、三五五	三三



日 (各年十月十五日付)	債務元本	利子仕拂額	元本年賦償還額	年賦支拂總額	年次
一九六八年	二、三三九、〇〇〇 <small>千円</small>	八一、八六五 <small>千円</small>	一〇〇、〇〇〇 <small>千円</small>	一八一、八六五 <small>千円</small>	四六
一九六九年	二、二三九、〇〇〇	七八、三六五	一〇五、〇〇〇	一八三、三六五	四七
一九七〇年	二、一三四、〇〇〇	七四、六九〇	一一〇、〇〇〇	一八四、六九〇	四八
一九七一年	二、〇二四、〇〇〇	七〇、八四〇	一一四、〇〇〇	一八四、八四〇	四九
一九七二年	一、九一〇、〇〇〇	六六、八五〇	一一九、〇〇〇	一八五、八五〇	五〇
一九七三年	一、七九一、〇〇〇	六二、六八五	一二三、〇〇〇	一八五、六八五	五一
一九七四年	一、六六八、〇〇〇	五八、三八〇	一二七、〇〇〇	一八五、三八〇	五二
一九七五年	一、五四一、〇〇〇	五三、九三五	一三二、〇〇〇	一八五、九三五	五三
一九七六年	一、四〇九、〇〇〇	四九、三一五	一三六、〇〇〇	一八五、三一五	五四
一九七七年	一、二七三、〇〇〇	四四、五五五	一四一、〇〇〇	一八五、五五五	五五
一九七八年	一、一三一、〇〇〇	三九、六二〇	一四六、〇〇〇	一八五、六二〇	五六

總計	一九七九年	一九八〇年	一九八一年	一九八二年	一九八三年	一九八四年
	九八六、〇〇〇	八三五、〇〇〇	六七九、〇〇〇	五一七、〇〇〇	三五〇、〇〇〇	一七五、〇〇〇
	〃	〃	〃	〃	〃	〃
六、五〇五、九六五	三四、五一〇	二九、二二五	二三、七六五	一八、〇九五	一二、二五〇	六、一二五
四、六〇〇、〇〇〇	一五一、〇〇〇	一五六、〇〇〇	一六二、〇〇〇	一六七、〇〇〇	一七五、〇〇〇	一七五、〇〇〇
一一、一〇五、九六五 (二、二八一、八九一磅)	一八五、五一〇	一八五、二二五	一八五、七六五	一八五、〇九五	一八七、二五〇	一八一、一二五
	五七	五八	五九	六〇	六一	六二

(英貨換算比率下  
一磅につき四幣八六七)



對外債權

六

一九二二年度末の對外債權現在高は

自治領及植民地  
對外國政府

計

にして、之を一九二一年度末現在高に比較するとき、は

自治領及植民地の減少  
對外國政府の増加

計 (増加)

の増加である。而して其の内譯は別表の如くである。

一四八、七一八、一六一 磅

一、九四七、〇九六、一五一

二、〇九五、八一四、三一二

一、七一三、九五三 磅

八〇、三〇九、〇一一

七八、五九五、〇五八

一九二二年度末對外債權現在高表

種別	各年度末現在高		差引増△減
	一九二二年度末	一九二一年度末	
自治領及植民地 (戰時貸付)	一四八、七一八、一六一 磅	一五〇、四三二、二四 磅	△ 一、七一一、九五三 磅
對外國政府	一、九四七、〇九六、一五一	一、八六六、七八七、二四〇	八〇、三〇九、〇一一
口シア	六八八、一九九、三五五	六五五、一九九、三五五	三三、〇〇〇、〇〇〇
其他	一、三五八、八九六、七九六	一、三二一、五八七、七八五	四七、三〇九、〇一一
計	二、〇九五、八一四、三一二	二、〇一七、二一九、三五四	七八、五九五、〇五八



第六章 千九百二十三年度の歳計

計	千九百二十三年		千九百二十二年		千九百二十一年	
	額	率	額	率	額	率
一、歳入	1,000,000	100%	950,000	95%	900,000	90%
二、歳出	980,000	98%	930,000	93%	880,000	88%
三、歳入超過額	20,000	2%	20,000	2%	20,000	2%
四、歳入不足額	0	0%	0	0%	0	0%
五、歳入超過率	2%		2%		2%	
六、歳入不足率	0%		0%		0%	
七、歳入超過率	2%		2%		2%	
八、歳入不足率	0%		0%		0%	
九、歳入超過率	2%		2%		2%	
十、歳入不足率	0%		0%		0%	



一九二三年度の  
豫算大綱

一九二三年度豫算は、一九二三年四月十六日藏相ボルドゥインによって下院に提出せられた。其の金額は

歳出 八一六、六一六、〇〇〇 磅

歳入 八一八、五〇〇、〇〇〇

差引歳入過 一、八八四、〇〇〇

にして、之を經常部及び臨時部に區分するときは

經常部 臨時部 計

歳出 八一、〇一三、〇〇〇 磅 一五六、〇三、〇〇〇 磅 八二六、〇一六、〇〇〇 磅

歳入 七七八、五〇〇、〇〇〇 四〇、〇〇〇、〇〇〇 八一八、五〇〇、〇〇〇

差引歳入過△不足 二、五一三、〇〇〇 二四、三九七、〇〇〇 一、八八四、〇〇〇

である。



此の本豫算額を前年度本豫算額（前年度總豫算額）

歳出

九一〇、〇六九、〇〇〇 磅

歳入

九一〇、七七五、〇〇〇

差引歳入過

七〇六、〇〇〇

に比較するときは

歳出の減少

△ 九三、四五三、〇〇〇 磅

歳入の減少

△ 九二、二七五、〇〇〇

差引歳入過

一、一七八、〇〇〇

の減少である。

斯く歳入歳出に亘り減少を生ずるは前年度に引續き歳出の節減と減税を行ふたかりである。然かも歳出は此の節減を行ふたにも拘はらず、國債銷却に關し新減債法を制定して四千萬磅を計上した。而して翌一九二四年度には四千五百萬磅、一九二五年度以降は各

年五千萬磅を専ら減債の目的に行使する計畫を擧げたのである。而して藏相は此の計畫に關し、豫算演説において

私は本年の豫算案には減債基金費を四千萬磅と見積り、來年度には之を四千五百萬磅に増加し、其の後には最高額として五千萬磅を要求する積りである。――之は下度相續稅收入額に略々等しい。私はここでこれ等の額は大抵は勝手に定められたものでは無いことを特に断つて置きたいと思ふ。即ち之は契約が吾人に要求するものである。これ等の額は昨年企圖された如く、借入金によつて支辨されないこともないが、然し私は、委員諸君は斯る舉には賛成し得ないだらうと確信する。減債基金を借入金によつて支辨することは、一回位は差支へあるまいが、然し之を二年に亘つて續行することは、我國の信用を維持する上から言つて面白くあるまいと思ふ。我國がすべての間歇的經費を歳入



によつて支辨し来たといふことは、之れ我國の最大の強みである。而して吾人はこれ等の経費が間歇的なものでないと言ひ抜けることは出来ないのである。

ここに忘れてならぬことは、内國債の償還に費される資金は、償還される政府證券が買上げられるや否や、直ちに投資市場に還つて来るものである。而して私は確實にして公認された公債償還政策ほど、産業界の資金獲得を助けるものはあるまいと信ずる。然し尚ほも一つの理由がある。我國の公債は極めて多額である。利子のみでも一箇年に三億磅を吸収する——即ち我國戦前の豫算總額に比し、約五〇パーセントだけ多額で、現在の豫算の半分より非常に下つてゐない。議定費において如何なる節約が可能なるにせよ、將來の大節約を公債において發見すべき日は必ず来るに相違ない。利率を五パーセント

より四パーセントに下げれば、十億磅の公債につき一箇年に十萬磅の利子が節約されるのである。若し吾人にして適當なる時期に適當なる公債政策を行ふことを怠つたならば、我公債は遂には耐ふべからざる大負擔となるに至るだらうと確信する。我國の商業上の競争國である他の諸國は、諸多の理由により、我國程の重い負擔を蒙ることは免れてゐる。此の故に私は歳入より公債を次第に償還し行くことが極めて重大なことであると思ふ。今後六箇年において、約十三億磅の公債が満期に達し、而して其の上二十一億磅の戦時公債が満期になるが、之は一九二九年に任意に償還し得べきものである。これ等公債は我國の全國債額の約半分程に達するものであるが、之を借換へる際の條件が頗る重大である。若し歳入による公債償還の計畫を断乎として維持し、以て我信用を助くるに非ざる限りは、決して満足



すべき借換を見ることは出来まいと信ずる。私は、私の後継者が此の大借換問題に面接せねばならぬことを想ひ、出来る限り慎重に其の準備に努めんとする者である。

と述べてゐるのである。  
次に本年度においては前年度と異なり、追加豫算（豫備費）を設けざることである。此の矣に關し藏相は  
若し各省において其の必要を生じたる場合は戦前の慣例に立戻り、他方面の節約によつて、此の不足を補ひ、當初豫算總額は其の儘變更しないやうな方法に出すべきである。

といつたが、其の後民政費に對し  
一三、一四三、〇〇〇 磅  
を追加したので、歳出總豫算額は  
八二九、七五九、〇〇〇 磅

となつたのである。

又歳入にあつては豫算編成當初の見積りによるときは、歳計剩餘金三千六百餘萬磅を生ずる計算であるが、内三千四百餘萬磅（<sup>五千七百</sup>餘萬）を減税及び減額に充當し、差引幾百八十餘萬磅は非常費の財源として留保したい希望であつたが、決算上生じたる歳計剩餘金四千八百餘萬磅は、國債銷却に充當されたのである。



本年度豫算はボナー・ロー保守黨内閣において、ホルドウィンが藏相として編成したるものであるが、一九二三年五月二十二日、ボナー・ロー首相病氣の由を以て其の職を辞し、後任として藏相ホルドウィンが其の地位に就き、ネグイル・チエンバレンが新藏相とな



だったのである。

一九二三年度の決算

一九二三年年度の決算額は

歳出	七八八、八四〇、二一一	磅
歳入	八三七、一六九、二八四	
差引歳入過	四八、三二九、〇七三	

にして、之を總豫算額

歳出	八二九、七五九、〇〇〇	磅
歳入	八一八、五〇〇、〇〇〇	
差引歳入過△不足	一一、二五九、〇〇〇	

に對比するときは

歳出の減少	△ 四〇、九一八、七八九	磅
歳入の増加	一八、六六九、二八四	
差引歳入過	五九、五八八、〇七三	

である。

更に之を前年度決算額

歳出	八一二、四九六、六〇四	磅
歳入	九一四、〇一二、四五二	
差引歳入過△不足	一〇一、五一五、八四八	

と比較するときは



歳  
出

既定費

一九二三年度歳出の決算額は

三

差引 歳入過△不足	四八、三九〇、七三	一、八八四、〇〇〇	△ 一、二五九、〇〇〇	一〇、一五二、八四八	四六、四四五、〇七三	五九、五八八、七三	△ 五三、一八六、七七五
--------------	-----------	-----------	-------------	------------	------------	-----------	--------------

歳入	歳出	區分	一九二三年度 決算額	一九二三年度 本概算額	一九二三年度 總豫算額	一九二三年度 決算額	比較増減		
八三七、一九、二八四	七八八、八四〇、二二			八二六、六六〇、〇〇	八二九、七五九、〇〇	八二四、〇九六、六四	対本概算額 △ 三七、七七五、七八九	対總豫算額 △ 四〇、九一八、六六九	対一九二二年度 決算額 △ 三三、六五九、三九三
				八二八、五〇〇、〇〇	八二八、五〇〇、〇〇	九二四、〇一二、四五二	△ 一八、六六九、二八四	△ 一八、六六九、二八四	△ 七六、八四三、一六八
									△ 五三、一八六、七七五

一九二三年度歳出歳入豫算額及決算額比較表

である。其の内譯は別表の如くである。

歳出の減少  
△ 二三、六五六、二九三 磅

歳入の減少  
△ 七六、八四三、一六八

差引歳入過△不足  
△ 五三、一八六、七七五



國債費

利子支拂費

新減債基金

道路基金

地方稅勘定支拂

土地定住費

北部アイルランド  
金庫支拂

其他

計

議定費

陸軍費  
海軍費  
空軍費

三四七、三〇八、七四八 磅

三〇七、三〇八、七四八

四〇、〇〇〇、〇〇〇

一四、〇九〇、〇四四

一三、六六二、六三一

一、二〇九、一三八

三、九六六、八六五

二、八〇二、七九五

三八三、〇四〇、二一一

四三、六〇〇、〇〇〇

五二、六〇〇、〇〇〇

九、六〇〇、〇〇〇

二三九、三六六、〇〇〇

一〇、八二三、〇〇〇

四九、八一、〇〇〇

四〇五、八〇〇、〇〇〇

七八八、八四〇、二一一

合計

である。

民政費

関稅、消費稅及  
内國稅徵收費

郵便事業費

(1) 本豫算額

一九二三年四月十六日下院に提出せられたる一九二三  
年度本豫算額は

既定費

三八〇、四七〇、〇〇〇 磅

議定費

四二〇、五四三、〇〇〇 磅

計

八〇〇、〇一三、〇〇〇 磅

經常部

一三一



臨時部

合計

三八〇、四七〇、〇〇〇

〇 磅

一五、六〇三、〇〇〇 磅

四三六、一四六、〇〇〇

一五、六〇三、〇〇〇 磅

八二六、六一六、〇〇〇

にして、臨時部の内譯は

陸軍費

三、五八八、〇〇〇 磅

海軍費

一、〇〇〇、〇〇〇

空軍費

五二五、〇〇〇

民政費

一〇、四九〇、〇〇〇

計

一五、六〇三、〇〇〇

である。

今合計額につき本豫算額を示せば

既定費

國債費

三五〇、〇〇〇、〇〇〇 磅

利子支拂額

三一〇、〇〇〇、〇〇〇

新減債基金

四〇、〇〇〇、〇〇〇

道路基金

一二、六五〇、〇〇〇

地方税勘定支拂

一〇、三四八、〇〇〇

土地定住費

一、五〇〇、〇〇〇

北部アイルランド  
金庫支拂

三、〇〇〇、〇〇〇

其他

二、九七二、〇〇〇

訂

三八〇、四七〇、〇〇〇

議定費

陸軍費

五二、〇〇〇、〇〇〇

海軍費

五八、〇〇〇、〇〇〇

空軍費

一二、〇一一、〇〇〇

民政費

四七、八五七、〇〇〇

教育費

四七、八五七、〇〇〇



養老恩給費	二三、二〇〇、〇〇〇
恩給省費	七三、六五五、〇〇〇
保健省費其他	二二、二六〇、〇〇〇
労働省費其他	一六、一八七、〇〇〇
鉄道協定文出 運輸其他の支出	二、〇八八、〇〇〇
軍需省 船舶省	三、三〇〇、〇〇〇
炭坑缺損費	一、五〇〇、〇〇〇
其他の行政費	六一、六二三、〇〇〇
小計	二五一、六七〇、〇〇〇
関税、消費税及 内国税徴收費	一一、五九一、〇〇〇
郵便事業費	五〇、八七四、〇〇〇
計	四三六、一四六、〇〇〇

134

合計 八一六、六一六、〇〇〇  
 にして、之を前年度予算額 九一〇、〇六九、〇〇〇 磅  
 に比較するときは 九三、四五三、〇〇〇 磅  
 の減少である。而して其の費目別は

既定費	一五、〇〇〇、〇〇〇
國債費の増加	二、〇三二、〇〇〇
其他の増加	一七、〇三二、〇〇〇
計 (増加)	一六、〇六八、〇〇〇
軍事費の減少	六五、七八五、〇〇〇
民政費の減少	

135



追加豫算(豫備費)の減少

一三六 磅

其他の減少

二五、〇〇〇、〇〇〇

計 (減少)

三、六三二、〇〇〇

合計 (減少)

一、一〇、四八五、〇〇〇

にして、既定費中の國債費は利子支研費において二千五百萬磅を減少するも、本年度財政法が一八七五年の減債基金法中の規定を廢し、本年度減債基金として四千萬磅を計上すべき旨定めたるため、同額を増加し結局千五百萬磅の増加となつたのである。

議定費は一億千餘萬磅の減少であるが、其の原因としては一般經濟界の好轉並に戰爭善後費の自然的減少及びアイルランド經費二千萬磅の消滅等を顧慮する必要がある。然し他方において新經費計上の必要撞頭したるにも拘はらず、政府が断乎として節減を敢行したるによるものである。而して民政費において其の傾向著し

く、實に六千五百餘萬磅の節減を見たのである。此の點に關し、相は豫算演説において

諸君も認められるであらう如く、一九二三年度に現行租稅標準より生ずべき

三六、〇〇〇、〇〇〇 磅

の剩餘額は、大抵は特別勘定に屬するもので、即ち特別歲入は

四〇、〇〇〇、〇〇〇 磅

に達し、歲出

一五、五〇〇、〇〇〇 磅

に對して

二四、五〇〇、〇〇〇 磅

の超過である。經常勘定の剩餘は事實現行租稅標準によつても僅かに



一三二、〇〇〇、〇〇〇 磅

にしか達しない。ここで私は諸君に諸君の考慮を一九二三年度以後にまで及ぼされんことを乞はねばならぬ。財政計畫を考究するに際しては、過去を顧みないで将来を豫測することが肝心であるが、又歳入が今尚ほ戦時の影響によつて膨脹してゐることを忘れてはならない。然し特別歳入の時代は今も閉鎖せんとしてゐることも考慮しなければならぬ。一九一九年度には吾人は此の財源より

二六四、〇〇〇、〇〇〇 磅

以上を得、一九二〇年度には

二八八、〇〇〇、〇〇〇 磅

を一九二一年度には

一七〇、〇〇〇、〇〇〇 磅

を一九二二年度には

五一、〇〇〇、〇〇〇 磅

を得た。而して本年度は

四〇、〇〇〇、〇〇〇 磅

を得ることと期待してゐる。然し其の後に至つては次第に減少するであらう。のみならず、明年に至つては所得税は減少するであらう。私は此の二勘定による損失額は

五〇、〇〇〇、〇〇〇 磅

即ち本年度の豫算剩餘額より遙かに多額になるのではあるまいかと思ふ。

私は歳出を減少するこの可能性を十分主張したいと考へる。然し戦時事業の残部を廃止するに非ずんば、節約の實行は益々困難なるものだといふことを、自分自身に對して隠すことは



出。來。ぬ。し。又。委。員。諸。君。に。對。し。て。隱。す。こ。と。は。正。し。く。な。い。と。思。ふ。  
私。は。多。く。の。方。面。に。お。い。て。歳。出。の。増。加。を。必。要。と。し。て。あ。る。の。を。見。る。  
之。に。反。し。多。く。の。方。面。に。お。い。て。歳。出。の。減。少。が。確。實。に。行。は。れ。得。べ。し  
と。は。考。へ。な。い。然。し。將。來。に。關。す。る。狀。勢。を。確。知。す。る。こ。と。な。く。し。て、  
如。何。に。し。て。租。税。の。減。少。―其。の。全。效。果。は。自。然。翌。年。に。至。ら。ね。ば。感。せ  
ら。れ。な。い。の。だ。―を。實。行。し。得。や。う。か。租。税。の。減。少。は。勿。論。重。要。で。あ  
る。然。し。又。翌。年。に。至。つ。て。租。税。の。再。賦。課。を。行。は。な。け。れ。ば。な。ら。ぬ。と  
し。た。ら。減。少。し。た。と。て。何。の。役。に。立。つ。か。若。し。そ。れ。が。た。め。我。國。の  
豫。算。を。傷。け。る。や。う。な。こ。と。が。あ。つ。た。ら。何。の。役。に。立。つ。か。或。人。は  
言。ふ。か。も。知。れ。な。い。本。年。は。國。債。償。還。費。を。計。上。す。る。な。と。然。し、  
若。し。斯。く。し。て。得。た。る。資。金。を。本。年。の。租。税。の。足。し。に。向。け。た。と。し。て。明  
年。度。は。ど。う。す。る。か。毎。年。毎。年。國。債。の。償。還。を。延。期。し。て、そ。れ。が。た  
め。に。生。ず。る。増。加。額。は。ど。う。な。る。か。斯。く。の。如。く。ん。ば、我。國。は。遂。に

は。支。拂。不。可。能。に。陥。ら。ざ。る。を。得。ま。い。と。私。は。思。ふ。  
と。速。べ。て。あ。る。

今。經。常。議。定。費。を。ゲ。デ。ス。委。員。會。等。の。計。數。と。比。較。す。る。に、一。九。二。一。年、  
度。本。豫。算。に。お。け。る。經。常。議。定。費。は

六〇二、七五一、〇〇〇 磅

に。し。て、節。減。豫。定。額。は

概。算。に。お。い。て。各。省。の。提。出。せ。る。分

七五、〇〇〇、〇〇〇 磅

ゲ。デ。ス。委。員。會。提。案。の。分

八六、八四四、一七五

計

一六一、八四四、一七五

で。あ。る。故。に。差。引。豫。定。額。は

四四〇、九〇六、八二五 磅

に。し。て、之。に。對。し。一。九。二。二。年。度。は

四六〇、四〇八、〇〇〇 磅



を豫算したるも、本年度の豫算は

四二〇、五四三、〇〇 磅

である。故に標準額より

二〇、三六三、八二五 磅

の減少にして、此の點に關し藏相は演説において

ゲデス委員會の提唱した數字より遙かに小であると

と誇示したのである。



更に本豫算額を決算額

七八八、八四〇、二一一 磅

に比較するときには、決算額において

二七、七七五、七八九 磅

の減少である。而して其の費目別は

既定費

國債費の減少

二、六九一、二五二 磅

其他の増加

八五、二六一、四六三

計 (増加)

二、五七〇、二一一

議定費

軍事費の減少

一六、二一一、〇〇〇

民政費の減少

二二、三〇四、〇〇〇

其他の減少

一、八三一、〇〇〇

計 (減少)

三〇、三四六、〇〇〇

合計 (減少)

二七、七七五、七八九

である。



四 總豫算額

一九二三年度本豫算額は

八一六、六一六、〇〇 磅

にして、其の後民政費に追加豫算額

一三、一四三、〇〇 磅

を計上したるを以て、豫算總額は

八二九、七五九、〇〇 磅

にして、之を前年度總豫算額

九一〇、〇六九、〇〇 磅

に比較するときは

八〇、三一〇、〇〇 磅

の減少である。

又之を一九二三年度決算額に比較するときは、決算額において

四〇、九一八、七八九 磅

の減少である。而して其の費目別は

既定費

國債費の減少

二、六九一、二五二 磅

其他の増加

五、二六一、四六三

計 (増加)

二、五七〇、二一一

議定費

軍事費の減少

一六、二一一、〇〇〇

民政費の減少

二五、四四七、〇〇〇

其他の減少

一、八三一、〇〇〇

計 (減少)

四三、四八九、〇〇〇



合計 (減少)

△ 四〇、九一八、七八九 磅

一四六

にして、既定費中の國債費は、本年度財政法に基く減債基金(四〇、〇〇〇、〇〇〇磅)を豫算通り實行したる上、大藏省證券賣出利率の低落により減額を見るに至つた。

又前會期の立法に基く農耕地地方税軽減に對する補給金三百二十五萬磅を増加したると、道路基金に對する支出は、豫期したるよりも約百五十萬磅を増加したるとにより、既定費は結局約二百六十萬磅を増加したのである。

次に議定費約四千四百萬磅の減少の原因は、物價の下落、事業の繰延、新兵募集の不進捗、東洋及びシンガポールにおける海軍根據地に関するプログラムの變更等によるものである。

○

(ハ) 一九二三年度  
決算額と前  
年度決算額  
の比較

一九二三年度歳出決算額は

七八八、八四〇、二一一 磅

にして、之を一九二二年度歳出決算額

八一二、四九六、六〇四 磅

に比較するときは

△ 二三、六五六、三九三 磅

の減少である。而して其の費目別は

既定費

國債費の増加

二三、三一八、八一六 磅

其他の増加

六、二二四、七九一

計 (増加)

二九、五四三、六〇七

一四七



議定費

軍事費の減少	△	五、二〇〇、〇〇〇	磅
民政費の減少	△	四七、四六〇、〇〇〇	
其他の減少	△	五四〇、〇〇〇	
計 (減少)	△	五三、二〇〇、〇〇〇	
合計 (減少)	△	二三、六五六、三九三	

にして、其の内譯は別表の如くである。

(一) 一九二三年度歳出決算額及豫算額比較表

費目	一九二三年度		一九二三年度決算額の増△減	
	決算額	本豫算額	対本豫算額	対總豫算額
既定費				
國債費				
長期公債利子	三、九八、三六			
定期年金	四七、九四三			
短期公債利子	七三、四二、九七八			
本國政府公債利子	一七、三五、五〇四			
其他公債の利子	三六、四六、三〇三			
國債取扱費	一、五九、五一			



費目	一九二三年度		一九二二年度		一九二三年度	
	決算額	本豫算額	決算額	本豫算額	決算額	本豫算額
以上計	三〇七,三〇八,七四八	三一〇,〇〇〇,〇〇〇	三二二,九九九,九三二	三一〇,〇〇〇,〇〇〇	二六九,二五二	二六九,二五二
新減債基金	四〇,〇〇〇,〇〇〇	四〇,〇〇〇,〇〇〇	〇	〇	〇	〇
小計	三〇七,三〇八,七四八	三一〇,〇〇〇,〇〇〇	三二二,九九九,九三二	三一〇,〇〇〇,〇〇〇	二六九,二五二	二六九,二五二
道路基金	一四,〇九〇,〇四四	一二,六五〇,〇〇〇	一一,七七二,〇四三	一〇,四七〇,〇一六	一,四四〇,〇四四	一,四四〇,〇四四
地方税勘定支拂	一三,六六二,六三一	一〇,三四八,〇〇〇	一〇,四七〇,〇一六	一〇,四七〇,〇一六	三,三三四,六三一	三,三三四,六三一
土地定住費	一,二〇九,一三八	一,五〇〇,〇〇〇	一,三三五,八七四	一,五〇〇,〇〇〇	二九〇,八七二	二九〇,八七二
北部アイランド 金庫支拂	三,九六六,八六五	三,〇〇〇,〇〇〇	三,三三二,九九九	三,〇〇〇,〇〇〇	九六六,八六五	九六六,八六五
其他	二,八〇二,七九五	二,九七二,〇〇〇	二,七〇四,八八〇	二,九七二,〇〇〇	一六九,二〇五	一六九,二〇五
計	三三三,〇四〇,二一一	三三〇,四七〇,〇〇〇	三三三,四九九,六〇四	三三〇,四七〇,〇〇〇	二,五七〇,二一一	二,五七〇,二一一
議定費					二九,五四三,六〇七	

費目	一九二三年度		一九二二年度		一九二三年度	
	決算額	本豫算額	決算額	本豫算額	決算額	本豫算額
陸軍費	四三,六〇〇,〇〇〇	五二,〇〇〇,〇〇〇	四五,四〇〇,〇〇〇	四五,四〇〇,〇〇〇	八,四〇〇,〇〇〇	八,四〇〇,〇〇〇
海軍費	五,六〇〇,〇〇〇	五八,〇〇〇,〇〇〇	五六,三〇〇,〇〇〇	五六,三〇〇,〇〇〇	五,四〇〇,〇〇〇	五,四〇〇,〇〇〇
空軍費	九,六〇〇,〇〇〇	一一,〇一一,〇〇〇	九,四〇〇,〇〇〇	九,四〇〇,〇〇〇	二,四一一,〇〇〇	二,四一一,〇〇〇
小計	一〇五,八〇〇,〇〇〇	一二二,〇一一,〇〇〇	一一一,〇〇〇,〇〇〇	一一一,〇〇〇,〇〇〇	一六,二一一,〇〇〇	一六,二一一,〇〇〇
民政費	三三九,三六六,〇〇〇	一五一,五〇〇,〇〇〇	二八六,八三三,〇〇〇	一三,三〇四,〇〇〇	二五,四七〇,〇〇〇	二五,四七〇,〇〇〇
関税,消費税及 内国税徴收費	一〇,八三三,〇〇〇	一一,五九一,〇〇〇	一一,五九一,〇〇〇	一一,三三七,〇〇〇	七六八,〇〇〇	七六八,〇〇〇
郵便事業費	四九,八一,〇〇〇	五〇,八七四,〇〇〇	五〇,八七四,〇〇〇	四九,八五七,〇〇〇	一,〇六三,〇〇〇	一,〇六三,〇〇〇
小計	二〇〇,〇〇〇,〇〇〇	三三四,三五,〇〇〇	三三七,三七八,〇〇〇	三四八,〇〇〇,〇〇〇	一四,一三五,〇〇〇	一四,一三五,〇〇〇
計	四〇五,八〇〇,〇〇〇	四三六,四六,〇〇〇	四四九,二八九,〇〇〇	四五九,〇〇〇,〇〇〇	三〇,三四六,〇〇〇	三〇,三四六,〇〇〇
台計	七七八,八四〇,三二一	八二六,六六,〇〇〇	八二九,七五九,〇〇〇	八一三,四九六,六〇四	二七,七七五,七八九	四〇,九一八,七八九
増減					三三,六五六,三九三	



(二) 一九二三年度民政費決算費目別表

費目	決算額
公共土木及建築費	五、八八五、八七九
普通諸官廳俸給及經費	一二、一一五、七六一
司法及警察費	一一、〇〇六、五五七
教育科學及技藝	四七、六六五、七八九
外國及殖民地經費	一八、一二五、一六一
恩給及各種年金其他	九七、六八二、三五三
職業紹介保險等	三三、五二八、一九九
其他	一三、三五六、三〇一

計	二三九、三六六、〇〇〇
---	-------------

(二) 國債費、軍事費其他の区分

一九二三年度歳出決算額を國債費、軍事費及び其他の經費に区分するときは

國債費	三四七、三〇八、七四八
軍事費	一〇五、八〇〇、〇〇〇
其他の經費	三三五、七三一、四六三
計	七八八、八四〇、二一一

にして、之を一九二二年度歳出決算額のそれと比較するときには  
國債費の増加  
二三、三一八、八一六







歳入

四

一九二三年度歳入の決算額は

租税收入

(直接税)

相續税  
地租  
家屋税  
矿业權税  
所得税

五七、八〇〇、〇〇〇 磅  
六〇〇、〇〇〇  
一、九〇〇、〇〇〇  
二六〇、〇〇〇  
二六九、三三一、〇〇〇

同附加税

超過利得税

自働車税

法人利得税

小計

(間接税)

關稅

消費税

印紙税

小計

計

税外收入

郵便收入

六〇、六四〇、〇〇〇  
一四、六九一、〇〇〇  
二三、三四〇、〇〇〇  
四二八、五六二、〇〇〇  
一一九、九五八、〇〇〇  
一四七、九七〇、〇〇〇  
二一、五七〇、〇〇〇  
二八九、四九八、〇〇〇  
七一八、〇六〇、〇〇〇  
三二、八四〇、〇〇〇



電信收入	五、五七〇、〇〇〇
電話收入	一四、三九〇、〇〇〇
小計	五二、八〇〇、〇〇〇
王領地收入	九二〇、〇〇〇
各種貸付金收入	一二、六〇六、九〇〇
雑收入	五二、七八二、三八四
合計	一一九、一〇九、二八四
合計	八三七、一六九、二八四

である。

(1) 減税及減額  
計畫

一九二三年度豫算編成當初において、現行課税率による歳入過即ち歳訂剩餘金は

歳出	八一六、六一六、〇〇〇 磅
歳入	八五二、六五〇、〇〇〇
差引歳入過	三六、〇三四、〇〇〇

にして、歳相は將來における財政の基礎を薄弱ならしめざる限度において、減税及び減額

△ 三四、一五〇、〇〇〇 磅

を實行するの必要を認め、租税率及び料金の變更計畫を樹てたのである。而して其の豫算演説において、歳相は私は國民の信用を傷けることなくして、納税者の負擔を軽減すため、徴力の及ぶ限りを盡した。蓋し國民の信用と納税者の負擔軽減とは密接な關係に立つものだからである。勿論吾人



は今尚ほ過渡期を脱しては居らぬけれども、然も既に租税最高  
 負擔の時期は既に切り抜け、近く財界の活況を回復すべき状態  
 にあることは疑ふことは出来ない。然し、若し歐洲大陸の状態  
 にして、及び我國內の状態にして、紛糾するならば、斯る樂觀  
 も水泡に帰する。産業界の平和こそは、租税の減少にも増して  
 経済界を益するものである。租税減少そのものは平和の所産た  
 るに過ぎない。若しも我國民にして、今や將に近づかんとしつ  
 つある経済界の活況に乘ぜんために、一致協力したならば、前  
 途は實に洋々たるものであり、而して私も、及び私の後継者た  
 るべき人も、本年及び過去数年間の豫算の編成に費した程の苦  
 心と懸念とに慥まざることはあるまいと信ずる。  
 と述べたのである。  
 減税及減額に関する計畫要綱等は別表の如くである。

(一) 一九二三年度減税及減額計畫表

區分	歳入		現行課税による歳入過不足	歳出		減税及減額	差引本豫算額	
	内	租税		内	租税		内	租税
消費税	一五五、七〇〇、〇〇〇	一八、三〇〇、〇〇〇	△	一一、八五〇、〇〇〇	△	一、四〇〇、〇〇〇	一四三、八五〇、〇〇〇	一六、九〇〇、〇〇〇
関税								
租税收入								
歳入	八五二、六五〇、〇〇〇	八二六、六一六、〇〇〇	△	三四、一五〇、〇〇〇	〇		八一八、五〇〇、〇〇〇	八一六、六一六、〇〇〇
歳出								



區分	現行課税による 歳入過不足	減税及減額	差引本豫算額
所得税	二八〇、〇〇〇、〇〇〇 磅	一九、〇〇〇、〇〇〇 磅	二六一、〇〇〇、〇〇〇 磅
法人利得税	二〇、〇〇〇、〇〇〇	〇	二〇、〇〇〇、〇〇〇
其他	一五八、二五〇、〇〇〇	〇	一五八、二五〇、〇〇〇
計	七三二、二五〇、〇〇〇	三二、二五〇、〇〇〇	七〇〇、〇〇〇、〇〇〇
税外收入			
郵便收入	三四、五〇〇、〇〇〇	一、三〇〇、〇〇〇	三三、二〇〇、〇〇〇
電信收入	五、二五〇、〇〇〇	〇	五、二五〇、〇〇〇
電話收入	一四、七五〇、〇〇〇	六〇〇、〇〇〇	一四、一五〇、〇〇〇
小計	五四、五〇〇、〇〇〇	一、九〇〇、〇〇〇	五二、六〇〇、〇〇〇
其他	六九、九〇〇、〇〇〇	〇	六九、九〇〇、〇〇〇
計	一二〇、四〇〇、〇〇〇	一、九〇〇、〇〇〇	一一八、五〇〇、〇〇〇

差引	歳入過不足	減税及減額	差引本豫算額
	三六、〇三四、〇〇〇	三四、一五〇、〇〇〇	一、八八四、〇〇〇

(二) 減税及減額計畫要綱

一 租税率の変更

(1) 麥酒税

麥酒の小賣價格を低下し、其の消費力を増大せしむるために、其の強度に關係なく一樽につき一磅の麥酒税割戻を行ふ。但し現行税を一樽二四志三片以下に引下ぐる場合は例外とする。而して右の割戻は内地麥酒税に對しては、一九二三年四月一



日以後醸造のものより行ひ、輸入品に對しては一九二三年四月十七日より行ふ。之による減收見込

(四) 食卓用飲料税

一九二三年五月一日以降、食卓用甘味飲料の消費税を一ガロンのにつき四片より二片に引下ぐ。之による減收見込

一三、〇〇〇、〇〇〇 磅

一六〇、〇〇〇 磅

亦同年五月一日より一ガロンにつき四片の現行サイダー消費税を廢止する。之による減收見込

九〇、〇〇〇 磅

(ハ) 所得税

所得税率を一九二三年四月十六日より一磅につき四志六片に引下ぐ。之による減收見込

一九、〇〇〇、〇〇〇 磅

(ニ) 法人利得税

一九二三年六月三十日以後において生ずる法人利得に對する税率を一磅につき一志より六片に引下ぐ。之による減收見込は明年度に起るものにして、本年度には影響なきものである。

(ホ) 租税減收見込合計

三二、二五〇、〇〇〇 磅

二、 諸料金の變更

(イ) 郵便料金

本年度における郵便費の減少を考慮し、内國小包郵便料を一箇につき劃一的に三片に引下ぐ。外國封書料金の最初の一オンスを二片に引下ぐ、一オンス増す毎に舊の如く一片を課し、帝國封書料金については、最初の一オンスを超ゆる毎



に一オンスの料金を一ナ斤より一斤に引下ぐることとし、且つ内國印刷物郵送料を各ニオンス毎に一ナ斤とする。以上の引下は一九二三年五月十四日より之を實施す。之による減收見込

一、三〇〇、〇〇〇 磅

(四) 電話料金

通常電話機一箇年使用料を十志低減し、長距離電話一箇年使用料を若干低減し、ロンドン市外自由通話距離が加入者所屬交換局より一哩なるを一哩半に延長し、公衆電話局における地方通話料を三斤より二斤に引下ぐ、更に其の他短距離本線通話料等に些少の引下を行ふ。之による減收見込

六〇〇、〇〇〇 磅

(ハ) 減收見込計

一、九〇〇、〇〇〇 磅

三、減收見込總計

三四、一五〇、〇〇〇 磅



(三) 現行租税及郵便料引下一覽表

(一) 租 税

麥 酒

マム麥酒、タウヒ麥酒、又は黒麥酒の特別

強度を有するものにして

一二一五度を超えざるもの三六ガロンに付

一二一五度を超ゆるもの三六ガロンに付

其の他の種類にして

現行税

提 案

二〇磅  
二志  
〇斤

二三二

強度に關するは、  
一樽に付一磅  
の割戻を行ふ  
但し現行税を  
一樽三四志三斤  
以下に引下ぐ  
場合には之を







外國封書

現行率	提案率
一オンス以下 三片	一オンス以下 二片
一オンスの増加毎に 一片	一オンスの増加毎に 一片

内國印刷物

一オンス以下 七片	二オンス以下 七片
二オンス以下 一片	
二封度に至るまで 二オンスの増加毎に 七片	二封度に至るまで 二オンスの増加毎に 七片

内國小包

二封度以下 九片	二封度以下 六片
五封度以下 一志	五封度以下 九片
八封度以下 一志三片	八封度以下 一志
十二封度以下 一志六片	十二封度以下 一志三片

尚ほ右の外、電話料に若干の引下げを行ふ。

(四) 租税及郵便料其他引下による減額見積表

關稅	一九二三年度見積	全年度見積
麥酒	一、四〇〇、〇〇〇 磅	一、四五〇、〇〇〇 磅
消費稅		
麥酒	一、六〇〇、〇〇〇	一五、一五〇、〇〇〇
サイダー*	九〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇
食卓用飲料⊗	一六〇、〇〇〇	一七五、〇〇〇
小計	一一、八五〇、〇〇〇	一五、四二五、〇〇〇



計	一九二三年度見積	全年度見積
所得税 六斤引下	一九、〇〇〇、〇〇〇	二六、〇〇〇、〇〇〇
法人利得税を六斤に引下	〇	一二、五〇〇、〇〇〇
計	一九、〇〇〇、〇〇〇	三八、五〇〇、〇〇〇
租税収入計	三二、二五〇、〇〇〇	五五、三七五、〇〇〇
郵便事業		
郵便収入	一、三〇〇、〇〇〇	一、五六〇、〇〇〇
電話収入	六〇〇、〇〇〇	八四〇、〇〇〇
税外収入計	①② 一、九〇〇、〇〇〇	①② 二、四〇〇、〇〇〇

減少見積額合計	三四、一五〇、〇〇〇	五七、七七五、〇〇〇
---------	------------	------------

備考

＊ サイダーに對する関税の減少は些少なり。

① 食卓用飲料税引下に基く歳入總減少額は、一九二三年度に二十一萬磅、全年度に二十二萬五千磅と見積らる。

ここに記したる純減少額は消費増加の見込による課税原料よりの歳入の増加を斟酌したるものとす。

② 商業的勘定より言へば、これ等の減少は郵便局剩餘金より、全年度に約二百五十萬磅及び一九二三年度に二百萬磅を提出すべきこととなる。



本豫算額及  
總豫算額

一九二三年度本豫算額は

租稅收入

(直接税)

相續税	五二、〇〇〇、〇〇〇
地租	三、〇〇〇、〇〇〇
家屋税	二六一、〇〇〇、〇〇〇
鑛業權税	五八、〇〇〇、〇〇〇
所得税	一二、〇〇〇、〇〇〇
同附加税	一三、二五〇、〇〇〇
超過利得税	〇〇〇、〇〇〇
自動車税	〇〇〇、〇〇〇

法人利得税

小計

二〇、〇〇〇、〇〇〇  
四一九、二五〇、〇〇〇

(間接税)

關稅

消費税

印紙税

小計

一一六、九〇〇、〇〇〇  
一四三、八五〇、〇〇〇  
二〇、〇〇〇、〇〇〇  
二八〇、七五〇、〇〇〇  
七〇〇、〇〇〇、〇〇〇

稅外收入

郵便、電信及  
電話收入

王領地收入

各種貸付金收入

五二、六〇〇、〇〇〇  
九〇〇、〇〇〇  
一二、五〇〇、〇〇〇



雑収入

計

合計

五二、	五〇〇、	〇〇〇
一一八、	五〇〇、	〇〇〇
八一八、	五〇〇、	〇〇〇

にして、總豫算額は本豫算額と同額である。  
 之を前年度本豫算額

に比較するとき

の減少にして、其の種目別は

租税収入

(直接税)

相続税の増加  
 所得税の減少  
 加税の減少

九二、	二七五、	〇〇	磅
九一〇、	七七五、	〇〇	磅
四、	〇〇〇、	〇〇	磅
一〇、	〇〇〇、	〇〇	磅

超過利得税の減少

自動車税の増加

法人利得税の増加

小計(減少)

(間接税)

關稅の増加

消費税の減少

印紙税の増加

小計(減少)

計(減少)

税外収入

郵便、電信及電  
 話収入の減少

王領地収入の増加

一五、	八〇〇、	〇〇〇
二、	六五〇、	〇〇〇
一八、	九〇〇、	〇〇〇
四、	六五〇、	〇〇〇
一六、	九〇〇、	〇〇〇
一、	七五〇、	〇〇〇
一〇、	五〇〇、	〇〇〇
二九、	四〇〇、	〇〇〇
二、	〇二五、	〇〇〇
一五〇、	〇〇〇、	〇〇〇



各種貸付金収入の減少

雑収入の減少

計 (減少)

合計 (減少)

である。而して減税等による計畫減少額

を控除するときは、自然減少額は

にして、其の大体において雑収入の減少額に相當するものである。

更に不豫算額を決算額

一七八

磅

一、五〇〇、〇〇〇

五九、五〇〇、〇〇〇

六二、八七五、〇〇〇

九二、二七五、〇〇〇

三四、一五〇、〇〇〇 磅

五八、一五五、〇〇〇 磅

八三七、一六九、二八四 磅

一八、六六九、二八四 磅

の増加である。而して其の種目別は

租税收入

(直接税)

相續税の増加

所得税の増加

同附加税の増加

自動車税の増加

法人利得税の増加

地租、家屋税、  
業権税の減少

超過利得税の減少

磅

五、八〇〇、〇〇〇

八、三三一、〇〇〇

二、六四〇、〇〇〇

一、四四一、〇〇〇

三、三四〇、〇〇〇

二、四〇〇、〇〇〇

一、二〇〇、〇〇〇

一七二



(間接税)

小計 (増加)

九、三一三、〇〇〇 磅

関税の増加

三、〇五八、〇〇〇

消費税の増加

四、一二〇、〇〇〇

印紙税の増加

一、五七〇、〇〇〇

小計 (増加)

八、七四八、〇〇〇

計 (増加)

一八、〇六〇、〇〇〇

税外収入

郵便、電信及電話収入の増加

二〇〇、〇〇〇

王領地収入の増加

二〇、〇〇〇

各種貸付金収入の増加

一〇六、九〇〇

雑収入の増加

二八二、三八四

普通収入の増加

三、四八一、〇〇〇

特別収入の減少

三、一九八、六一六

計

六〇九、二八四

合計

一八、六六九、二八四

にして、今種目別につき其の概要を説明すれば左の如くである。

(1) 租税収入

(i) 関税及消費税

両税通じて七百餘萬磅の増収であるが、之は主として酒精及び煙草の消費量増大したるためである。其のため酒精税において六百萬磅、煙草税において二百萬磅の増収を見たのである。

(ii) 所得税

本税の増収は主として前年度滞納額の納付によるところが多



いのである。

(1) 法人利得税

本税の増収は其の原因は法人利得の標準の高まりしこと及び徴収方法の改善等によるものである。

(2) 超過利得税

本税は總徴収額二千三百五十萬磅に對し、拂戻額二千五百四十萬磅に達したるため、結局實收額は皆無となつたものである。

(2) 税外收入

税外收入は特別雑收入の三百十餘萬磅の減收を除く以外のもものは總へて増加である。  
特別雑收入實收額三千六百餘萬磅中の主要項目は左の如くである。

下收入	二二	二五〇	〇〇
船舶清算	四	五〇〇	〇〇
食糧品清算	二	二五〇	〇〇
南ロデシアに對する貸付金償還受入	二	三〇〇	〇〇
難破船ロレンテムク號より引上げられたる金	二	〇〇〇	〇〇
計	三三	三〇〇	〇〇

一九二三年度決算額と前年度決算額の比較

一九二三年度歳入決算額は  
にして、之を一九二二年度歳入決算額は

八三七	一六九	二八四
九一四	〇一二	四五二



に比較するとききは

の減少である。而して其の種目別は

租税収入

(直接税)

相續税の増加	九二九	〇〇	〇〇
礦業権税の増加	四〇	〇〇	〇〇
自働車税の増加	二	三七〇	〇〇〇
法人利得税の増加	四	三六三	〇〇〇
地租の減少	五〇	〇〇	〇〇
家屋税の減少	二一〇	〇〇	〇〇
所得税の減少	四五	五〇五	〇〇〇
同附加税の減少	三	五六九	〇〇〇

七六、八四三、一六八<sup>磅</sup>

超過利得税の減少

小計 (減少)

二、〇〇四、〇〇〇

(間接税)

関税の減少

消費税の減少

印紙税の減少

小計 (減少)

計 (減少)

四三、六三六、〇〇〇  
 三、〇八五、〇〇〇  
 九、三〇五、〇〇〇  
 一三、〇四二、〇〇〇  
 五六、六七八、〇〇〇

税外収入

郵便、電信及電話収入の減少

雑収入の減少

王領地収入の増加

四〇〇、〇〇〇  
 二二、三七五、八一三  
 二〇、〇〇〇







項 目	年 度	一九二三年度		一九二三年度		一九二三年度	
		決算額	豫算額	決算額	豫算額	決算額	豫算額
消費稅		二四七、九七〇、〇〇〇 磅	二四三、八五〇、〇〇〇 磅	二四三、八五〇、〇〇〇 磅	一五七、二七五、〇〇〇 磅	四、一〇〇、〇〇〇 磅	九、三〇五、〇〇〇 磅
印紙稅		二一、五七〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇、〇〇〇	二二、二二二、〇〇〇	一、五七〇、〇〇〇	六、五二〇、〇〇〇
小計		二八九、四九八、〇〇〇	二八〇、七五〇、〇〇〇	二八〇、七五〇、〇〇〇	三〇二、五四〇、〇〇〇	八、七四八、〇〇〇	一三、〇四二、〇〇〇
計		七八〇、〇〇〇	七〇〇、〇〇〇、〇〇〇	七〇〇、〇〇〇、〇〇〇	七七四、七三八、〇〇〇	一八、〇六〇、〇〇〇	五六、六七八、〇〇〇
稅外收入							
郵便收入		三三、八四〇、〇〇〇	三三、二〇〇、〇〇〇	三三、二〇〇、〇〇〇	三四、一五〇、〇〇〇	三、五〇〇、〇〇〇	一、三二〇、〇〇〇
電信收入		五、五七〇、〇〇〇	五、五〇〇、〇〇〇	五、五〇〇、〇〇〇	五、五〇〇、〇〇〇	三、二〇〇、〇〇〇	七〇、〇〇〇
電話收入		一四、三九〇、〇〇〇	一四、一五〇、〇〇〇	一四、一五〇、〇〇〇	一三、五五〇、〇〇〇	二四〇、〇〇〇	八四〇、〇〇〇
小計		五二、八〇〇、〇〇〇	五二、六〇〇、〇〇〇	五二、六〇〇、〇〇〇	五三、二〇〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇	四〇〇、〇〇〇
王領地收入		九二〇、〇〇〇	九〇〇、〇〇〇	九〇〇、〇〇〇	九〇〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇

項 目	年 度	一九二三年度		一九二三年度		一九二三年度	
		決算額	豫算額	決算額	豫算額	決算額	豫算額
各種貸付金收入		一一、六〇六、九〇〇	一一、五〇〇、〇〇〇	一一、五〇〇、〇〇〇	一〇、〇一六、三五五	一〇、六、九〇〇	三、五九〇、六四五
雜收入		五二、七六三、三八四	五二、五〇〇、〇〇〇	五二、五〇〇、〇〇〇	七五、五八二、九七	二八三、三八四	三三、三七五、八一三
普通收入		一五、九八一、〇〇〇	一五、五〇〇、〇〇〇	一五、五〇〇、〇〇〇	二四、二四〇、〇〇〇	三、四八一、〇〇〇	八、一五九、〇〇〇
手数料及特許印紙稅		一、六九五、〇〇〇			一、六五三、八二七		四、一七三
民政各廳收入		一四、二八六、〇〇〇			二二、四八六、七三		八、二〇〇、一七三
特別收入							
民政各廳收入		三六、八〇一、三八四	四〇、〇〇〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇、〇〇〇	五一、〇一八、一九七	三、一九八、六一六	一四、二二六、八一三
計		二九、一〇九、二八四	二八、五〇〇、〇〇〇	二八、五〇〇、〇〇〇	一三九、二七四、四五二	六〇九、二八四	二〇、一五九、一六八
合計		八三七、一六九、二八四	八八、五〇〇、〇〇〇	八八、五〇〇、〇〇〇	九四、四〇一、四五二	一八、六六九、二八四	七六、八四三、一六八







計	間接税	直接税	一九二二年度						
			一九二〇年度	一九二一年度	一九二二年度	一九二〇年度	一九二一年度	一九二二年度	
計	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	
直接税		六〇	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇	
間接税	四〇	三九	四〇	三九	四〇	三九	四〇	三九	

である。而して其の内譯は別表の如くである。

一九二二年度歳入決算額租税其他区分表

計	税外收入	小計	租税		其他	増	減	租税の割合						
			直接税	間接税				一九二〇年度	一九二一年度	一九二二年度	一九二〇年度	一九二一年度	一九二二年度	一九二〇年度
計	八三、七、九二、八四一	七、八、〇、〇〇〇	四、八、五、六、二〇〇	六、九、四、九、八〇〇	一、九、〇、〇〇〇	七、六、八、四、三、一六八			一九二〇年度	一九二一年度	一九二二年度	一九二〇年度	一九二一年度	一九二二年度
	二、九、〇、九、八四一	八、六	五、一	三、五	一、五			一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	
	二、九、〇、九、八四一	七、七、四、七、三、八〇〇	四、七、三、一、九、八〇〇	三、〇、二、五、四、〇〇〇	一、五			一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	
	九、四、〇、二、三、四、五二	八、五	五、二	三、三	一、五			一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	
	七、六、八、四、三、一六八	五、七、七、八、〇〇〇	四、三、六、三、六、〇〇〇	一、三、〇、四、二、〇〇〇	一、五			一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	
		四〇	六〇	四〇	一、五			一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	
		三九	六一	三九	一、五			一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	
		四〇	六〇	四〇	一、五			一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	
		三九	六五	三九	一、五			一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	
		三一	六九	三一	一、五			一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	
		二二	七八	二二	一、五			一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	
		五二	四八	五二	一、五			一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	



五

國債

一九二三年度においては國債償還政策に革新を試み、新減債基金を將來に亘り豫算に計上することとしたのである。而して決算上生じたる歲計劃餘金をも國債償還に充當したるを以て、普通公債において尠少なうざる減額を生じたのである。

一九二三年度	一九二四年度	一九二五年度	一九二六年度	一九二七年度	一九二八年度	一九二九年度	一九三〇年度	一九三一年度	一九三二年度	一九三三年度	一九三四年度	一九三五年度	一九三六年度	一九三七年度	一九三八年度	一九三九年度	一九四〇年度
...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...

減債計畫

國債償還に充て得べき本年度本豫算上における歲計劃餘金は僅かに一、八八四、〇〇〇磅

に過ぎないが、歳出國債費中の減債基金は本年度において急激に増加され、國債償還政策に一大革新を齎らすに至つた。即ち一九二三年度財政法は一八七五年の減債基金法中の

國債費定額及新減債基金に関する規定を廢止し、國債費を三別して

- 利子
- 取扱費及經費
- 新減債基金

となし、三者を嚴正に區別して互に肩すところなく、新減債基金は何者にも累せられず、何者もの餘裕にてもなく、全く獨自に一



定額を計上せられるものである。

抑も一九一七年以來數種の減債基金が別に設定せられ、且つ一八八四年設定の減債年金も存続し、「減債基金」といふも實に錯雜したものであつたのが、これによつて統合簡化した譯である。而して一九二三年度には

四〇、〇〇〇、〇〇〇 磅

一九二四年度には

四五、〇〇〇、〇〇〇 磅

其の後は議會において特別の決議なき限り、毎年

五〇、〇〇〇、〇〇〇 磅

の減債基金と計上すべき旨を規定し、其の之を以て尚ほ従前の如く「新減債基金」と稱したのである。而して其の内容においては、戦時中に發生したる諸公債の特別減債基金の大部分を包含するこ

ととなつた。即ち一九二三年度新減債基金

四〇、〇〇〇、〇〇〇 磅

は四分利整理公債及四分利戦勝債券減債基金

四、四七八、九一〇 磅

三分利借換公債減債基金

一三、五八六、〇七五 磅

相續税等の納付に代用さるべき戦勝債券の銷却費

七、二九六、一五九 磅

其の他定期年金の元金、對米政府債務、ピットマン銀購入債務の本年度支拂額等よりなるのである。





参考として

(一) 一九二三年財政法（減債基金法）

(二) 一八七五年減債基金法

を別紙に添附する。

(1) 一九二三年財政法 七月十八日付

第三十二條——(三) 一八七五年減債基金法及其の後の同法改正に含

まるる國債費定額及新減債基金に関する規定は效力を失ひ之に  
代わるに本條の次の規定と有效とすへし

(三) 合同資金又は之より生ずる資金より大藏省の隨時定むるとき及  
方法に依り次の金額を拵出すへし——會計年度に拵出すへき總金  
額は當該會計年度中に拵出すと要す

一九二三年度は

四〇、〇〇〇、〇〇〇 磅

一九二四年度は

四五、〇〇〇、〇〇〇 磅

一九二五年度及其の後の年度は議會の別段の議決なき限り

五〇、〇〇〇、〇〇〇 磅

(三) 各會計年度に前項の如く拵出したる額（新減債基金（一九二三年法）  
と稱すへし）は其の拵出日付後九箇月以内に合同資金の負擔に

屬する公債（本法が成立せざりしときは國債費定額より仕拵  
はるへかりし有期年金の元本を表す部分を含む）の買入償還又  
は銷却に充當すへし但し一八六六年國庫及會計検査院法第十二  
條に依る貸上金若くは議定費支出を補填する法律に依り起債せ  
る公債は此の限にありす

(四) 新減債基金（一九二三年法）は聯合王國外にて仕拵はるへき公債の  
償還に關聯する負擔を補填するため大藏省の見解にて隨時要せ  
らるる部分を除き本條の前項に規定せる方法にて行使せらるる



目的を以て國債委員に拂渡すへし及一八七五年減債基金法第七條（新舊減債基金の計算書に関する）の規定は同法により設定せらるる新減債基金に關し適用する如く本法により設定せらるる新減債基金に關し適用すへし及本條に従ひて買入又は償還せらるる證券は國債委員の買入るる四%戰勝債券及四%整理公債（一九六〇—一九〇）を除きすへて大藏省の隨時命する方法により銷却すへし

（五）本法の成立せざりしとき國債定額より仕拂はるへかりし國債に關し若くは關聯する年負擔（定期年金公債の利子を表はす部分を含む）を補填するに要する額は大藏省の隨時命するとき及方法において合同資金又は之より生ずる資金より拂出すへし

（六）一九一九年戰時公債法第三條に従ひ國債委員に依り四%戰勝債券又は四%整理公債（一九六〇—一九〇）買入の目的のため同委員に拂

渡さるる額は本條の目的のための公債の買入償還若くは銷却に充當せし金額と看做すへし

第三十三條 — (一) 本條の施行後は一九二〇年財政法第五十九條に基き國民貯蓄證券の發行に依りて調達せる額に關しては國債委員に何等の額を拂渡さるへし及斯くして調達せる額はすへて之と同條の規定せる方法に依り拂渡して減債に充當すへし

(二) 最近の戰爭の目的のための資金調達を許可する法規に基き調達することとを許可せし資金の郵便局を通して調達することを得る方法及條件に關する規則を設くる一九一八年戰時公債法第二條に依り改正せる一九一五年戰時公債（追加規定）法第五條に依る大藏省の權限は一九二〇年財政法第五十九條又は其の後の法規に依る國民貯蓄證券の發行に依り調達する資金にも適用するものとす



第三十四條 一九一一年財政法第十六條(一)(一九一一年度舊減債基金より總計二五〇、〇〇〇磅を限度とする額を研出すことを規定す)を削除し及右二五〇、〇〇〇磅全部は同條の目的のため拵渡され及償還せられたるものと看做すへし

第三十五條 一九二〇年財政法第五十八條へ歳入より公債銷却に充當せし金額は一八七五年減債基金法第四條及第五條の意味における歳出と看做すへきを規定す(一九二〇年度に關して適用せしと同様に本年度にも亦適用すへし)

第三十九條(四)本法附表に示せる法律は附表第三欄に記せる範圍にて削除す

附表 削除する法律

法律略稱

一八七五年減債基金法

削除の範圍  
第一條及第三條

一八八七年國債及地方債法

第二條

一九一一年財政法

一九二〇年財政法

第十條(二)(C)全部及同條(三)「大藏省」以下「貸付」を「貸付」に改め、  
第五十九條(二)における「投資若くは及同條(四)」

(2) 一八七五年減債基金法 — 一八七五年八月二日付

新減債基金

第一條 國債のための年經費のために次の如く國庫より支出すへし

- (イ) 一八七五年度は 二七、四〇〇、〇〇〇磅
  - (ロ) 一八七六年度は 二七、七〇〇、〇〇〇磅
  - (ハ) 其の後の各會計年度は 二八、〇〇〇、〇〇〇磅
- 右年額(本法に於て國債費)は國庫の負擔にして其の目的たる經費



の必要に應し及其の必要に隨て大藏省の隨時指定する時期並方法に依り國庫より拵出せらるべきものにして一會計年度中に全額を拵出したすへし

第二條 國債費定額より拵出すべき年經費は次の如し

- (イ) 本法發布前に施行せられたる國庫證券に對する利子
- (ロ) 一八六六年國庫及會計検査院法第十二條に依り英蘭銀行又は愛蘭銀行の貸上金に對する總ての利子
- (ハ) 議定費補填のため法律に依り政府のなしたる一時借入金に對する利子
- (ニ) 一八七〇年國債法第六十九條に依り國債委員に拵渡さるべきニ磅十志銀行年金の毎百磅に付五志の年額
- (ホ) 國債取扱費として英蘭銀行及愛蘭銀行又は一行に對し相當の時期に於て仕拵はるべき年額若くは其の一部

次の法律に依り設定發行又は借入れたる各種年金公債、國庫債券又は國庫證券若くは其の他の借入金に對する利子は之を國債費定額より拵出すことを得す

- (イ) 本法發布前に制定せられたる公事業資金貸付委員に關する法律
- (ロ) 本法發布後の法律にして特に國債費定額中より支辨するものとを規定せざるもの

第三條 一會計年度に於て國債費定額より仕拵ふべく本法に依り

規定せられたる年負擔仕拵の目的に要せられし部分(此の部分新減債基金と稱することを得)は隨時國債整理委員に拵渡され國債整理委員は其の拵渡の日附より六箇月以内に國庫負擔の年金公債(長期若くは定期)及國庫債券及國庫證券(公衆所有國庫所有又は仕拵のため英蘭銀行に送付せらるるものを問はず)の孰れか一種若くは二種以上の買入償還若くは銷却に充當すへし但し新



減債基金は一八六六年會計法第十二條に依り英蘭銀行又は愛蘭銀行のなせる貸上金若くは議定費支出補填のために法律に依て許可せられたる一時借入金の銷却に充當することを得ず

### 舊減債基金

第四條 大藏省は毎會計年度終了後十五日以内に右會計年度中に英蘭銀行に於ける國庫勘定の實際收支に従ひ聯合王國の歳出入の計算等を調製し及之に於て右會計年度中の歳入超過若くは歳出超過を明示すへし但し議定費豫算支出以外の法律に基き支出せられたるものにして公債支辨をなしたるものは本計算中に於ては之を歳出と看做す

此の計算書の一冊は會計検査院長の證明を経て年度經過後一箇

月内(若し議會開會期にあらざればは次の開會後一週間に)に下院に提出し又別に一冊は同様の證明を経て國債整理委員に送付すへし

第五條 右收支計算書に依り當該年度歳入か歳出を超過したりと認めたるときは大藏省は次の會計年度内に於て其の超過額(舊債基金と稱するものとを得)に相當する金額を隨時國庫より拂出すへし

舊減債基金は國債整理委員に拂渡すへく委員は拂渡日附より六箇月内に此の額を以て國庫負擔の年金公債(長期若くは定期)及國庫債券及國庫證券(公眾所有國庫所有又は仕拂のため)及一八六六年國庫及會計検査院法第十二條に依り英蘭銀行又は愛蘭銀行のなせる貸上金の孰れか一種若くは二種以上の買入償還若くは銷却に充當すへし但し舊減債基金は議定費支出補填のために法律に依て許可せられたる一時借入金の銷却に充當すること得ず

第六條 (國庫及會計検査院法第十六條歲計剩餘額の四分の一を以



て減債基金となすへきことを命したる規定——削除

雜則

第七條 國債委員は毎會計年度新減債基金及舊減債基金の行使に  
關して計算等を作成し其の計算書は毎會計年度終了後一箇月内  
に會計検査院長に提出し其の承認を受くへし計算整理の方法並  
之を會計検査院長に提出する形式は大藏省の隨時定むるところ  
に依る

毎會計年度終了後二箇月以内に於て會計検査院長は其の承認し  
たる前記の計算書が大藏省に回付し大藏省は此の計算書に添付  
するに國債整理委員の調製すへき新舊減債基金行使の詳細報告  
書（大藏省の隨時定むるところに依る）を以てし併せて之を下院に提出すへし

第八條 大藏省は本法に依り毎會計年度の毎四半期内に國債委員

に拵渡すへき金額を隨時「ロンドン・ガゼット」を以て公表すへ

し  
本法に依り國債整理委員の買入若くは償還したる總ての年金公  
債債券及負債は大藏省の隨時定むる方法に依り直ちに銷却せら  
るへく之に關する大藏省の規定は英蘭銀行又は愛蘭銀行に對し  
て完全なる責任解除の效力を有す

第九條 （用語の意義）

第十條 本法は一八七五年減債基金法と稱することを得

（四）其の實績

然るに決算において歲計剩餘金は豫期に及し



の多額を示したるが、歳出中の新減債基金

四〇、〇〇〇、〇〇〇 磅

を加へ、普通歳入を以て普通公債を償還したる額は

八八、三二九、〇七三 磅

にして、其の内譯は

一、歳計剩餘金

(充當内譯)

五分利國民軍事債券

大藏省證券

一時借入金

ピットマン銀協定による債務の一九二四年度分

カナダ債務

端 数

二〇、〇〇〇、〇〇〇 磅

一五、七五〇、〇〇〇

三、二五〇、〇〇〇

六、七一三、一四八

二、五四三、六八一

七三、一七一

四八、三二九、〇〇〇

計

二、歳出中に計上されたる

一九二三年度の新減債基金

(充當内譯)

定期年 金

四分利整理公債減債基金

四分利戰勝債券減債基金

三分半利借換公債減債基金

一九一九年戰時公債法による相續稅代納のために國債整理委員に拂渡せしもの

一九一七年財政法による相續稅及超過利得稅代納による其の他の公債等の銷却

對米政府債務處理協定による償還

對米政府ピットマン銀協定による償還

對米政府ピットマン銀協定による償還

一、七九四、八五五 磅

二、四一六、三八五

二、〇六二、五二五

一三、五八六、七〇五

七、二七五、〇〇〇

二一、一五九

四、八九四、一一六

六、五六五、四二二



一九二三年度新減債基金の残高にして還債のため國債整理委員に押渡せし額

計  
合計

一、三八三、八三三 磅  
 四〇、〇〇〇、〇〇〇  
 八八、三二九、〇〇〇  
 一五〇、〇〇〇、〇〇〇 磅  
 (流動公債以外のもの)

である。而して政府は本年度において内國債の借換を實行したのである。

國債の現在

一九二三年度末國債の現在高は

普通公債	内國債	外國債
六、五一五、	一、一二五、	七、六四一、
二二三、六一三 磅	八一三、三三九	〇四六、九五二

其他の資本公債

合計

にして、之を一九二二年度末現在高に比較するときは

七、八一二、	七、七〇七、	六六、	七、
五六二、五二四 磅	五三七、五四五	四九〇、五九三	六四一、〇四六、九五二

の減少である。其の内譯は

普通公債

内國債の減少

△ 一〇五、〇二四、九七九 磅  
 △ 七一、三四六、一六九 磅



外國債の減少  
 計 (減少)  
 二九、八四〇、一六五 磅  
 其他の資本公債の減少  
 計 (減少)  
 一〇一、一八六、三三四  
 三、八三八、六四五  
 一〇五、〇二四、九七九  
 にして、其の内譯は別表の如くである。

一九二三年度末國債現在高表

種別	各年度末現在高	一九二三年度末	一九二二年度末	差列増△減
普通公債				
内國債		六、五八六、五七九、七八二 磅	六、五八六、五七九、七八二 磅	△
外國債		一、二五五、八二三、三三九	一、二五五、八二三、三三九	△
合計		七、八四二、三六二、一六四	七、八四二、三六二、一六四	△

種別	各年度末現在高	一九二三年度末	一九二二年度末	差列増△減
長期公債		九八〇、二五八、四七九	九八〇、二五八、四七九	△
定期年金		一三、四五二、三四二	一三、四五二、三四二	△
短期公債		五、五二一、五二三、七九二	五、五二一、五二三、七九二	△
外國債		一、二五五、八二三、三三九	一、二五五、八二三、三三九	△
計		七、八四二、三六二、一六四	七、八四二、三六二、一六四	△
其他の資本公債		六、四四九、五九三	六、四四九、五九三	△
合計		七、七〇七、五三七、五四五	七、七〇七、五三七、五四五	△

次に一九二三年度末の普通公債現在高内譯は別表の如くである。



一九二三年度末普通公債現在高區分表

種別	各年度末現在高		差列増△減
	一九二三年度末	一九二二年度末	
普通公債	六、五五二、三三、六三三	六、五八六、五七九、七八二	△ 七、三四大、一六九
内國債	七、四四七、五〇〇	八、〇九九、〇七、三〇六	△ 三五、四三一、八〇六
流動公債	五八八、三二〇、〇〇〇	六、六〇、〇一〇、〇〇〇	△ 二七、六九〇、〇〇〇
大藏省證券	一八六、一五五、五〇〇	一九三、八九七、三〇六	△ 七、七四一、八〇六
一時借入金	五、七四〇、七五八、一三三	五、七七六、六七三、四七六	△ 三五、九一四、三六三
其他の公債	一、二五八、一三三、三三九	一、一五五、六五三、五〇四	△ 二九、八四〇、一六五
外國債	九八六、一五七、三三九	一、〇〇五、六七一、〇八七	△ 一九、五二三、七四八
米國の分	九四〇、四七九、四五二	九五七、七三九、七三六	△ 一七、二六〇、二七四
米國借入金			

種別	各年度末現在高		差列増△減
	一九二三年度末	一九二二年度末	
英佛共同公債	二、八四六	二、八四六	〇
其他	四九、六七五、〇四一	四七、九二八、五二五	△ 二、二五三、四七四
其他の分	一三九、六五六、〇〇〇	一四九、九八二、四一七	△ 一〇、三二六、四一七
其他の聯合國よりの借入	一三二、〇〇〇、〇〇〇	一三八、〇〇〇、〇〇〇	△ 四、〇〇〇、〇〇〇
ロシア	六〇、〇〇〇、〇〇〇		
フランス	五三、五〇〇、〇〇〇		
イタリ	一八、五〇〇、〇〇〇		
其他	七、六五六、〇〇〇	二一、九八二、四一七 (六九、七三二、八九五弗)	△ 一四、三二六、四一七
カナダ	〇	一四、三二六、四一七	△ 一四、三二六、四一七
海峽植民地	七、六五六、〇〇〇	七、六五六、〇〇〇	〇
合計	七、六四一、〇四六、九五二	七、七四二、二三三、二八六	△ 一〇、一八六、三三四



種別	各年度末現在高		差引増△減
	一九二三年度末	一九二二年度末	
自治領及植民地 (戰時貸付)	一三、四八九、六六六 磅	一四、八七一、八六一 磅	△ 一七、二二八、四九五 磅
對外國政府	二〇、三三一、三九〇、八八七	一、九四七、〇九六、二五一	八四、二九四、七三六

一九二三年度末對外債權現在高表

の増加である。而して其の内譯は別表の如くである。

自治領及植民地の減少  
對外國政府の増加  
計 (増加)

△  
一七、二二八、四九五 磅  
八四、二九四、七三六  
六七、〇六六、二四一

對外債權

六

一九二三年度末の對外債權現在高は

自治領及植民地  
對外國政府

一三、四八九、六六六 磅  
二、〇三一、三九〇、八八七  
二、一六二、八八〇、五五三

計

にして、之を一九二二年度末現在高に比較するときには



第七章 千九百二十四年度の歳計

種別	各年度末現在高		
	一九二三年度末	一九二二年度末	差引増△減
ロシヤ	七二、五四五、七二 <small>磅</small>	六八八、一九九、三五五 <small>磅</small>	三四、三四六、三五七 <small>磅</small>
フランス	六三三、二七八、九三三	六〇一、六四五、三五八	二一、六三三、五七五
イタリ	五五三、三〇〇、〇〇〇	五三七、八六五、〇〇〇	二五、四三五、〇〇〇
小計	一、八九九、一三四、六四五	一、八一七、七〇九、七三三	八一、四一四、九三二
其他	一三二、二六六、二四二	一二九、三八六、四三八	二、八七九、八〇四
計	二、一六二、八八〇、五五三	二、〇九五、八一四、三三二	六七、〇六六、三四一



一九二四年度の  
豫算大綱

一九二四年度豫算は一九二四年一月二十二日成立したる労働党内閣最初のものにして、蔵相スノーデンによつて、一九二四年四月二十九日下院へ提出したのである。而して其の金額は

歳 出

七九〇、〇二六、〇〇〇 磅

歳 入

七九四、〇五〇、〇〇〇

差引歳入過

四、〇二四、〇〇〇

にして、之を經常部臨時部に區別することは廢せられたのである。而して此の豫算は一九一九年度以降の最低額である。此の本豫算額を前年度本豫算額

歳 出

八一六、六一六、〇〇〇 磅



歳入

差引歳入過

に比較するときは

歳出の減少

歳入の減少

差引歳入過

の減少である。

斯く歳入歳出に亘り減少を生ずるは、前年度に引續き歳出の節減を行ひたると、労働党の年来の主張に基き減税を行ったからである。而して藏相は其の豫算演説において左の如く述べたのである。

○

八一八、五〇〇、〇〇〇 磅

一、八八四、〇〇〇

△ 二六、五九〇、〇〇〇 磅

△ 二四、四五〇、〇〇〇

二、一四〇、〇〇〇

私は一言ここに本豫算中の新提案を要約したい。本豫算には何等の新税を包含してゐない。本豫算には何等の増税を包含してゐない。本豫算は法人利得税を廃止し、自働車免許所有者に對し讓歩をなし、住居者に對し恩典を與へ、郵便廳の改善を企て、輸入砂糖調製品に對する課税を廃止し、娛樂税を殆んど半減し、甘味食卓飲料水課税を廃止し、乾果物に對する附加税を半減し、茶税一封度につき四斤、砂糖消費税一封度につき一志五斤の引下を行ひ、然も老年恩給制度改善のため必要なる財源を留保して置いた。

これこそ最初の労働党内閣の最初の豫算案である。我々が内閣を組織してより極めて短き期間中に、私の最善を盡したる豫算案である。私は自信を以て下院議員多数の方々の協賛を願ふ次第である。これ等の提案は、所謂「税金無し」の朝食」なる愉快



な急進的理想の實現に向つて、嘗て試みられざりし最も大なる躍進をなしたものである。唯今の賛成の聲は、これ等の提案が我党によりてのみならず、反対側の党派の方々によりてまでも心より歓迎せられたことを示してゐる。これ等の提案は老若男女に係らず、國中のすべての人に少からざる利益を與へる。此の豫算は如何なる階級に對しても害を與ふることなく、又如何なる利益にも反するところがない。

然るに労働党は一九一八年六月発表したる具体的社會主義綱領中の經濟財政に關係ある部分において

- 一 國民最低生活の保障

原則

社會の景氣不景氣、身体の強弱、富の有無に拘らず、社會の各

人に對して、健全なる生活を營み且つ堅實なる市民たるに必要なる一切の物資を供給すること

政策

- (一) 労働法規の改善
- (二) 婦人の完全なる解放
- (三) 復員による労働階級の災厄防止

二 産業の民主的管理

原則

デモクラシーの原則を完全に眞實に採用すること

政策

- (一) 個人的自由
- (二) 政治の民主化



(三) 産業の民主化（土地公有、鐵道、鑛山、電力、生命保險等の國有、交通機關を全國的に運用すること。これ等事業の經營には組織勞働が参加すること等々）

(四) 地方行政の改良

三 國家財政の改革

原則

英國の財政は長い間有産階級の意志及實業家の營利のために支配されて來た。殊に戦争の結果資本家階級は巨額の財産を蓄積した。斯様な形勢は國家財政の根本的改革を必要とする。巨額の戦時國債は資本課税を以て銷却すべく、戦後の國家經費は主として家族の必要な維持費を控除した残りの收入に對する直接税に求むべきである。

政策

- (一) 間接税は奢侈品に集中する
- (二) 財源の大部分は直接税に求むる
- (三) 國債の銷却は相続税及資本課税による

四 餘剩價値の利用

原則

將來餘剩價値は公益のため使用するごと

政策

餘剩價値は國有及び公有となし直接税により收用

五 帝國主義の排斥



と掲げてゐるが、自由党と提携したる以上、自由奔放に其の政策を行ひ得ざるは當然にして、組閣當時發したる聲明書によれば、政府は不信任案若くは主義上の問題に関する多数反對投票ある場合の外は、小問題に関し敗るることありとも辭職せざること

二、政府の根本政策の標語とするところは *Thoroughgoing Liberty* に非ずして

*Confidence* なること

三、商業復活のため商工促進法の適用を擴張充實すること

四、農業振興のために地方税を改革し、消費組合運動を後助すること

五、露國の承認、併國との親善恢復を計ること

六、軍備制限を旨とし、國際聯盟による爭議解決の外交方針を執ること

七、國債の企業に及ぼす影響を研究するため委員會を設くること

八、家屋問題の解決案を近く發表すること

とありて、一九二三年度豫算審議に當り、野党を代用してスノーデンが戦時國債銷却のため資本課税をなすべしと主張し、又總選挙においても此の點に関し政綱に掲げたのであるが、本年度の豫算には何等提案するところがなく、唯だ一九二四年三月、國債及租税調査委員會を設置して考究せしめることとなつたのである。



又歳入にあつては、豫算編成當初の見積によるときは、三千八百餘萬磅の歳計剩餘金を生ずる計算であるが、内三千四百餘萬磅(全



年分四千七百餘萬磅)を減税及び減額に充當し、差引幾四百餘萬磅は追加支出財源に充てるため保有しておく計畫であつた。然るに決算において歳計剩餘金は三百餘萬磅となり、全部國債銷却に充當せられたのである。

次に一九二四年度總豫算額は

歳	出	八〇一、	八九六、	〇〇〇
歳	入	七九四、	〇五〇、	〇〇〇
	差引歳入過△不足	七	八四六、	〇〇〇
	にして、之を本豫算額に比較するときは			
歳	出の増加	一一、	八七〇、	〇〇〇
歳	入			
	差引歳入過△不足			
	にして、之を本豫算額に比較するとき			
歳	出の増加			

である。これは歳出において追加豫算を計上したためである。

又之を前年度總豫算額

歳	出	八二九、	七五九、	〇〇〇
歳	入	八一八、	五〇〇、	〇〇〇
	差引歳入過△不足	一一、	八七〇、	〇〇〇
	に比較するとき			
歳	出の減少	一一、	二五九、	〇〇〇
歳	入の減少	二四、	四五〇、	〇〇〇
	差引歳入過	三、	四一三、	〇〇〇

である。



本年度豫算は労働党内閣のスノーデン蔵相によつて編成されたが、其の後政變により一九二四年十一月六日労働党内閣は倒れ、第二次ボルドウィン保守党内閣が成立し、決算はチャトネル蔵相の手によつて行はれたのである。

○

一九二四年度の  
決算

一九二四年度の決算額は

歳出	七九五、	七七六、	七一	磅
歳入	七九九、	四三五、	五九五	
差引歳入過	三、	六五八、	八八四	
にして、之を總豫算額				
歳出	八〇一、	八九六、	〇〇	磅
歳入	七九四、	〇五〇、	〇〇	
差引歳入不足	七、	八四六、	〇〇	
に對比するときは				
歳出の減少	△	六、	一一九、	二八九
				磅



歳入の増加

差引歳入過

である。

五、三八五、五九五  
一一、五〇四、八八四

二二六

更に之を前年度決算額

歳出

歳入

差引歳入過

に比較するときは

歳出の増加

歳入の減少

差引歳入不足

七八八、八四〇、二二一  
八三七、一六九、二八四  
四八、三二九、〇七三  
六、九三六、五〇〇  
三七、七三三、六八九  
四四、六七〇、一八九

である。其の内譯は別表の如くである。

一九二四年度歳出歳入豫算額及決算額比較表

區分	一九二四年度		一九二三年度		比較	
	決算額	本豫算額	決算額	対本豫算額	対總豫算額	対一九二三年度決算額
歳出	七五、七六、七二一 磅	七九、〇〇二、六〇〇 磅	七八、八四〇、二一一 磅	五七五、七二一 磅	六二九、三八九 磅	六九三六、五〇〇 磅
歳入	七九、四三三、五九五	七九、四、五〇、〇〇〇	八三、七二六、九二八 四	五、三八五、五九五	五、三八五、五九五	三七、七三三、六八九
差引	三、六六六、八八四	四、〇二四、〇〇〇	四八、三三九、〇七三	三、六五、二一六	一一、五〇四、八八四	四、四七〇、一八九
歳入過△不足						

二二七



三

歳出

一九二四年度歳出の決算額は

既定費

國債費

利子支拂費

新減債基金

道路基金

地方税勘定支拂

三五七、一六一、二六一

三一二、一六一、二六一

四五、〇〇〇、〇〇〇

一五、五六三、〇四四

一三、九六七、一四六

磅

土地定住費

北部アイランド  
金庫支拂

其他

計

議定費

陸軍費

海軍費

空軍費

民政費

関税、消費税及  
内国税徴収費

郵便事業費

計

合

六六三、三六二

三、八二一、六六〇

二、四三〇、二三八

三九三、六〇六、七一

四四、七六五、〇〇〇

五五、六二五、〇〇〇

一四、三一〇、〇〇〇

二二六、一三四、〇〇〇

一〇、九五六、〇〇〇

五〇、三八〇、〇〇〇

四〇二、一七〇、〇〇〇

七九五、七七六、七一一



である。

の本豫算額

一九二四年度本豫算額は

既定費	三五〇、〇〇〇、〇〇〇
國債費	三〇五、〇〇〇、〇〇〇
利子及研費	四五、〇〇〇、〇〇〇
新減債基金	一五、〇〇〇、〇〇〇
道路基金	一三、一五〇、〇〇〇
地方税勘定支拂	七五〇、〇〇〇
土地定住費	

北部アイルランド  
金庫支辨  
其他

議定費	三八四、八四〇、〇〇〇
陸軍費	四五、〇〇〇、〇〇〇
海軍費	五五、八〇〇、〇〇〇
空軍費	一四、五一、〇〇〇
民政費	二二七、五七三、〇〇〇
関税、消費税及 内国税徴収費	一一、二二一、〇〇〇
郵便事業費	五一、〇八一、〇〇〇
計	四〇五、一八六、〇〇〇
合 計	七九〇、〇二六、〇〇〇

にして、之と前年度本豫算額



に比較するときは

の減少である。而して其の費目別は

既定費

國債費

利子支拂費の減少

新減債基金の増加

其他の増加

計 (増加)

議定費

軍事費の減少

民政費の減少

八一六、六一六、〇〇〇 磅

△ 二六、五九〇、〇〇〇 磅

△ 五、〇〇〇、〇〇〇

五、〇〇〇、〇〇〇

四、三七〇、〇〇〇

四、三七〇、〇〇〇

△ 六、七〇〇、〇〇〇

△ 二四、〇九七、〇〇〇

其他の減少

計 (減少)

合計 (減少)

△ 一六三、〇〇〇

△ 三〇、九六〇、〇〇〇

△ 二六、五九〇、〇〇〇

にして、既定費中の國債費は新減債基金において五百萬磅を増加するも、利子支拂費において同額を減ずるを以て、差引増減なし。又其他の經費は農耕地課税法改正に基く補助金の増加並に道路費の増加により四百三十七萬磅を増加するものである。議定費は軍事費中の空軍費において、空軍大擴張のため二百五十萬磅を増加したる外、すべて節減により減少するものである。

○



更に本豫算額を決算額

に比較するときは、決算額において

の増加である。而して其の費目別は

既定費

國債費の増加

道路基金の増加

其他の増加

計 (増加)

議定費

軍事費の減少

民政費の減少

七九五、七七六、七一〇 磅

五、七五〇、七一一 磅

七、一六一、二六一 磅

五六三、〇四四

一、〇四二、四〇六

八、七六六、七一一

六一一、〇〇〇

一、四三九、〇〇〇

其他の減少

計 (減少)

合計 (増加)

である。

△ 九六六、〇〇〇

△ 三、〇一六、〇〇〇

△ 五、七五〇、七一一

回總豫算額

一九二四年度の歳出總豫算額は

八〇一、八九六、〇〇〇 磅

にして、之を本豫算額に比較するときは

一一、八七〇、〇〇〇 磅

の増加にして、即ち追加豫算計上額である。

更に之を前年度總豫算額



に比較するときには

八二九、七五九、〇〇〇 磅

二四六

の減少である。

△ 二七、八六三、〇〇〇 磅

又之を一九二四年度決算額に比較するときには、決算額において

△ 六、一一九、二八九 磅

の減少である。而して其の費目別は

既定費

國債費の増加

七、一六一、二六一 磅

其他の増加

一、六〇五、四五〇

計 (増加)

八、七六六、七一一

議定費

軍事費の減少

△ 一、一八一、〇〇〇

民政費の減少

△ 一、二、七三九、〇〇〇

其他の減少

△ 九六六、〇〇〇

計 (減少)

△ 一四、八八六、〇〇〇

合計 (減少)

△ 六、一一九、二八九

にして、既定費の國債費増加は流動公債のための經費の増加にして、新減債基金は豫算通り實行されたのである。議定費については減額なるも、特に説明を加へる程のことはないのである。

一九二四年度決算額と前年度決算額の比較

一九二四年度歳出決算額は

七九五、七七六、七一 磅

二四七



にして、之を一九二三年度歳出決算額

に比較するときは

の増加である。而して其の費目別は

既定費

國債費の増加

利子支拂費の増加

新減債基金の増加

其他の増加

計 (増加)

議定費

軍事費の増加

七八八、八四〇、二一一 磅

六、九三六、五〇〇 磅

九、八五二、五一三 磅

四、八五二、五一三

五、〇〇〇、〇〇〇

七一三、九八七

一〇、五六六、五〇〇

八、九〇〇、〇〇〇

して、其の内譯は別表の如くである。

合計 (増加)

計 (減少)

以政費の減少  
其他の増加

一三、二三二、〇〇〇

七〇二、〇〇〇

三、六三〇、〇〇〇

六、九三六、五〇〇

○



(一) 一九二四年度歳出決算額及豫算額比較表

費目	一九二四年度		一九二三年度		一九二四年度決算額の増△減	
	決算額	本豫算額	決算額	対本豫算額	対總豫算額	対一九二三年度決算額
既定費						
國債費						
長期公債利子	三二,〇九三,五四五		三一,九一八,七六六			八五,三三一
定期年金	四六,一八四		四七,九四三			一,七五九
短期公債利子	二七,九九六,九八三		二七,三二二,九七八			四,二七四,〇〇五
大藏省證券利	二〇,八〇二,三三三		一七,三五五,三〇四			三,四四六,九二九
水國政利公債利子	三二,二四〇,〇六六		二九,六〇三,三七一			一,六三六,六九五
其他公債利子	二五,六八〇,六八四		二六,四四三,〇三三			七三三,六六九
國債取扱費	二,九四五,四八九		一,五三九,五五一			一,四〇五,五九八

費目	一九二四年度		一九二三年度		一九二四年度決算額の増△減	
	決算額	本豫算額	決算額	対本豫算額	対總豫算額	対一九二三年度決算額
以上計	三二二,六一,二六一	三〇五,〇〇〇,〇〇〇	三〇七,三三八,七四八	七,六一,三六一	七,六一,三六一	四,八五二,五二三
新減債基金	四五,〇〇〇,〇〇〇	四五,〇〇〇,〇〇〇	四〇,〇〇〇,〇〇〇	〇	〇	五,〇〇〇,〇〇〇
小計	三五七,六一,二六一	三五〇,〇〇〇,〇〇〇	三四七,三〇八,七四八	七,六一,三六一	七,六一,三六一	九,八五二,五二三
道路基金	一五,五六三,〇四四	一五,〇〇〇,〇〇〇	一四,〇九〇,〇四四	五六三,〇四四	五六三,〇四四	一,四七三,〇〇〇
地方税勘定支私	一三,九六七,二四六	一三,一五〇,〇〇〇	一三,六六二,六三一	八七,一四六	八七,一四六	三〇四,五五五
土地定住費	六六三,三六二	七五〇,〇〇〇	一,二〇九,一二八	八六,六三八	八六,六三八	五四五,七六六
北部ライラド金庫支拂	三,八二二,六六〇	三五〇,〇〇〇	三,九六六,六六五	三二,六六〇	三二,一六六	一四五,二〇五
其他	二,四三〇,三三八	二,四四〇,〇〇〇	二,八〇二,七九五	九,七六二	九,七六二	三七二,五五七
計	三九三,六六六,七一	三八四,八四〇,〇〇〇	三八三,〇四四,三一一	八,七六六,七一	八,七六六,七一	一〇,五六六,五〇〇
議定費						
陸軍費	四四七,六五,〇〇〇	四五,〇〇〇,〇〇〇	四三,六〇〇,〇〇〇	二三五,〇〇〇	二三五,〇〇〇	一,一六五,〇〇〇



費目	一九二四年度		一九二四年度豫算額		一九二三年度		一九二四年度決算額の増減	
	決算額	本豫算額	總豫算額	決算額	对本豫算額	對總豫算額	對一九二三年度決算額	
海軍費	五五、六五、〇〇〇 磅	五五、八〇、〇〇〇 磅	五六、〇二、〇〇〇 磅	五二、六〇、〇〇〇 磅	一七五、〇〇〇 磅	三九五、〇〇〇 磅	三、〇二五、〇〇〇 磅	
空軍費	一四、三一、〇〇〇 磅	一四、五一、〇〇〇 磅	一四、八六、〇〇〇 磅	九六、〇〇〇、〇〇〇 磅	二〇、〇〇〇 磅	五五一、〇〇〇 磅	四、七〇、〇〇〇 磅	
小計	二四、七〇、〇〇〇 磅	二五、三一、〇〇〇 磅	二五、八八、〇〇〇 磅	一〇五、八〇、〇〇〇 磅	六二、〇〇〇 磅	一、一八一、〇〇〇 磅	八九〇、〇〇〇 磅	
民政費	三六、三四、〇〇〇 磅	三七、五七、〇〇〇 磅	三八、八七、〇〇〇 磅	三三九、三六、〇〇〇 磅	一四三、九〇〇 磅	一、二三九、〇〇〇 磅	一三、二三二、〇〇〇 磅	
關稅、消費稅及 內國稅徵收費	一〇、九五、〇〇〇 磅	一一、三一、〇〇〇 磅	一一、二二、〇〇〇 磅	一〇、八三、〇〇〇 磅	二六五、〇〇〇 磅	三三五、〇〇〇 磅	一三三、〇〇〇 磅	
郵便事業費	五〇、三八、〇〇〇 磅	五一、〇八、〇〇〇 磅	五〇、〇一、〇〇〇 磅	四九、八一、〇〇〇 磅	七〇、〇〇〇 磅	七〇、〇〇〇 磅	五六九、〇〇〇 磅	
小計	二八七、四七、〇〇〇 磅	二八九、八七、〇〇〇 磅	三〇一、一七五、〇〇〇 磅	三〇〇、〇〇〇、〇〇〇 磅	二、四四、〇〇〇 磅	一、三七〇、五〇〇 磅	一三、五三〇、〇〇〇 磅	
計	四〇二、一七〇、〇〇〇 磅	四〇五、八六、〇〇〇 磅	四一七、〇五六、〇〇〇 磅	四〇五、八〇〇、〇〇〇 磅	三、〇一六、〇〇〇 磅	一、四八八、六〇〇 磅	三、六三〇、〇〇〇 磅	
合計	七九五、七六、七二一 磅	七九〇、〇二六、〇〇〇 磅	八〇一、八九六、〇〇〇 磅	七八八、八四〇、三一一 磅	五、七五〇、七二一 磅	六、二九三、八九 磅	六、九三六、五〇〇 磅	

(二) 一九二四年度民政費決算費目別內譯表

費目	決算額
公共土木及建築費	六、五〇一、七五〇 磅
普通諸官廳俸給及經費	八、九二四、二九八
司法及警察費	一一、〇二九、三七五
教育科學及技藝	四八、六七五、三〇四
外國及殖民地經費	六、八〇八、〇三六
恩給及各種年金其他	九九、六一二、三九〇



費目	決算額
職業紹介 保險等	三五、五四四、六一
其他	九、〇三八、二三六
計	二二六、一三四、〇〇〇

(三) 一九二四年度總豫算における民政費費目別内譯表

費目	總豫算額
養老恩給 (行政費と除く)	二六、一一九、〇〇〇 磅
退職文官諸支給費	一、三八二、〇〇〇

教育補助金	四七、七〇九、〇〇〇
農業補助金 (土地定住費及開發基金補助金を含む)	二、二六〇、〇〇〇
保健補助金	三、二八六、〇〇〇
健康及失業保險補助金	二〇、三五一、〇〇〇
英本國警察費 (中央政府及帝國經費)	一〇〇、〇〇〇
感化院及精神病院費補助金	一、〇五九、〇〇〇
各種補助金及貸付金	七三四、〇〇〇
博物館及美術館費	六三九、〇〇〇
學術研究費	四五五、〇〇〇
外國及殖民地事務經費 (委任統治區域を除く)	二、一六一、〇〇〇
監獄費 (行政費を除く)	一、二〇三、〇〇〇
土木建築費 (測量費を含む)	六、四九八、〇〇〇



費 目 總 豫 算 額

印刷、用紙、帳簿及文具費	九八二、〇〇〇
造幣局經費（造幣費を含む）	五〇〇、〇〇〇
行政費（上の給、旅費、其他）	八、六一、〇〇〇
愛蘭經費	七、七〇〇、〇〇〇
皇室愛蘭警察費等（恩給を含む）	六八七、〇〇〇
愛蘭土地購入費	一、七九九、〇〇〇
特別警察（北愛蘭）補償金等	四、六三九、〇〇〇
其他の經費（行政費を含む）	五七五、〇〇〇
住宅費（地方官廳民間建築者等） （に対する補助金及貸付金）	九、〇九三、〇〇〇
英不國警察費（中史、政府及）補助金 （帝國費担以外の）	六、七五〇、〇〇〇
失業補助金及貸付金	四、四五九、〇〇〇
總 額	四、四九九、〇〇〇

輸出信用	二〇〇、〇〇〇
海外植民費（除隊兵自由渡航） 其他を除く	八七一、〇〇〇
人民代表法に基く經費（印刷費を含む）	四六五、〇〇〇
森林費	四五三、〇〇〇
除隊兵訓練教育及復職其他の經費等	二、五九五、〇〇〇
軍事恩給（行政費を含む）	六九、〇四四、〇〇〇
海員軍事恩給（行政費を含む）	四八七、〇〇〇
委任統治區域及中東費	六、〇六九、〇〇〇
帝國戰死者墓地委員會費	九五五、〇〇〇
文官俸給未研金（戦時及戦後直後に 及民政及歳入諸官廳を含む）	二、八九五、〇〇〇
戦時負擔の清算	二、七三八、〇〇〇
鐵道及運河協定	四九九、〇〇〇
總 額	四、四九九、〇〇〇



費目	總豫算額
炭坑缺損	五〇〇、〇〇〇 磅
敵國より蒙れる損失の補償	一、三〇〇、〇〇〇
雜 (行政費を含む)	四三九、〇〇〇
計	二三八、八七三、〇〇〇

○

曰國債費、軍事費其他の區分

一九二四年度歳出決算額を國債費、軍事費及び其他の經費に區分するときは

國債費	三五七、一六一、二六一 磅
軍事費	一一四、七〇〇、〇〇〇
其他の經費	三二三、九一五、四五〇
計	七九五、七七六、七一

にして、之を一九二三年度歳出決算額のそれと比較するときには

國債費の増加	九、八五二、五一三 磅
軍事費の増加	八、九〇〇、〇〇〇
其他の經費の減少	△ 一一、八一六、〇一三
計 (増加)	六、九三六、五〇〇

である。

次に各年度における費途別割合を見るに



	一九二四年度 決算額	一九二三年度 決算額	一九二二年度 決算額	一九二一年度 決算額	一九二〇年度 決算額	一九一九年度 決算額	一九一八年度 決算額	一九一七年度 決算額
國債費	四五	四四	四〇	三一	二九	二〇	一一	一二
軍事費	一四	一三	一四	一七	二五	四一	八五	三九
其他費	四一	四三	四六	五二	四六	三九	四	四九
計	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇

にして、國債費の累増を示してゐるのである。而して其の内譯は別表の如くである。

一九二四年度歳出決算額國債費軍事費其他區分表

費途	一九二四年度決算額		一九二三年度決算額		一九二四年度決算額の増減
	金額	割合	金額	割合	
國債費	三五七、一六一、二六一 磅	四五	三四七、三〇八、七四八 磅	四四	九八五二、五二三 磅
軍事費	一二四、七〇〇、〇〇〇	一四	一〇五、八〇〇、〇〇〇	一三	八、九〇〇、〇〇〇
其他の經費	三三三、九一五、四五〇	四一	三三五、七三二、四六三	四三	一一、八一六、〇二三
計	七九五、七七六、七二一	一〇〇	七八八、八四〇、二一一	一〇〇	六九三六、五〇〇



歳入

一九二四年度歳入の決算額は

租税收入

(直接税)

相續税	五九、四五〇、〇〇〇
地租	七〇〇、〇〇〇
家屋税	五〇〇、〇〇〇
鑛業権税	二五〇、〇〇〇
所得税	二七三、八三六、〇〇〇
同附加税	六二、六八〇、〇〇〇
超過利得税	七〇〇、〇〇〇

自働車税

法人利得税

小計

(間接税)

関税

消費税

印紙税

小計

計

税外收入

郵便收入

電信收入

自働車税	一六、一六四、〇〇〇
法人利得税	一八、一〇〇、〇〇〇
小計	四三二、三八〇、〇〇〇
(間接税)	
関税	九九、三四四、〇〇〇
消費税	一三五、一二八、〇〇〇
印紙税	二二、八五〇、〇〇〇
小計	二五七、三二二、〇〇〇
計	六八九、七〇二、〇〇〇

郵便收入	三四、八五〇、〇〇〇
電信收入	五、六〇〇、〇〇〇



電話収入

小計

王領地収入

各種貸付金収入

雑収入

計

合計

である。

一五、〇〇〇、〇〇〇

五五、四五〇、〇〇〇

九六〇、〇〇〇

一一、九四〇、八八三

四一、三八二、七一二

一〇九、七三三、五九五

七九九、四三五、五九五

① 廢減税及減額計畫

一九二四年度豫算編成當初において、現行課税率による歳入過即ち歳計剩餘金は

歳出

歳入

差引歳入過

にして、歳相は此の中より

七九〇、〇二六、〇〇〇 磅

八二八、一〇〇、〇〇〇

三八、〇七四、〇〇〇

三四、〇五〇、〇〇〇 磅

と廢減税及減額に充當するため、租税率及び料金の變更計畫を樹てたのである。而して其の要綱は別表の如くである。



(一) 一九二四年度廢減稅及減額計畫表

區分	歲入		現行課稅による 歲入過不足	廢減稅及減額	差本列 豫算額
	入	出			
計	七一九、一〇〇、〇〇〇	八二八、一〇〇、〇〇〇	△	三三、〇五〇、〇〇〇	七九四、〇五〇、〇〇〇
其	四二七、三五〇、〇〇〇	七九〇、〇二六、〇〇〇	△	〇	七九〇、〇二六、〇〇〇
其他	二二、〇〇〇、〇〇〇	八二八、一〇〇、〇〇〇	△	三三、〇五〇、〇〇〇	七九四、〇五〇、〇〇〇
法人利得稅	二、二五〇、〇〇〇	七九〇、〇二六、〇〇〇	△	〇	七九〇、〇二六、〇〇〇
家屋稅	二、二五〇、〇〇〇	七九〇、〇二六、〇〇〇	△	〇	七九〇、〇二六、〇〇〇
消費稅	一四〇、〇〇〇、〇〇〇	七九〇、〇二六、〇〇〇	△	〇	七九〇、〇二六、〇〇〇
關稅	一、二七、五〇〇、〇〇〇	七九〇、〇二六、〇〇〇	△	〇	七九〇、〇二六、〇〇〇
租稅收入	一、二七、五〇〇、〇〇〇	七九〇、〇二六、〇〇〇	△	〇	七九〇、〇二六、〇〇〇

歲引	稅外收入		差引
	入過	不足	
計	三、八〇七、四〇〇	三、四〇五、〇〇〇	四、〇二四、〇〇〇
郵便、電信及 電話收入	五、四〇〇、〇〇〇	五、〇〇〇、〇〇〇	五三、五〇〇、〇〇〇
其他	五五、〇〇〇、〇〇〇	〇	五五、〇〇〇、〇〇〇
計	一〇九、〇〇〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇	一〇八、五〇〇、〇〇〇

(二) 廢減稅及減額計畫要綱

一 租稅



(イ) 砂糖税

砂糖が生活必需品なるにも拘りず、戦争中他の總ての課税物品よりも税率重く、今尚ほ戦前の十四倍の率を維持してゐる故に、「ハンドレッドウエイト」につき二五志八斤の砂糖税を、一九二四年四月三十日以後一志八斤に引下ぐ。但し砂糖を以て製造又は調理したる輸入品については、例外として同年七月一日より減税を施行する。右による減收見込

一七、七〇〇、〇〇〇 磅

(ロ) 茶税其他

一九二四年五月五日より一封度につき八斤の現行茶税を四斤に引下ぐ。之による減收見込

五、〇〇〇、〇〇〇 磅

茶税半減と同時にココア税（一九二四年四月三十日より）、珈琲税（五月一日より）、

チコリー税（五月五日より）も之を二分の一に引下ぐ。之による減收見込

八〇〇、〇〇〇 磅

五、八〇〇、〇〇〇 磅

計

(イ) 乾果税

本年度は乾果税の賦課を更新せず、一九二四年八月一日を以て當然消滅せしむる。之による減收見込

二〇〇、〇〇〇 磅

(ロ) 食卓用飲料税其他

食卓用飲料税は一九一六年に「ガロン」につき四斤の率で課せられたものであつて、昨年其の税率は半減された。本飲料は主として小児の消費するものに過ぎないから、免除する。但し輸入飲料については、其の含有砂糖に對して課税すること



は従前と變りはない。  
これと同時に「ハーブ」麥酒に對する税を全廢する。  
右兩者の減收見込  
二〇〇、〇〇〇 磅

(ホ) マツケンナ税

本税は一九一五年に創設された商業用以外の自働車、自働自  
轉車、樂器、時計及活動寫真フィルムに對する輸入税である  
が、當時設定された他の税と同じく、永久的性質を有するも  
のでなく、一年毎に更新するを必要とするものである。故に  
一九二四年八月一日以後之を全廢する。之による減收見込

二、五〇〇、〇〇〇 磅

(ハ) 娛樂税

一九二四年六月二日より社會の富有ならざる人々の使用する

廉價の興業座席に對し、入場料六片以下のものは本税を免除  
し、入場料六片以上一志三片以下のものには多少の輕減を加  
へることとする。之による減收見込

三、四〇〇、〇〇〇 磅

(ト) 家屋税

資産の少い多数勞働者の便宜を計り本税を廢止する。之によ  
る減收見込

一、七五〇、〇〇〇 磅

(チ) 法人利得税

本税は戰爭直後財界の最も好景氣なりし時代に創設されたる  
もので、最早時勢に適應せざるに至りし故、一九二四年六月  
三十日以後法人の利得に對し本税を全免する。之による減收  
見込



(1) 租税減収見込合計

二 郵便料金

郵便料金に小変更を加ふる結果、郵便収入において

の減少を生ずる。

三 減収見込總計

二、〇〇〇、〇〇〇 磅

三三、五五〇、〇〇〇 磅

五〇〇、〇〇〇 磅

三四、〇五〇、〇〇〇 磅

(三) 租税率及郵便料金變更に基く減収見込額表

租税収入	一九二四年度減収見込額	全年度減収見込額
茶	五、〇〇〇、〇〇〇	五、四〇〇、〇〇〇
ココア	五八〇、〇〇〇	六〇〇、〇〇〇
珈琲	一八〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇
チョコレート	四〇、〇〇〇	四三、〇〇〇
砂糖、糖蜜、葡萄糖素、サツカリン	一七、二〇〇、〇〇〇	一七、八八〇、〇〇〇
乾葡萄、乾無花果、ブラム	二〇〇、〇〇〇	二五〇、〇〇〇
食卓用飲料、ハーブ麥酒		
米		
米		



新輸入税	一九二四年度減収見積額	全年度減収見積額
計	二、五〇〇、〇〇〇 磅	二、七五〇、〇〇〇 磅
消費税	二五、七〇〇、〇〇〇	二七、一二三、〇〇〇
チヨリ		
珈琲代用品		
砂糖、糖蜜、葡萄糖素、 サツカリン	五〇〇、〇〇〇	五二〇、〇〇〇
食卓用飲料及ハーブ麥酒	二〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇
娛樂税	三、四〇〇、〇〇〇	四、〇〇〇、〇〇〇
計	四、一〇〇、〇〇〇	四、八二〇、〇〇〇
関税、消費税合計	二九、八〇〇、〇〇〇	三一、九四三、〇〇〇

自働車税	*	五〇〇、〇〇〇
法人利得税廃止	二、〇〇〇、〇〇〇	一、二、五〇〇、〇〇〇
家屋税廃止	一、七五〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇
租税収入計	三三、五五〇、〇〇〇	四六、九四三、〇〇〇
税外収入		
郵便収入	五〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
合計	三四、〇五〇、〇〇〇	四七、九四三、〇〇〇

備考 米印の減収額は些少なり。









雑収入

計

合計

四一、八五〇、〇〇〇 磅

一〇八、五〇〇、〇〇〇

七九四、〇五〇、〇〇〇

にして、總豫算額は本豫算額と同額である。

之と前年度本豫算額

八一八、五〇〇、〇〇〇 磅

に比較するときは

二四、四五〇、〇〇〇 磅

の減少である。而して其の種目別は

租税収入

(直接税)

相續税の増加  
地租、家屋税、鑛業権税の減少

四、〇〇〇、〇〇〇 磅  
一、七五〇、〇〇〇

所得税の増加  
同附加税の増加  
超過利得税の減少  
自動車税の増加

小計 (増加)

四、〇〇〇、〇〇〇  
三、〇〇〇、〇〇〇  
四、〇〇〇、〇〇〇  
二、三五〇、〇〇〇  
七、六〇〇、〇〇〇

(間接税)

関税の減少  
消費税の減少  
印紙税の増加

小計 (減少)

計 (減少)

一五、一〇〇、〇〇〇  
七、九五〇、〇〇〇  
一、〇〇〇、〇〇〇  
二二、〇五〇、〇〇〇  
一四、四五〇、〇〇〇

税外収入



郵便、電信及電話収入の増加

各種貸付金収入の減少

雑収入の減少

計 (減少)

合計 (減少)

である。而して減税等による計畫減少額

を控除するときは、自然増加額

にして、其の原因は相續税、所得税及附加税並自働車税の増加によるものである

九〇〇、〇〇〇 磅

二五〇、〇〇〇

一〇、六五〇、〇〇〇

一〇、〇〇〇、〇〇〇

二四、四五〇、〇〇〇

△ 三四、〇五〇、〇〇〇 磅

九、六〇〇、〇〇〇 磅



更に本豫算額と決算額

七九九、四三五、五九五 磅

に比較するときは、決算額において

五、三八五、五九五 磅

の増加である。而して其の種目別は

租税収入

(直接税)

相續税の増加

鑛業権税の増加

所得税の増加

同附加税の増加

自働車税の増加

三、四五〇、〇〇〇 磅

二〇〇、〇〇〇

八、八三六、〇〇〇

一、六八〇、〇〇〇

五六四、〇〇〇



超過利得税の減少 二八二  
七、三〇〇、〇〇〇 磅

法人利得税の減少 △  
一、九〇〇、〇〇〇

小計 (増加) △  
五、五三〇、〇〇〇

(間接税)

関税の減少 △  
二、四五六、〇〇〇

消費税の減少 △  
七七二、〇〇〇

印紙税の増加 △  
一、八五〇、〇〇〇

小計 (減少) △  
一、三七八、〇〇〇

計 (増加) △  
四、一五二、〇〇〇

税外収入

郵便、電信及電話収入の増加 一、九五〇、〇〇〇

王領地収入の増加 六〇、〇〇〇

各種貸付金収入の減少 △  
三〇九、一七七

雑収入の減少 △  
四六七、二八八

計 (増加) 一、二三三、五九五

合計 (増加) 五、三八五、五九五

にして、今種目別につき其の大要を説明すれば左の如くである。

(1) 租税収入

(イ) 関税及消費税

火酒税及び煙草税は夫々豫算の見積より二百萬磅の減收であるが、反對に麥酒税は百萬磅の増收を見、又葡萄酒税、飲料特許税及び娯楽税なども若干の増收を示してゐる。

又砂糖税大軽減の効果は十分消費者に行き渡った。然し茶に對して行はれた大軽減は世界の製茶相場がヨリ大なる變動を



示したため、其の效を奏することが出来なかつた。然れども大体において殊に消費を量の方面から見ると、國民の消費力は依然維持されてゐるのである。

(四) 所得税其他の直接諸税

超過利得税及び法人利得税は減少したけれども、所得税、附加税、相續税等の増収によりて、其の減少は償はれてゐるのである。

○

一九二四年度決算  
額と前年度決  
算額の比較

一九二四年度歳入決算額は

七九九、四三五、五九五磅

にして、之を一九二三年度歳入決算額

八三七、一六九、二八四磅

に比較するとき

三七、七三三、六八九磅

の減少である。而して其の種目別は

租税收入

(直接税)

- 相續税の増加
- 地租の増加
- 所得税の増加
- 同附加税の増加
- 超過利得税の増加
- 自動車税の増加
- 家屋税の減少

一、六五〇、〇〇〇磅

一〇〇、〇〇〇

四、五〇五、〇〇〇

二、〇四〇、〇〇〇

七〇〇、〇〇〇

一、四七三、〇〇〇

一、四〇〇、〇〇〇



鑛業権税の減少

法人利得税の減少

小計 (増加)

(間接税)

関税の減少

消費税の減少

印紙税の増加

小計 (減少)

計 (減少)

三八六  
〇〇〇

五、二四〇、〇〇〇

三、八一八、〇〇〇

二〇、六一四、〇〇〇

一二、八四二、〇〇〇

一、二八〇、〇〇〇

三二、一七六、〇〇〇

二八、三五八、〇〇〇

税外収入

郵便、電信及電  
話収入の増加

王領地収入の増加

二、六五〇、〇〇〇

四〇、〇〇〇

各種貸付金収入の減少

雑収入の減少

計 (減少)

合計 (減少)

六、六六、〇一七

一一、三九九、六七二

九、三七五、六八九

三七、七三三、六八九

である。而して其の内譯は別表の如くである。









項 目	一九二四年度		一九二四年度豫算額		一九二三年度		一九二四年度決算額の増△減	
	決算額	本豫算額	總豫算額	決算額	对本豫算額	對總豫算額	對一九二三年度決算額	
電信收入	五、六〇〇、〇〇〇	五、五〇〇、〇〇〇	五、五〇〇、〇〇〇	五、五七〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	
電話收入	五、〇〇〇、〇〇〇	一四七五〇、〇〇〇	一四、七五〇、〇〇〇	一六、三九〇、〇〇〇	二五〇、〇〇〇	二五〇、〇〇〇	六〇、〇〇〇	
小計	五、五四〇、〇〇〇	五三、五〇〇、〇〇〇	五三、五〇〇、〇〇〇	五二、八〇〇、〇〇〇	一九五、〇〇〇	一九五、〇〇〇	二、六五〇、〇〇〇	
王領地收入	九六〇、〇〇〇	九〇〇、〇〇〇	九〇〇、〇〇〇	九一〇、〇〇〇	六〇、〇〇〇	六〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇	
各種貸付金收入	一、九四〇、八八三	一、二五〇、〇〇〇	一、二五〇、〇〇〇	一、二六〇、六九〇	三〇九、一七〇	三〇九、一七〇	六六六、〇一七	
雜收入	四一、三三二、七二二	四一、八五〇、〇〇〇	四一、八五〇、〇〇〇	五二、七八二、三八四	四六七、二八八	四六七、二八八	一、三九九、六七二	
普通收入	一四、四二〇、〇〇〇	一、八五〇、〇〇〇	二、八五〇、〇〇〇	一五、九八一、〇〇〇	二、五七〇、〇〇〇	二、五七〇、〇〇〇	一、五六一、〇〇〇	
手数料及 特許印紙稅	一、六六、七九九			一、六九五、〇〇〇			八一三	
民政各廳收入	一三、七三三、三一一			一四、二八六、〇〇〇			一、五五二、六七九	
特別收入								
民政各廳收入	二六、九六、七二二	三〇、〇〇〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇、〇〇〇	三六、八〇一、三八四	三、〇三七、二八八	三、〇三七、二八八	九、八三八、六七二	

合計	一九二四年度	一九二四年度豫算額	一九二四年度總豫算額	一九二三年度	一九二四年度決算額	對總豫算額	對一九二三年度決算額
合計	一〇九、七三三、五九五	一〇八、五〇〇、〇〇〇	一〇八、五〇〇、〇〇〇	一一九、一〇九、三八四	一、三三三、五九五	一、三三三、五九五	九、三七五、六八九
合計	七九九、四三三、五九五	七九四、〇五〇、〇〇〇	七九四、〇五〇、〇〇〇	八三七、一六九、三八四	五、三八五、五九五	五、三八五、五九五	三七、七三三、六八九

(二) 租稅收入其他の區分

一九二四年度歳入決算額と租稅收入其他に區分すると

租稅收入  
直接稅  
間接稅  
小計

四三二、三八〇、〇〇〇 磅  
二五七、三二二、〇〇〇  
六八九、七〇二、〇〇〇  
九九一



税外収入  
計 一〇九、七三三、五九五 磅  
七九九、四三五、五九五

にして、之を一九二三年度歳入決算額のものと比較するとき

租税収入 三、八一八、〇〇〇 磅

直接税の増加

間接税の減少

小計 (減少) 三二、一七六、〇〇〇

税外収入の減少 九、三七五、六八九

計 (減少) 三七、七三三、六八九

の減少である。

今各年度における区分割合を見るに

租税収入

一九二四年度 決算 一九二三年度 決算 一九二二年度 決算 一九二一年度 決算 一九二〇年度 決算 一九一九年度 決算 一九一八年度 決算 一九一七年度 決算

直接税	五四	五一	五二	四六	四七	五二	六九	三九
間接税	三二	三五	三三	三〇	二五	二三	一九	四三
計	八六	八六	八五	七六	七二	七五	八八	八二
税外収入	一四	一四	一五	二四	二八	二五	一二	一八
合計	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
にして、	租税収入中における直接税及び間接税の割合は							
直接税	六三	六〇	六一	六〇	六五	六九	七八	四八
間接税	三七	四〇	三九	四〇	三五	三一	二二	五二
計	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇

である。而して其の内譯は別表の如くである。





一九二四年度歳入決算額租税其他区分表

區分	一九二四年度決算額		一九二三年度決算額		差引増△減	租税の割合							
	金額	割合	金額	割合		一九二四年度決算額	一九二三年度決算額	一九二四年度決算額	一九二三年度決算額	一九二四年度決算額	一九二三年度決算額	一九二四年度決算額	一九二三年度決算額
租税	四三二、三八〇、〇〇〇	五四	四二八、五二二、〇〇〇	五一	三、八八〇、〇〇〇	六三	六〇	六一	六〇	六五	六九	七八	四八
直接税	二五七、三二二、〇〇〇	三二	二八九、四九八、〇〇〇	三五	三二、七六〇、〇〇〇	三七	四〇	三九	四〇	三五	三一	二二	五二
間接税	一〇九、七三三、五九五	一四	二九、一〇九、二八四	一四	九、三七五、六八九	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
小計	六八九七、三〇〇	八六	七八、〇〇〇	八六	二八、三五八、〇〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
税外收入	七九九、四三五、五五五	一〇〇	八三七、一六九、二八四	一〇〇	三七、七三三、六八九	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
計	七九九、四三五、五五五	一〇〇	八三七、一六九、二八四	一〇〇	三七、七三三、六八九	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇

五

國債

一九二四年度においては、前年度樹立せる國債償還政策を継続したるが、豫算において四千五百萬磅の減債基金を計上し、決算において生じたる歳計剩餘金三百六十餘萬磅をも國債償還に充當したるが、借換のため債額増加したるものあるため、普通國債の年度末現在高の減少額は四千三百餘萬磅に過ぎないものである。



(iv) 減債計畫

労働党内閣の蔵相スノーデンは、本年度豫算演説において、減税の實行よりも國債償還の遂かに重要な旨を力説したが、本年度の歳計剰餘金見積四百二萬四千磅は、其の大部分を追加豫算資金として保留する必要があるので、結局本年度において普通歳入を以て國債償還をなし得る金額は、歳出に計上されたる減債基金四千五百萬磅のみとなり、従つて期限の到来する公債に對しては、主として借換による整理方法を講じなければならぬのである。

スノーデン蔵相は豫算演説中において、國債に關し左の如く述べてゐる。

諸君は國債の負擔が如何に重いかを御了解のことと思ふが、又

私は此の負擔が尚ほ數年間繼續するの己むを得ざるべきことを懼るるものである。其の故にコルウイン卿を委員長とする有力なる調査委員會が、此の問題に關し政府に建議するために設置されたことは極めて喜ばしいことと思ふのである。而して吾々が機會ある毎に、又出來るだけの多くの財源を國債銷却に振り向けねばならぬことは明かである。一部の人は國債償還を以て、公共の利益を増進する所以でないと考へて居る様である。私も所得税において一志を低減することには、五千萬磅の國債を償還するよりも萃々しいことを知つてゐる。所得税の低減は其の效果が目に見えてゐる。國債償還は之に反して間接の結果を齎すに過ぎない。然し決して實のないものではなく、寧ろ其の利益は減税よりも廣く行き亘り且つ徹底してゐる。國債償還の結果國民的信用が改善されるれば、産業資金の金利を調整することに



なる。加之近い将来において實行しなければならぬ大借換計  
畫を考へると、我國商業の維持及び發達は、最も重要な問題と  
なつて來るのである。

私は此の點に關し過去に成し遂げた事業が吾々を更に鼓舞す  
様に思はれる。一九一九年十二月において我國債は

約 八、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇 磅

で、之が國債の最高額に達した時であつたが、其の

一、三〇〇、〇〇〇、〇〇〇 磅

は外國債

六、七〇〇、〇〇〇、〇〇〇 磅

は内國債であつた。そして當時の米國に對する債務の延滞利子  
一九、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇 磅

を控除しても、毎年負擔する利子の額は

に達した。現在吾々の有する國債の額面總額は  
三四五、〇〇〇、〇〇〇 磅  
で其の利子年額は  
三〇五、〇〇〇、〇〇〇 磅  
である。現在において吾々の負擔する眞の外國債は、米國政府  
に對するもの純分比價にて  
約 九四〇、五〇〇、〇〇〇 磅  
と、米國市場で發行したものの純分比價にて  
約 四五、七〇〇、〇〇〇 磅  
があるのみである。吾々は嘗てオランダ、イスパニア、スウェー  
デン、メルウエー、スイス、アルゼンチン、チリ、日本、カ  
ナダ等で契約した戰時債務は 今日最早少しも負ふてゐない。



一九一九年十二月の額面價格と現在のそれとを比較すると、吾々は殆んど

一五〇、〇〇〇、〇〇〇 磅

の内國債を銷却したのである。然し借換による額面金額の増加——主として一九二一年度において更に低利のものに借換たのであるが——を考慮に入れらば、實際問題として此の銷却高は更に大となるのである。右の事實を考慮に入れて計算すると、一九一九年以來の内國債の減額は

約 四〇〇、〇〇〇、〇〇〇 磅

となる様である。内國債中一番危険な流動公債は

五七五、〇〇〇、〇〇〇 磅

だけ減少した。同様の基礎に立つて即ち借換による額面金額の増加を考慮に入れるとせば一九一九年十二月以來の内外債銷却

總額は實に

六五〇、〇〇〇、〇〇〇 磅

以上に及び、實際大戦開始當時における國債の總額と等しいこととなる。私は諸君が之を以て驚嘆に値する國民的偉業となすに異議ないと信ずる。以上の数字は外國債については純分比價に據つたもので、又軍事債券に對する割増金と未償還貯蓄債の經過利子とを除外したものである。此の結果として吾々は利子年額

四〇、〇〇〇、〇〇〇 磅

だけ節減し、同時に信用改善の基礎を築くことを得た。そして之によつて將來において更に吾々の負擔を輕減し得ることを期待して居る。

此の外吾々は莫大な債権を有つてゐる。これ等の公債は聯合國



に貸付けるために我國民から募債したもので、吾々は之に對し  
利子を支拂はねばならないで居る。此の利子の支拂のために、  
我國の納稅者に實に一方ならぬ重荷を課する仕儀となつて居る  
が、これ等の公債の一部に對する利子を債務國から受けるやう  
になれば、我國自身の財源から調達するよりも、遙か迅かに吾  
々自身の負債若くは擔税を軽減し得ることにならう。

○

四 其の實績

本年度決算において生じたる歲計剩餘金は

三、六五八、八八四磅

にして、第二次ボルドウィン保守党内閣の藏相チャーチルは、之  
を國債償還に充當したのである。而して新減債基金

四五、〇〇〇、〇〇〇磅

が國債償還に使用せられたるは勿論である。  
右新減債基金四千五百萬磅の用途は左の如くである。

一 内國債の銷却に使用したる分

定期年金の元金 一、八一二、九二二磅

整理公債減債基金 二、五二八、二八一

戰勝債券減債基金 二、一四五、〇三九

借換公債減債基金 一三、二三八、八五九

相續稅納付の整理及戰勝兩公債 七、八一六、〇〇〇

相續稅納付の其他の證券 三〇、二六二

自由殘額ノ減債ノ一般に行使し得るもの 一二、二二六、四〇四

計 三九、七九七、七六七

二 外國債の銷却に使用したる分



對米國政府公債元本  
合計

五、二〇二、二三三  
四五、〇〇〇、〇〇〇  
磅

國債の現在

一九二四年度末國債の現在高は

普通公債

内國債

六、四七六、二四八、一七八  
磅

外國債

一、一三一、五九九、八七四

計

七、五九七、八四八、〇五二

其他の資本公債

六八、〇三二、〇九二

合計

七、六六五、八八〇、一四四

にして、之を一九二三年度末現在高  
に比較するときは

七、七〇七、五三七、五四五  
磅

△ 四一、六五七、四〇一  
磅

普通公債

の減少である。其の内譯は

内國債の減少

△ 三八、九八五、四三五  
磅

外國債の減少

△ 四、二一三、四六五

計 (減少)

△ 四三、一九八、九〇〇

其他の資本公債の増加

一、五四一、四九九

合計 (減少)

△ 四一、六五七、四〇一

にして、其の内譯は別表の如くである。



一九二四年度末國債現在高表

種別	各年度末現在高		差引増△減
	一九二四年度末	一九二三年度末	
普通公債	六、四七六、二四八、一七八	六、五五二、三三、六三	△ 三八、九八五、四三五
内國債	一、〇二二、六八九、四八六	九八〇、二五八、四七九	△ 四二、四三一、〇〇七
長期公債	一三、〇五三、三〇八	一三、四五一、三四二	△ 三九七、九三四
定期年金	五、四四〇、五〇五、一八四	五、五二一、五二三、七九二	△ 八一〇、一八、五〇八
短期公債	一、二二一、五九九、八七四	一、二二五、八一三、三三九	△ 四、二一三、四九五
外國債			
短期公債			
合計			

種別	各年度末現在高		差引増△減
	一九二四年度末	一九二三年度末	
其他の資本公債	七、五九七、八四八、〇五二	七、六四一、〇四六、九五二	△ 四三、一九八、九〇〇
合計	六八、〇三二、〇九二	六六、四九〇、五九三	△ 一、五四一、四九九
其他の資本公債	七、六六五、八八〇、一四四	七、七〇七、五三七、五四五	△ 四一、六五七、四〇一

國債の種別現在

前記の國債現在高の種別は別表の如くである。

一九二五年三月三十一日現在國債明細表

長期公債

ニ六コンソル

二七六、四五七、六二八、  
磅

〇志

八斤



二  $\frac{3}{4}$  % 同  
 二  $\frac{1}{2}$  % 同  
 三  $\frac{1}{2}$  % 同借換公債  
 計  
 一、〇〇九、〇四三、六一六、一〇四  
 七〇八、九三〇、八八九、一八四  
 二一、二五〇、四一九、五五六  
 二、四〇四、六七九、五五一〇  
 磅 志 斤

英愛西銀行長期債上金  
 長期公債合計  
 一、〇二二、六八九、四八五、一五〇  
 一三、六四五、八六九、四一八

定期年金公債(元金債務見積)  
 終身及定期年金公債  
 一八八四年度創設の減債基金年金公債  
 計  
 一三、〇五三、四〇八、〇〇〇  
 (元金債務を含まず)  
 一三、〇五三、四〇八、〇〇〇

短期公債

大藏省證券  
 議定費一時借入金  
 一六六、五八五、〇〇〇、〇〇〇  
 五七五、六一〇、〇〇〇、〇〇〇

一九一四年乃至一九一九年戰時公債法  
 一九一六年財政法、一九二〇年財政法  
 及一九二一年財政法による公債

三  $\frac{1}{2}$  % 軍事公債 (一九二一—二八) 六二、七一三、九九六、七三  
 四  $\frac{1}{2}$  % 軍事公債 (一九二一—四五) 一一、八〇四、四四一、九二  
 五 % 軍事公債 (一九二一—四七) 一九八六、九八五、七六三、一五  
 四 % 軍事公債 (一九二一—四二) 六五、八六〇、七一七、一七  
 四 % 整理公債 (一九二一—四〇) 三九四、八七四、〇五四、三  
 四  $\frac{1}{2}$  % 借換公債 (一九二一—四四) 二一〇、五八六、九六六、四七  
 四 % 戰勝債券 (毎年抽籤償還) 三四九、七九五、七四五、〇〇







國民貯蓄證券

發行日付より十年以内償還(經過利子除算)

三六八、八三五、五四六、〇〇志斤

磅 砵 公 債

五% 海峽植民地公債

一、七五三、〇〇〇、〇〇

對個人無利子債務

二五〇、〇〇〇

短期公債總計  
內國債總計

五、四八九、〇二九、〇一九、一七四  
六、五二四、七七一、九一三、一二四

海外拂公債

亞米利加合衆國

對米國政府債務

四、五五四、〇〇〇、〇〇〇 砵  
四、五五四、〇〇〇、〇〇〇 磅  
九三五、七五三、四二五、〇〇〇 志斤

五% 十箇年債券(一九一九年)  
五% 二十箇年債券(一九二七年)  
六% 中央亞爾然丁(一九二七年)  
鐵道會社

四八、一八六、〇〇〇、〇〇〇  
一四三、五八七、〇〇〇、〇〇〇  
一五、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇  
九、九〇一、二二三、〇〇〇  
二九、五〇四、一七八、〇〇〇  
三、〇八二、一九二、〇〇〇

海峽植民地

五% 公債 (一九二八年)  
五% 公債 (一九二九年)

三、三四一、〇〇〇、〇〇〇  
四、三一五、〇〇〇、〇〇〇

對聯合國政府債務(註)

佛 國  
露 國  
伊 國

五三、五〇〇、〇〇〇、〇〇〇  
六〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇  
二二、二〇〇、〇〇〇、〇〇〇

亞米利加公債 (安佛共同公債)

一三、八五〇、〇〇〇 砵  
二、八四六、〇〇〇 志斤



外債總計

一九二五年三月三十一日現在普通公債總計

一、二二、五九九、八七四、〇〇〇  
七、六四六、三七七、七七一、二二四

(註) 英國政府がこれ等政府に對して有する債權と相殺し得べきものとして、同一日付における債權金額左の如し。

佛國 六二〇、二二四、二〇〇、〇〇〇 磅  
露國 七五六、七〇四、七四八、七五五  
伊國 五八二、五一〇、〇〇〇、〇〇〇

相續税納付のため呈出せられし債券等にして、抽籤若くは銷却まで國債委員の手許に保有せるもの

四% 整理公債 一、五五〇、三三〇、六七 磅  
四% 戰勝公債 四六、九七三、四〇五、〇〇〇  
計 四八、五二三、七三五、六七

差引總計  
特殊公債  
總國債

七、五九七、八四八、〇五二 磅  
六八、〇三二、〇九二、〇〇〇 磅  
七、六六五、八八〇、一四四、五九九

普通公債の内譯

普通公債の一九二四年度末現在高を前年度末現在高に比較するときは、四千三百餘萬磅の減額にして、其の内流動公債が三千二百餘萬磅を占め、割合にして七五%である。而して其の内譯は別表の如くである。



一九二四年度末普通公債現在高區分表

種別	各年度末現在高		差引増△減
	一九二四年度末	一九二三年度末	
普通公債	六、四七六、二四八、一七八	六、五一五、三三三、六一三	△ 三、八九八、五、四三五
内國債	七、四二一、一九五、〇〇〇	七、七四〇、四七五、五〇〇	△ 三、二二八、〇、五〇〇
流動公債	五、七五五、六一〇、〇〇〇	五、八八三、三二〇、〇〇〇	△ 一、二、七、一〇、〇〇〇
大藏省證券	一、六六六、五八五、〇〇〇	一、八六六、一五五、五〇〇	△ 一、九、五、七〇、五〇〇
一時借入金	五、七三四、〇五三、一七八	五、七四〇、七五八、一三三	△ 六、七〇四、九三五
其他の公債	一、二二一、五九九、八七四	一、二二五、八一三、三三九	△ 四、二一三、四六五
外國債	九七八、二四三、八七四	九八六、一五七、三三九	△ 七、九一三、四六五
米國の分	九三五、七五三、四二五	九四〇、四七九、四五二	△ 四、七二六、二七七
米國借入金			
英佛共同公債	二、八四六	二、八四六	〇

其他	四二、四八七、六〇三	四五、六七五、〇四一	△ 三、一八七、四三八
其他の分	一四三、三五六、〇〇〇	一三九、六五六、〇〇〇	△ 三、七〇〇、〇〇〇
其他の聯合國よりの借入	一三五、七〇〇、〇〇〇	一三二、〇〇〇、〇〇〇	△ 三、七〇〇、〇〇〇
ロシア	六〇、〇〇〇、〇〇〇	六〇、〇〇〇、〇〇〇	〇
フランス	五三、五〇〇、〇〇〇	五三、五〇〇、〇〇〇	〇
イタリ	二二、一〇〇、〇〇〇	一八、五〇〇、〇〇〇	△ 三、七〇〇、〇〇〇
其他	七、六五六、〇〇〇	七、六五六、〇〇〇	〇
海峡植民地			
合計	七、五九七、八四八、〇五二	七、六四一、〇四六、九五三	△ 四、三、一九八、九〇〇



六

對外債權

一九二四年度末の對外債權現在高は

自治領及殖民地	一九二四年度末	一二九、八〇八、六三一 磅
對外國政府	一九二四年度末	二、一〇六、一五六、一四八
計	一九二四年度末	二、二三五、九六四、七七九

にして、之を一九二三年度末現在高に比較するときは

自治領及殖民地の減少	一九二三年度末	一、六八一、〇三五 磅
對外國政府の増加	一九二三年度末	七四、七六五、二六一
計 (増加)	一九二三年度末	七三、〇八四、二二六

の増加である。而して其の内譯は別表の如くである。



一九二四年度末對外債權現在高表

種別	各年度末現在高	一九二四年度末	一九二三年度末	差引増△減
自治領及殖民地 (戰時貸付)		一二九、八〇八、六三一 磅	一三一、四八九、六六六 磅	△ 一六八一、〇三五 磅
對外國政府		二、一〇六、一五六、一四八	二、〇三一、三九〇、八八七	七四、七六五、二六一
ロシア		七五六、七〇四、七四八	七二二、五四五、七二二	三四、一五九、〇二六
フランス		六二〇、二二四、二〇〇	六二三、二七八、九三三	△ 三、〇五四、七三三



種別	各年度末現在高			差引増△減
	一九二四年度末	一九二三年度末	一九二二年度末	
イタリ	五八二、五一〇、〇〇〇 磅	五五三、三〇〇、〇〇〇 磅	二九、二一〇、〇〇〇 磅	
小計	一、九五九、四三八、九四八	一、八九九、一二四、六四五	六〇、三一四、三〇三	
其他	一四六、七二七、二〇〇	一三二、二六六、二四二	一四、四五〇、九五八	
計	二、二三五、九六四、七七九	二、一六二、八八〇、五五三	七三、〇八四、三二六	

次に國別の各年度末現在高は別表の如くである。

英國政府の海外領土並外國政府、貸付面一覽表

國別	各年度末現在高		
	一九二四年度末	一九二五年度末	一九二六年度末
自治領及殖民地			
濠洲	六、三二五、七八九 磅	二九、七四、二九九	四九、〇八二、〇五九
加奈陀	一、二、六三一、五七九	二、八三五、四、五九九	五九、五〇三、五〇一
新西蘭	五、八四二、一〇五	一、一、二六二、五六一	一八、一九三、〇七三
南阿弗	二、六七八、九七七	一、七九〇、二、四五六	七、七三九、五六八
ニューファンドランド	一〇五、二六三	三〇〇、二、八七一	〇
英領ギイアナ	一、四四二、三二一	一、三九、五四九	一、四五、三七五



次に國別の各年度末現在高は別表の如くである。

英國政府の海外領土並外國政府貸付高一覽表

國別	各年度末現在高
自治領及植民地	
濠洲	一九一四年度末 六、三二五、七八九 磅
加奈陀	一九一四年度末 一、六三一、五七九 磅
新西蘭	一九一四年度末 五、八四二、一〇五 磅
南阿弗	一九一四年度末 二、六三八、九四七 磅
ニューファンドランド	一九一四年度末 一〇五、二六三 磅
英領ギイアナ	一九一四年度末 一四四、二一一 磅
一九一五年度末	
濠洲	一九一五年度末 二九、七七四、二九九 磅
加奈陀	一九一五年度末 二、八三五、四九九 磅
新西蘭	一九一五年度末 一、二六二、五六一 磅
南阿弗	一九一五年度末 一、七九〇、二四九 磅
ニューファンドランド	一九一五年度末 三〇二、八七一 磅
英領ギイアナ	一九一五年度末 一三九、五四九 磅
一九一六年度末	
濠洲	一九一六年度末 四九、〇八二、〇九九 磅
加奈陀	一九一六年度末 五九、五〇三、五〇一 磅
新西蘭	一九一六年度末 一八、一九三、〇七三 磅
南阿弗	一九一六年度末 七、七三九、五六八 磅
ニューファンドランド	一九一六年度末 〇 磅
英領ギイアナ	一九一六年度末 一四五、三七五 磅
一九一七年度末	
濠洲	一九一七年度末 四八、五八二、〇五九 磅
加奈陀	一九一七年度末 一〇三、〇〇三、五〇一 磅
新西蘭	一九一七年度末 二二、〇二二、〇七三 磅
南阿弗	一九一七年度末 一六、七四九、五六八 磅
ニューファンドランド	一九一七年度末 三〇〇、〇〇〇 磅
英領ギイアナ	一九一七年度末 一四五、三七五 磅
一九一八年度末	
濠洲	一九一八年度末 四九、〇八二、〇五九 磅
加奈陀	一九一八年度末 七二、四〇七、九六九 磅
新西蘭	一九一八年度末 二九、六三三、〇七三 磅
南阿弗	一九一八年度末 一六、六三〇、三三八 磅
ニューファンドランド	一九一八年度末 七〇〇、〇〇〇 磅
英領ギイアナ	一九一八年度末 一四四、二一〇 磅
一九一九年度末	
濠洲	一九一九年度末 五一、五八二、〇五九 磅
加奈陀	一九一九年度末 一九、三三九、七三〇 磅
新西蘭	一九一九年度末 二九、六三三、〇七三 磅
南阿弗	一九一九年度末 一五、七七〇、三三五 磅
ニューファンドランド	一九一九年度末 七〇〇、〇〇〇 磅
英領ギイアナ	一九一九年度末 一四四、二一〇 磅
一九二〇年度末	
濠洲	一九二〇年度末 九六、四四四、三四九 磅
加奈陀	一九二〇年度末 一三、八〇九、七三〇 磅
新西蘭	一九二〇年度末 二九、六三三、〇七三 磅
南阿弗	一九二〇年度末 一三、四一六、二五九 磅
ニューファンドランド	一九二〇年度末 七〇〇、〇〇〇 磅
英領ギイアナ	一九二〇年度末 一四四、二一〇 磅
一九二一年度末	
濠洲	一九二一年度末 九一、四五三、二八八 磅
加奈陀	一九二一年度末 一三、八〇九、七三〇 磅
新西蘭	一九二一年度末 二九、六三三、〇七三 磅
南阿弗	一九二一年度末 一三、二八六、七一四 磅
ニューファンドランド	一九二一年度末 七〇〇、〇〇〇 磅
英領ギイアナ	一九二一年度末 一四四、二一〇 磅
一九二二年度末	
濠洲	一九二二年度末 九〇、三三八、六〇四 磅
加奈陀	一九二二年度末 一三、八〇九、七三〇 磅
新西蘭	一九二二年度末 二九、四八一、九〇二 磅
南阿弗	一九二二年度末 一、八八四、〇〇〇 磅
ニューファンドランド	一九二二年度末 七〇〇、〇〇〇 磅
英領ギイアナ	一九二二年度末 〇 磅
一九二三年度末	
濠洲	一九二三年度末 八九、二七〇、九三二 磅
加奈陀	一九二三年度末 〇 磅
新西蘭	一九二三年度末 二九、一八八、九三八 磅
南阿弗	一九二三年度末 一、八八四、〇〇〇 磅
ニューファンドランド	一九二三年度末 七〇〇、〇〇〇 磅
英領ギイアナ	一九二三年度末 〇 磅
一九二四年度末	
濠洲	一九二四年度末 八八、〇九七、六〇五 磅
加奈陀	一九二四年度末 〇 磅
新西蘭	一九二四年度末 二八、六八一、二二〇 磅
南阿弗	一九二四年度末 一、八八四、〇〇〇 磅
ニューファンドランド	一九二四年度末 七〇〇、〇〇〇 磅
英領ギイアナ	一九二四年度末 〇 磅



聯合國政府		一九一四年度末	一九一五年年度末	一九一六年年度末
佛蘭西	○	二〇,五五四,五七九	一九,一六七,〇〇〇	一八,〇〇〇,〇〇〇
露西亞	○	一七,四三二,〇〇〇	四〇,〇三九,三九七	三三,〇〇〇,〇〇〇
伊太利	○	四九,五三〇,〇〇〇	一五七,〇〇〇,〇〇〇	一八八,〇〇〇,〇〇〇
白耳義	一,一九三,五五四	二八,八三四,五九九	四九,九二五,〇四五	六六,〇〇〇,〇〇〇
波蘭	二,一八七,七八七	七三〇,五四一六	一,二二九,一三二	一,〇〇〇,〇〇〇
羅馬尼	○	七三,五〇〇,〇〇〇	一,二,五〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇
葡萄牙	○	○	二,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇
希臘	○	一〇,九四七,六六	一,四六一,四八	一,〇〇〇,〇〇〇
白銀フンブ	○	○	九七,〇三五	一〇〇,〇〇〇
小計	四,一七〇,三四一	二八八,八八一,〇三〇	八三七,八八五,〇七七	一,〇〇〇,〇〇〇

各年度末現在高		一九一四年度末	一九一五年年度末	一九一六年年度末
計	三九,五三一,八四二	九二,一六〇,八三五	一四六,七七八,二三三	一八八,〇〇〇,〇〇〇
馬采聯邦	一,九三三,一五八	二,三二二,〇八六	○	○
ウガンダ	○	四,五二〇,二	四七,〇五五	○
ニアースラランド	三六,三二六	一,一三三,五三三	四五一,五二九	○
東アフリカ保護國	二四,三二一	一〇,八九九一	二二,五四一	○
英領南阿會社	○	二〇,一〇一〇	七三,五九九	○
トリニダット	四八,二二一	四八,八五九	四八,八二二	○
シヤマイカ	七六,〇五二	六三,四〇八	六六,〇五五	○
フイージー	○	二〇,二二〇	二二,六五一	○



國別	各年度末現在高	一九一四年度末	一九一五年度末	一九一六年度末	一九一七年度末	一九一八年度末	一九一九年度末	一九二〇年度末	一九二一年度末	一九二二年度末	一九二三年度末	一九二四年度末
フィジー	磅	〇	二〇,二二〇	二二,六五一	三二,六五一	三二,六五一	三二,六五一	三二,六五一	三二,六五一	三二,六五一	三二,六五一	三二,六五一
シママイカ	磅	七六,〇五二	六三,四〇八	六六,〇五五	六六,〇五五	六六,〇五五	六六,〇五五	六六,〇五五	六六,〇五五	六六,〇五五	六六,〇五五	六六,〇五五
トリニダット	磅	四八四,二二一	四八八,五五九	四八八,一三一	四八八,一三一	四八八,一三一	四八八,一三一	四八八,一三一	四八八,一三一	四八八,一三一	四八八,一三一	四八八,一三一
英領南阿會社	磅	〇	二〇,一〇一	七五,七九九	一八,五七九	一八,五七九	一八,五七九	一八,五七九	一八,五七九	一八,五七九	一八,五七九	一八,五七九
東アフリカ保護國	磅	二四四,二二一	一〇八,九九一	二二,五四一	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
ニアースラランド	磅	三六,三二六	一一三,五三三	四五,五三九	六五,八二一	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
ウガンダ	磅	〇	四五,三〇二	四七,〇五五	四七,〇五五	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
馬來聯邦	磅	一,九八三,一五八	二,三二二,〇八六	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
計	磅	三九,五三,八四二	九一,一六〇,八三五	一四六,七七八,二二三	一九四,四三九,〇七八	一七〇,八九〇,七五五	二一九,五九六,九一三	一五六,五三五,二四七	一五〇,四三二,二一四	一四八,七八,一六一	一三一,四八九,六六六	一三九,八〇,六三一

聯合國政府

佛蘭西	〇	二〇,二五四,七九九	一九,一六七,〇〇〇
露西亞	〇	一七四,三二二,〇〇〇	四〇,〇〇〇,三九七
伊太利	〇	四九,五三〇,〇〇〇	一五七,〇〇〇,〇〇〇
白耳義	一,一九八,二五五	二八,八三四,三五九	四九,九二五,〇四五
波蘭	〇	七三,〇五四,一六	一,二二九,一三二

波蘭	〇	七三,〇五四,一六	一,二二九,一三二
白耳義	一,一九八,二五五	二八,八三四,三五九	四九,九二五,〇四五
伊太利	〇	四九,五三〇,〇〇〇	一五七,〇〇〇,〇〇〇
露西亞	〇	一七四,三二二,〇〇〇	四〇,〇〇〇,三九七
佛蘭西	〇	二〇,二五四,七九九	一九,一六七,〇〇〇







波蘭	チェコスロヴァキア	停房歸還のための貸付	小計	白領エンプ	白耳義	復興のための貸付	小計	ガブニール 国際委員会
0	0	0	0	0	0	0	0	0

14,444,000	14,444,000	14,444,000	14,444,000	14,444,000	14,444,000	14,444,000	14,444,000	14,444,000
14,444,000	14,444,000	14,444,000	14,444,000	14,444,000	14,444,000	14,444,000	14,444,000	14,444,000
14,444,000	14,444,000	14,444,000	14,444,000	14,444,000	14,444,000	14,444,000	14,444,000	14,444,000
14,444,000	14,444,000	14,444,000	14,444,000	14,444,000	14,444,000	14,444,000	14,444,000	14,444,000
14,444,000	14,444,000	14,444,000	14,444,000	14,444,000	14,444,000	14,444,000	14,444,000	14,444,000
14,444,000	14,444,000	14,444,000	14,444,000	14,444,000	14,444,000	14,444,000	14,444,000	14,444,000
14,444,000	14,444,000	14,444,000	14,444,000	14,444,000	14,444,000	14,444,000	14,444,000	14,444,000
14,444,000	14,444,000	14,444,000	14,444,000	14,444,000	14,444,000	14,444,000	14,444,000	14,444,000
14,444,000	14,444,000	14,444,000	14,444,000	14,444,000	14,444,000	14,444,000	14,444,000	14,444,000
14,444,000	14,444,000	14,444,000	14,444,000	14,444,000	14,444,000	14,444,000	14,444,000	14,444,000

アルメニア	白牙利	ラトヴィア	リスアニア	エストニア	チェコスロヴァキア	波蘭	セルビア・クロアチア ロツエニア王國	羅馬尼	澳太利	救済のための貸付	國別 各年度末現在高
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	一九一四年度末
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	一九一五年度末
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	一九一六年度末

110,000	100,000	0	0	114,000	870,000	870,000	11,000,000	11,000,000	11,000,000	11,000,000	一九一七年度末
110,000	100,000	0	0	114,000	870,000	870,000	11,000,000	11,000,000	11,000,000	11,000,000	一九一八年度末
110,000	100,000	0	0	114,000	870,000	870,000	11,000,000	11,000,000	11,000,000	11,000,000	一九一九年度末
110,000	100,000	0	0	114,000	870,000	870,000	11,000,000	11,000,000	11,000,000	11,000,000	一九二〇年度末
110,000	100,000	0	0	114,000	870,000	870,000	11,000,000	11,000,000	11,000,000	11,000,000	一九二一年度末
110,000	100,000	0	0	114,000	870,000	870,000	11,000,000	11,000,000	11,000,000	11,000,000	一九二二年度末
110,000	100,000	0	0	114,000	870,000	870,000	11,000,000	11,000,000	11,000,000	11,000,000	一九二三年度末
110,000	100,000	0	0	114,000	870,000	870,000	11,000,000	11,000,000	11,000,000	11,000,000	一九二四年度末
110,000	100,000	0	0	114,000	870,000	870,000	11,000,000	11,000,000	11,000,000	11,000,000	一九二五年度末
110,000	100,000	0	0	114,000	870,000	870,000	11,000,000	11,000,000	11,000,000	11,000,000	一九二六年度末
110,000	100,000	0	0	114,000	870,000	870,000	11,000,000	11,000,000	11,000,000	11,000,000	一九二七年度末















国別	各年度水現在高			
	一九一四年度末	一九一五年度末	一九一六年度末	一九一七年度末
羅馬尼	0	0	0	0
ブルガリア	0	0	0	0
ギリシア	0	0	0	0
ラトヴィア	0	0	0	0
小計	0	0	0	0
其他の貸付	0	0	0	0
チェコスロヴァキア	0	0	0	0
佛蘭西	0	0	0	0
希臘	0	0	0	0
アルメニア	0	0	0	0
小計	0	0	0	0
	一九二〇年度末	一九二一年度末	一九二二年度末	一九二三年度末
羅馬尼	0	0	0	0
ブルガリア	0	0	0	0
ギリシア	0	0	0	0
ラトヴィア	0	0	0	0
小計	0	0	0	0
其他の貸付	0	0	0	0
チェコスロヴァキア	2,000,000	3,000,000	9,000,000	0
佛蘭西	0	0	0	6,726,669
希臘	0	0	0	395,000
アルメニア	89,635	784,434	83,645	908,669
小計	2,890,635	3,784,434	9,083,645	7,630,338
	一九二四年度末			
羅馬尼	0			1,375,533
ブルガリア	0			187,351
ギリシア	0			130,064
ラトヴィア	0			1,449,554
小計	0			3,042,442
其他の貸付	0			0
チェコスロヴァキア	0			0
佛蘭西	0			0
希臘	0			0
アルメニア	0			0
小計	0			3,042,442

合計	計
五,七〇,一八三	一四,一七,〇,三四一
三七九,六四一,八五五	二八八,四八,一〇,二〇
九七四,六六三,四〇	八七,八八,五,〇七

五,七〇,一八三	一四,一七,〇,三四一
三七九,六四一,八五五	二八八,四八,一〇,二〇
九七四,六六三,四〇	八七,八八,五,〇七

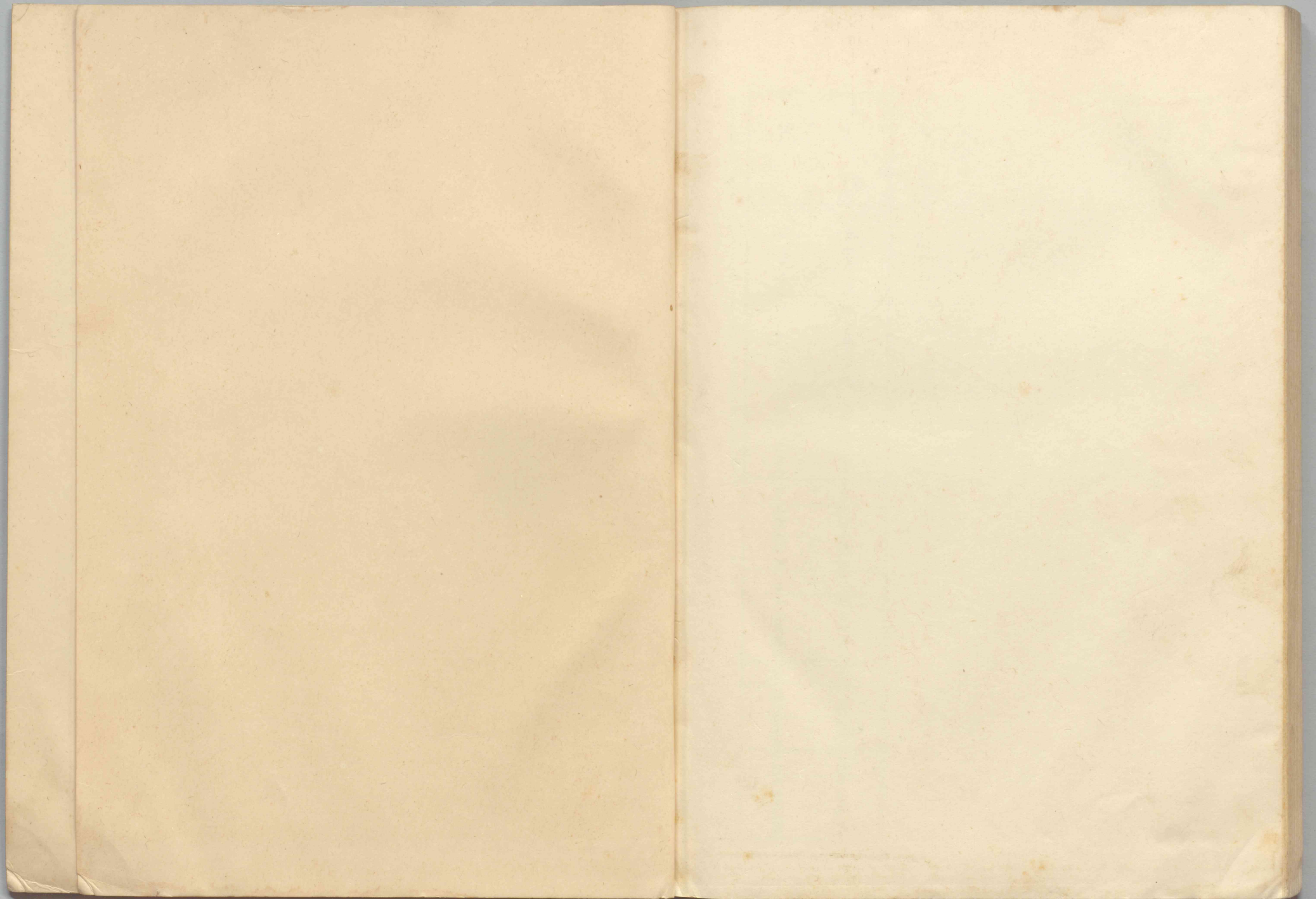




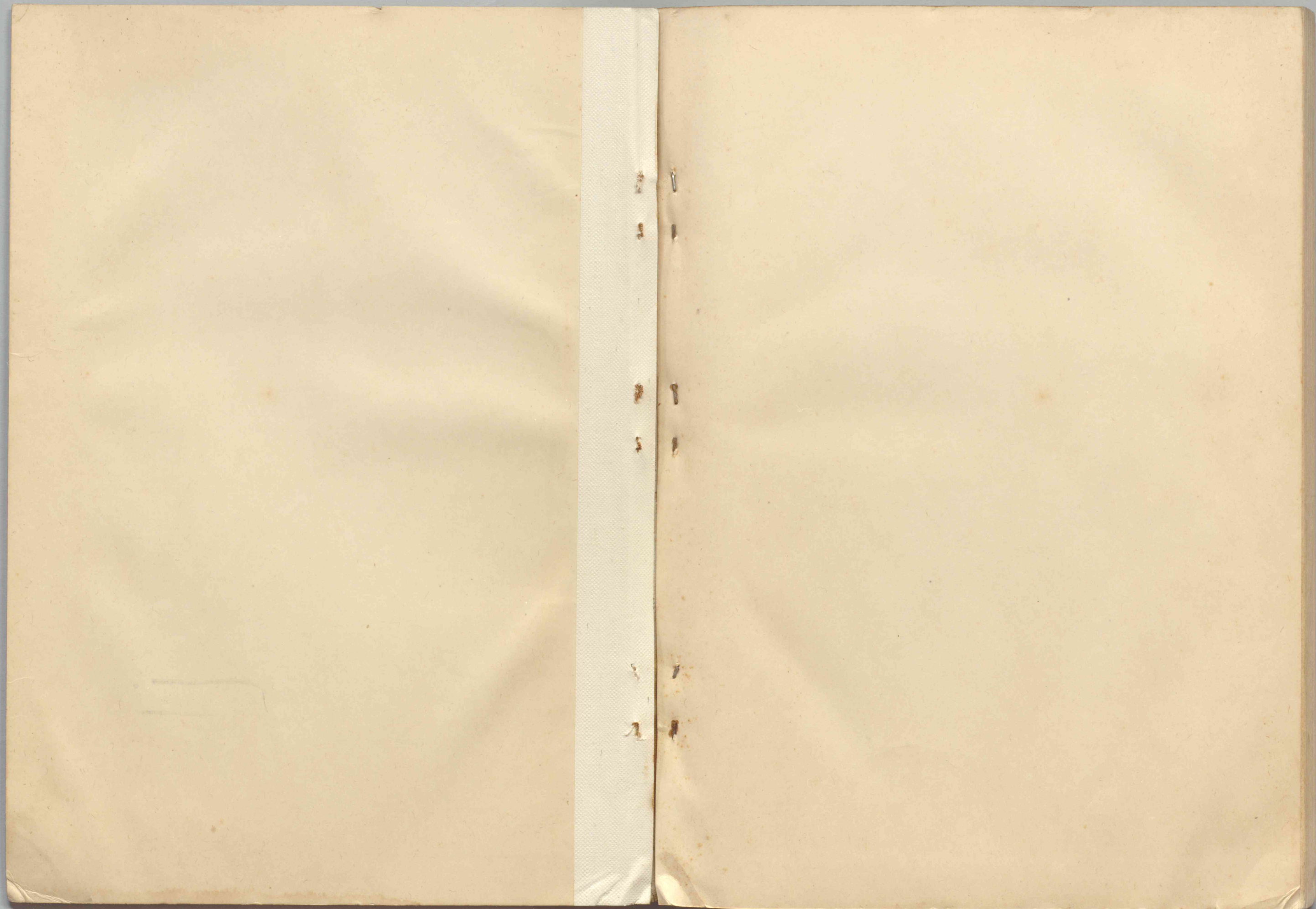














國  
政

群馬県立図書館



0706414-0